

第1次田辺市総合計画 (後期基本計画)

平成24年度～平成28年度



「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指して



和歌山県田辺市

田辺市民憲章

(平成 17 年 10 月 1 日制定)

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりまます。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまます。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまます。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまます。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまます。

田辺市の木・花・鳥

(平成 17 年 10 月 1 日指定)



田辺市の木「うばめがし」



田辺市の花「梅」



田辺市の鳥「めじろ」

ごあいさつ

田辺市では、市町村合併後の平成19年3月に「第1次田辺市総合計画」を策定し、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に掲げ、将来像である「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指してまちづくりを進めてまいりました。



この間、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、懸案であった各種施策も具体的な成果を上げてきており、新市としての一定の基礎づくりができたものと考えております。

しかしながら、地域経済の現状や人口減少など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、また地球温暖化等による環境問題など新たに取り組まなければならない行政課題も生じています。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、本市に甚大な被害をもたらした同年9月の台風12号による災害などを教訓として、各種災害への対策についても早急に取り組を進めていく必要があります。

こうした中、第1次田辺市総合計画のうち、具体的な施策の内容を示した前期基本計画が平成23年度をもって終了することに伴い、現下の諸課題に柔軟に対応しつつ、将来像の実現に向けた取組をより一層加速させるため、新たに平成24年度から28年度までを計画期間とした「後期基本計画」を策定いたしました。

今後は、この後期基本計画に基づき、これまで以上に市民の皆様方と行政が一体となって、より良いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました多くの方々から心からお礼を申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

田辺市長 真 砂 充 敏

目 次

はじめに 6

1. 後期基本計画策定の目的	7
2. 総合計画の構成・期間	8
3. まちの将来目標	9
4. まちづくりの基本方向	10
(1) 人をはぐくむまち	10
(2) 安心して暮らせるまち	11
(3) 安全で住みよいまち	12
(4) 活力みなぎる産業のまち	13
(5) 快適な環境のまち	14
(6) 市民と行政が共につくるまち	15
5. 後期基本計画施策体系	16

重点プロジェクト 18

1. 防災プロジェクト	19
2. 産業力強化プロジェクト	19
3. 文化力向上プロジェクト	20
4. 地域力充実プロジェクト	20

後期基本計画 22

第1章 人をはぐくむまち 24

第1節 人を大切にするまちづくり	25
1. 人権意識の向上を図ります	26
2. 男女共同参画社会づくりを推進します	27
第2節 子供をはぐくむまちづくり	29
1. 学校教育を充実します	32
2. 青少年の健全育成を推進します	34
第3節 文化のかおるまちづくり	36
1. 郷土の歴史を学び、後世へ伝承します	38
2. ふるさと文化の振興を図ります	39
3. 文化財を保護します	39
第4節 学びを支えるまちづくり	41
1. 生涯学習の振興を図ります	43
2. 生涯スポーツの振興を図ります	44

第5節 国際化に対応するまちづくり	46
1. 国際交流を推進します	47

第2章 安心して暮らせるまち 50

第1節 地域福祉をはぐくむまちづくり	51
1. 地域福祉活動を推進します	53
2. バリアフリーを推進します	53
第2節 健康に暮らせるまちづくり	54
1. 健康づくりを推進します	56
2. 医療環境の充実を図ります	57
第3節 子育てを支えるまちづくり	59
1. 子育てを支える環境づくりを推進します	62
2. 子育てと社会参加の両立を支援します	62
3. 子供が健やかに育つ環境づくりを推進します	63
第4節 障害者が安心して暮らせるまちづくり	64
1. 社会参加の促進を図ります	66
2. 障害者福祉サービスの充実を図ります	67
第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	69
1. 社会参加の促進を図ります	70
2. 在宅生活を支援します	71
3. 施設サービスの充実を図ります	71
第6節 生活を支えるまちづくり	73
1. 経済的自立を促進します	77
2. 働く環境づくりを推進します	77
3. 国民健康保険事業を適切に運営します	78
4. 介護保険事業を適切に運営します	78

第3章 安全で住みよいまち 80

第1節 災害に強いまちづくり	81
1. 防災体制を充実します	86
2. 災害対応力の強化を図ります	86
3. 火災予防を推進します	87
4. 消防力の強化を図ります	88
第2節 日々の暮らしを守るまちづくり	90
1. 交通安全対策を推進します	92
2. 防犯対策を推進します	93
3. 安全・安心な市民生活を確保します	93

第4章 活力みなぎる産業のまち 96

第1節 農林水産業を大切にするまちづくり	97
1. 梅・かんきつを軸とした足腰の強い農業の振興を図ります	101
2. 森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります	103
3. 恵まれた水産資源を生かす漁業の振興を図ります	104
第2節 地域産業を活性化するまちづくり	105
1. 地域の特性を生かした商工業の振興を図ります	107
第3節 交流型観光を推進するまちづくり	109
1. 質の高い観光の振興を図ります	110

第5章 快適な環境のまち 114

第1節 環境にやさしいまちづくり	115
1. 環境を保全します	120
2. 循環型社会づくりを推進します	121
第2節 うるおいとやすらぎのあるまちづくり	123
1. 憩いのある環境づくりを推進します	124
第3節 便利で機能的なまちづくり	126
1. 道路網の整備を図ります	130
2. 交通体系の確立を図ります	131
3. 情報通信基盤の整備を図ります	131
第4節 魅力あふれるまちづくり	133
1. 魅力ある市街地づくりを推進します	136
2. 活力ある山村づくりを推進します	137
3. 土地の有効利用を図ります	137

第6章 市民と行政が共につくるまち 138

第1節 市民が参画するまちづくり	139
1. 情報の共有化を推進します	141
2. 市民の活動の場を広げます	141
第2節 健全に行財政を運営するまちづくり	143
1. 効率的、効果的な行財政運営を推進します	145
2. 広域的な行政を推進します	146

参考資料 148

はじめに

1. 後期基本計画策定の目的	7
2. 総合計画の構成・機関	8
3. まちの将来目標	9
4. まちづくりの基本方向	10
5. 後期基本計画施策体系	16

1. 後期基本計画策定の目的

本市では、平成19年3月に平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とした「第1次田辺市総合計画」を策定し、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に掲げて、まちづくりを進めています。

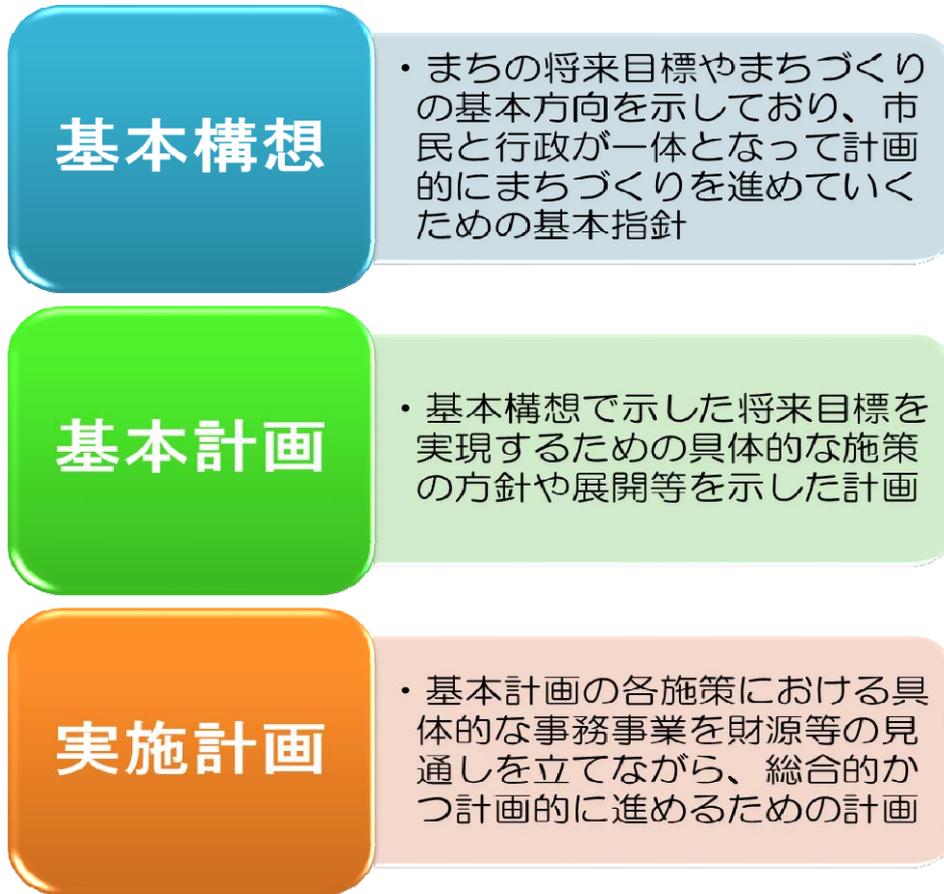
こうした中、今日まで具体的な施策の方針や展開等を示した「前期基本計画」に基づき、各種の施策を展開してきましたが、本計画を策定してから5年が経過する中で、社会経済情勢は大きく変化しています。

このため、こうした変化に柔軟に対応し、本市の将来像である「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」の実現に向け、新たに5年間を計画期間とした「後期基本計画」を策定します。

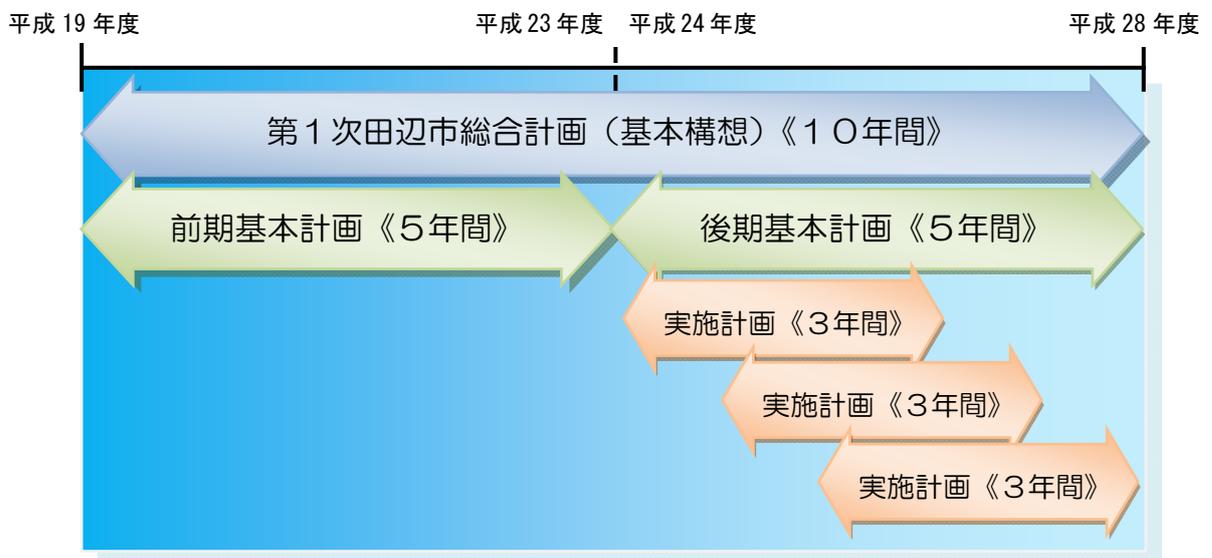


2. 総合計画の構成・期間

(1) 総合計画の構成



(2) 計画期間



3. まちの将来目標

(1) 基本理念

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

私たちの先人は、黒潮洗う田辺湾、緑豊かな紀伊山地とその山々を源とする大小の河川など、様々な自然の中で、歴史や文化、地域の伝統をはぐくんできました。

また、人と人とが、互いに尊重し、助け合う関係を大切にしながら、まちの活力を生み出してきました。

こうして築かれた、まちの姿を貴重な財産として、市民みんなで守り、さらに発展させ、未来へと継承していくことが私たちのつとめです。

私たちは、田辺市の多様な地域の特性を生かしながら、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に、力を合わせて取り組みます。

(2) 将来像

「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」

田辺市は、世界に誇れる自然や歴史、文化など、多様な地域資源と、県南部の中核を担う都市的機能を併せ持っています。

これらを、さらに高めながら、発展していくまちの姿として、田辺市の将来像を、「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」と定めます。

田辺市が有する、多様な地域資源や都市的機能を有機的に結びつけ、また人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、紀南地域の中核都市としての責任ある発展を目指すとともに、揺るぎなき新地方都市としての存在感を国内外に発信します。

4. まちづくりの基本方向

(1) 人をはぐくむまち

我が国では、「基本的人権の尊重」を重要な柱の一つとする「日本国憲法」の下で、人権に関する諸制度の整備等を進めてきましたが、依然として様々な人権問題が存在しており、近年、人々の権利意識の高揚や価値観の多様化などにより、新たな課題も生じています。

また、まちづくりを担う人づくりのため、一人ひとりの個性が尊重されるとともに、生涯を通して、自分自身の可能性を見だし、その実現を目指しながら、心身ともに健康な生活を送ることのできる環境づくりが重視されてきています。

田辺市では、これまでも「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、共に認め合い、尊重し合う土壌をはぐくんできました。しかし、都市化や核家族化、少子高齢化等の進展に伴い、地域社会や世代間での交流が少なくなり、人と人とのつながりの希薄化や、家庭や地域における教育力の低下などが大きな課題となっています。

田辺市は、幼少期からの情操教育に必要とされる自然や歴史、文化などの豊かな地域資源を有しており、これらを生かして、ふるさとへの愛着心を育てる取り組みを、これまで以上に行うとともに、学校、家庭、地域社会が連携した学びの機会づくりが求められています。

また、まちづくりの基本は人づくりという観点から、一人ひとりが自分の価値観に応じて、自己を高めながら、まちづくりに参画できる土壌づくりが必要です。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、人づくりを進め、人権感覚あふれる、心豊かなまちを創造します。

【主な施策】

- ・人を大切にするまちづくり
- ・子供をはぐくむまちづくり
- ・文化のかおるまちづくり
- ・学びを支えるまちづくり
- ・国際化に対応するまちづくり



(2) 安心して暮らせるまち

我が国では、少子高齢化が世界に類を見ない速さで進行しており、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、人々を取り巻く環境が大きく変わってきています。また、不安定な経済状況や厳しい雇用情勢の中で、生活上の支援を必要とする人々が厳しい環境におかれています。

さらに、生活不安などによる自殺者の増加や犯罪の低年齢化・凶悪化、児童虐待や家庭内暴力等の問題も後を絶ちません。

こうした中、地方自治体の果たすべき役割や責任を明確にするとともに、地域社会で互いに支え合い、だれもが安心して暮らせる地域づくりが大きな課題となっています。

田辺市では、若年層の流出等により全国平均に比べ10年程度早く高齢化が進み、高齢者同士の介護や介護施設等への入所待機者が増加しています。また、地域経済の低迷等による人口減少や過疎化により、高齢者や障害者、女性など、社会的に弱い立場にある人々を支える地域基盤が年々弱くなってきており、市民と行政とが連携しながら、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

また、移動手段をはじめとする各種のサービスについて、地域の特性に応じた、効率的・効果的な提供が課題となっています。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、だれもが安心して、心豊かに暮らせる社会づくりを進めます。

【主な施策】

- ・ 地域福祉をはぐくむまちづくり
- ・ 健康に暮らせるまちづくり
- ・ 子育てを支えるまちづくり
- ・ 障害者が安心して暮らせるまちづくり
- ・ 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- ・ 生活を支えるまちづくり



(3) 安全で住みよいまち

我が国は世界でも有数の地震国であることから、これまで大規模地震や津波によって、幾度となく甚大な被害を受けており、風水害も含めて、自然災害に対する国民の防災意識は非常に高くなっています。

また、子供が被害者となる凶悪犯罪や消費生活にかかわる事件も多発し、大きな社会問題となっており、安全対策の確立が緊急の課題となっています。

田辺市は、山間地域から海岸部に至る多様な地形や気象状況により、想定される災害の種類や規模が地域によって異なるため、それぞれの地域に応じた防災基盤の整備と防災対策が課題となっています。

さらには、大規模災害に備えた、周辺自治体等との協力体制の確立や消防組織の一層の充実を図るとともに、消防団との連携、多様な地形や気象状況に対し、いつでもどこでも対応できる地域住民の体制づくりが必要です。

また、田辺市においても、都市化や核家族化等により、子供を取り巻く環境は変化してきており、地域全体で子供の安全を確保しなければなりません。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、地域の総力を挙げて、安全なまちを創造します。

【主な施策】

- ・ 災害に強いまちづくり
- ・ 日々の暮らしを守るまちづくり



(4) 活力みなぎる産業のまち

我が国の経済状況は、回復傾向にあるものの、地方においては、依然景気の低迷が続いています。さらに、これまで地域経済を支えてきた基幹産業の不振が、他の産業へも影響し、地域産業全体が低迷するという悪循環を招いています。

田辺市は、中心市街地の商工業とともに、周辺地域の農林水産業と観光産業がその経済基盤でしたが、林業は安価な外国産材の輸入の増加、水産業は魚価の低迷や漁獲量の減少を主な要因として長期にわたる不振が続き、後継者不足も深刻な問題となっています。さらに、田辺市経済のけん引役であった農業においても、主力の梅、かんきつ類の生産が国内外の他産地との競合や消費者の低価格志向等から厳しい状況にあります。

こうした基幹産業の不振は、他の産業にも影響を与え、雇用の形態や人口動態にも変化を及ぼしており、商店街では、車社会への対応の難しさも加わり、かつてのにぎわいがなくなってきました。また、観光産業においても、多様化する観光客の需要や、団体旅行から個人・グループ旅行へといった旅行形態の変化に対応することが課題となっています。

さらには、若者の流出を防ぐとともに、都市住民のふるさと回帰の誘導や団塊の世代などのU・J・Iターン者の受入れのためには、産業全体を活性化させ、雇用の場の確保や創出を図ることが求められています。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、それぞれの産業の活性化を図るとともに、産業間や地域間の有機的な連携を図り、相乗効果を最大限に発揮させるほか、国内外への効果的な情報発信も行い、産業全体の強化を図ります。また、豊富な地域資源など、田辺市の特色を生かした新産業の創造に向け、取り組みを進めます。

【主な施策】

- ・農林水産業を大切にすまちづくり
- ・地域産業を活性化すまちづくり
- ・交流型観光を推進すまちづくり



(5) 快適な環境のまち

生活の安定とさらなる向上を図るためには、良好で快適な生活環境が必要です。

また、幹線道路の整備や自家用車の普及等により、広域的な利便性が高まっている中、核家族化や高齢化の進展等に即応した、きめ細かな交通手段の提供が求められています。

さらに、豊かな自然環境や良好な生活環境の保全を図るとともに、資源の消費を抑制し、環境に対する負荷をできるだけ小さくする循環型社会への移行は、国際的にも重要な課題となっています。

田辺市には、世界遺産をはじめ、ナショナルトラスト運動発祥の地である天神崎に代表される青い海、熊野に代表される奥深い緑の山々、大小の清流など、世界に誇れる自然環境があり、これらを大切にする取り組みを進めるとともに、責任を持って後世へ引き継ぐ必要があります。

生活環境では、市街地での生活排水等の処理施設や山村地域における水道施設等の整備が課題となっているほか、生活様式の多様化による、排出されるごみの量や質の変化に対応する必要があります。また、大規模商業施設や宅地の郊外化により、市街地の空洞化を招く一方、山村では過疎化により、集落の衰退が進んでおり、深刻な課題となっています。

さらに、田辺市は、集落が河川の流域ごとに分散した特有の地域構造を抱えており、これらの地域間を結ぶ道路網の整備や交通弱者のための効率的な公共交通サービスの提供が必要となっています。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、市民が住んでよかった、来訪者も住んでみたいと思える快適なまちの環境を創造します。

【主な施策】

- ・ 環境にやさしいまちづくり
- ・ うるおいとやすらぎのあるまちづくり
- ・ 便利で機能的なまちづくり
- ・ 魅力あふれるまちづくり



(6) 市民と行政が共につくるまち

社会経済情勢の変化や住民需要の高度化・多様化に対応し、個性と活力に満ちた社会を形成していくために地方分権が進められており、今後は、自己決定と自己責任のもと、市民と行政が知恵を出し合い、力を合わせて地域づくりを行うことが求められています。

田辺市では、分権型社会に対応できる地方自治体を目指して、5市町村による合併を選択し、行政体制のあり方を見直してきました。また、一方では、地域の課題を自らの力で解決し、より良いまちづくりを進める自治会等の住民自治組織に加え、住民需要の高度化・多様化を背景として、社会的な公益活動を行うNPOやボランティア等の団体が増加しています。

今後のまちづくりを進めるに当たっては、これまでに築かれた市民相互の豊かな関係を大切にして、自治会や各種団体などの活動を、さらに発展させていく必要があります。

このためには、次世代のリーダー育成など人づくりを進めるとともに、時代に即応した発想をまちづくりに反映することが大切です。そして、市民と行政とが情報を共有し、適切な役割分担を行い、円滑に活動できる体制づくりを進めるとともに、広域的な交流を促進することも重要です。

また、居住地域が多岐にわたる田辺市では、市民と行政がそれぞれの地域の個性や特性を生かしたまちづくり活動を行うとともに、地域間の交流を通して、お互いの良さを学び合い、地域課題を共有し合う中で、市民の一体感をつくりだすことが必要です。

さらに、行政においては、厳しい財政状況の中、高度化・多様化する住民需要に対応するため、着実に行政改革を推し進め、市民から信頼されるよう、その責務を果たしていくことが必要です。

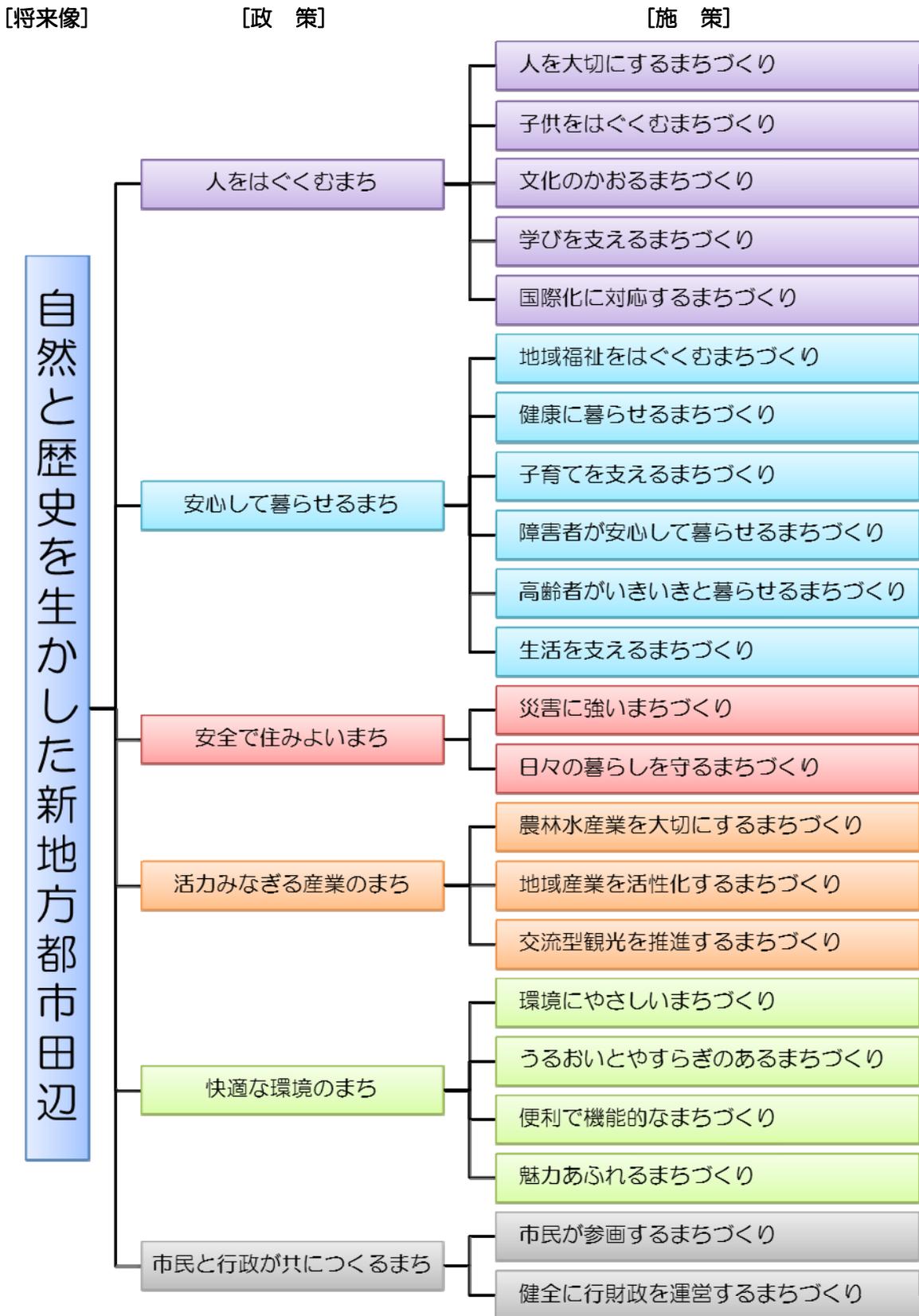
こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、地方分権の進展と地域間競争時代の到来に対応した協働の仕組みを整えます。

【主な施策】

- ・ 市民が参画するまちづくり
- ・ 健全に行財政を運営するまちづくり



5. 後期基本計画施策体系



重点プロジェクト

1. 防災プロジェクト	19
2. 産業力強化プロジェクト	19
3. 文化力向上プロジェクト	20
4. 地域力充実プロジェクト	20

重点プロジェクト

後期基本計画において、まちづくりの基本方向で示した6つの政策を推進する中で、特に、災害から市民を守る備えを万全のものとし、その上で「市民にとっての価値」、「本市を訪れる人にとっての価値」、そして「本市そのものの価値」を高めると同時に、新たな価値を創造していくため、選択と集中により、重点的に取り組むプロジェクトとして、次の4つを掲げます。

○防災プロジェクト

今後、発生が予想される東海・東南海・南海地震をはじめ、風水害等の自然災害から、市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、東日本大震災や平成23年台風12号の災害における教訓を生かし、防災基盤の整備をはじめとする、地域の状況に即した災害対策を推進するとともに、防災訓練や防災学習会の開催等を通して防災意識の高揚を図るほか、防災計画の見直しや自主防災体制の整備を進めるなど、



災害対応力の強化を図ります。

○産業力強化プロジェクト

田辺市の基幹産業である農林水産業や商工業について、産業間の有機的な連携を図ることにより、六次産業化を推進するとともに、大都市圏への情報発信やプロモーション活動など新たな展開を図ることで地域資源の価値を高め、産業全体の活性化を図ります。



○文化力向上プロジェクト

田辺市が有する世界遺産や海、山、川など世界に誇れる自然環境を損なうことなく後世に引き継ぐとともに、教育施設や文化・スポーツ施設の整備充実を図るほか、廃棄物処理施設の整備等による適切なごみ処理をはじめ、自然エネルギーの活用やリサイクルの推進など循環型社会に対応した取組を進め、田辺市の文化的価値を高めます。



○地域力充実プロジェクト

空洞化する市街地の再生を図るため、中心市街地の魅力や利便性の向上に取り組むとともに、過疎化、高齢化が進む山村地域等では、それぞれの地域の状況を踏まえた活性化策を進めるほか、安心して子育てのできる環境づくりを総合的に推進し、地域の活力を高めます。



後期基本計画

第1章	人をはぐくむまち	24
第2章	安心して暮らせるまち	50
第3章	安全で住みよいまち	80
第4章	活力みなぎる産業のまち	96
第5章	快適な環境のまち	114
第6章	市民と行政が共につくるまち	138

第1章 人をはぐくむまち

第1節	人を大切にするまちづくり	25
第2節	子供をはぐくむまちづくり	29
第3節	文化のかおるまちづくり	36
第4節	学びを支えるまちづくり	41
第5節	国際化に対応するまちづくり	46

第1節 人を大切にすまちづくり

現況と課題

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれて、早や10年が経過しました。

本市では、市町村合併を機に「田辺市民憲章」を制定し、市民が力を合わせて人権が尊重されるまちづくりに取り組むことを宣言するなど、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、市民・行政・関係機関・関係団体が連携して人権教育や啓発の取組を進めてきました。

しかし、誤った認識や偏見による解決しなければならない人権問題が今なお残されている中、家庭における暴力や虐待、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、人権問題は多様化、複雑化してきています。

こうした中、平成19年に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権に関する行政の責務を明らかにするとともに、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的、継続的に推進しています。

すべての人の人権が尊重されるためには、他人の人権も自分の人権と同じように正しく理解し、相互に尊重し合うことが必要です。そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるための講演会やイベントなどの取組を継続的に進めることが大切です。

また、企業や各種団体等においても、様々な人権問題の解決に向けて、行政との連携や協働により、「田辺市人権施策基本方針」に基づく取組を推進する必要があります。

教育の分野では、「日本国憲法」や「教育基本法」の具現化を目指し、人間尊重の精神を位置付けた教育方針として、平成17年に「人を大切にする教育」の基本方針を策定し、この方針に基づき、学校教育においては、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、人として大切にされる社会づくりを担う人間の育成に向けた取組を進めています。

また、各公民館では、市民一人ひとりが人権に対する認識を深め、生活の中にある人権問題の解決に向けて、地域別の人権学習会を開催しており、公民館長・公民館主事・生涯学習（人権）推進員・人権擁護連盟理事が連携を図り、地域住民の参画による実行委員会を設置し、地域の人権課題を踏まえたテーマを決めて事業を実施しています。

今後も引き続き、「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、人権尊重の視点に立って、市民の主体性を大切にしたい人権認識を深めるための取組を進めていくことが必要です。

男女共同参画社会の実現については、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる環境を築いていくことが我が国の重要課題と位置付けられています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を、県においては平成14年に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、それぞれ男女共同参画基本計画を策定する中で、社会のあらゆる分野における課題の解消に向けた施策を総合的に進めています。

本市においても、平成19年に「田辺市男女共同参画プラン」を策定し、広く市民の理解を深めるとともに、このプランに基づいた施策の取組を推進しています。

しかし、固定的な性別役割分担や政策・方針決定の場への女性の参画などにおいて、男

女共同参画社会の実現には諸課題が根強く残っており、また男女間の暴力も大きな問題となっています。

このような中、国においては、男女共同参画社会の形成がより一層加速されるよう、平成22年度に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、県においても平成23年度に「男女共同参画基本計画」が改定されました。

これらの状況を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進する必要があります。

市民アンケート調査結果

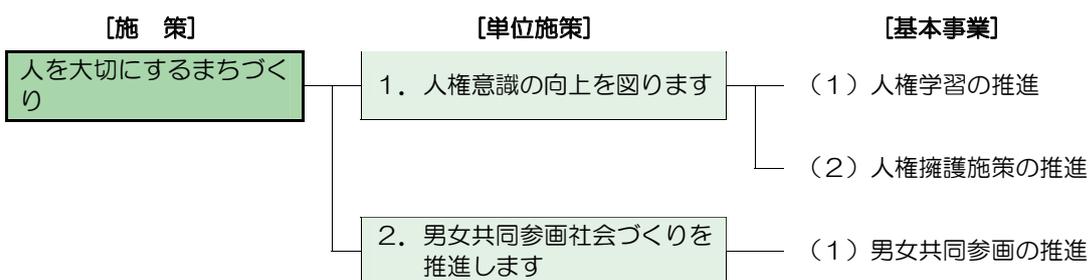
市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
身の回りで人権が守られていると思う市民の割合	68%
男女が共に責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力が発揮できていると思う市民の割合	52%

基本方針

人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちを実現するため、広く日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つような様々な人権施策による取組を進め、人権意識の向上を図ります。

また、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 人権意識の向上を図ります

(1) 人権学習の推進

- 「田辺市人権施策基本方針」に基づき、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるため、市民全般を対象にした「人権を考える集い」や、幼児・児童・生徒・保護者を対象にした「人権フェスティバル」などを開催します。

- 公民館では、各種団体・機関と連携し、市民の主体性を大切にした地域別人権学習会を開催します。
- 「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた学校教育の充実を図り、人権意識の向上に取り組みます。
- 企業における人権尊重の精神を高揚するため、田辺市企業人権推進協議会と連携して、企業内研修の充実に向けた支援や情報・教材の提供を行います。
- 本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を講じるため、職員の人権研修を推進します。

(2) 人権擁護施策の推進

- 人権相談をはじめ、女性電話相談や市民法律相談など各種相談窓口が最も身近な人権救済窓口としてその機能が発揮できるよう、誰でも気軽に相談できる体制づくりや相談業務の適切な実施に努めます。
- 一人ひとりの人権意識を高め、人権が尊重されるまちづくりのため、人権擁護委員や田辺市人権擁護連盟と連携し、効果的な人権啓発や人権擁護活動に取り組むとともに、関係団体や企業と連携を図りながら、市民の自主的、主体的な活動を支援します。

2. 男女共同参画社会づくりを推進します

(1) 男女共同参画の推進

- 国及び県の男女共同参画基本計画が改定された中、本市の「田辺市男女共同参画プラン」についても改定を行い、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を計画的に推進します。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、人権尊重の視点に立った啓発活動や教育・学習を推進するとともに、相談事業等を実施します。
- すべての活動に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や団体等に対して方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行います。
- 就業において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、子育てや介護への社会的な支援の充実等に努めます。
- 男女が共に責任を持って家庭・職場・地域活動を担い、様々な分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を推進します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
市から企業研修への講師派遣回数	8回 (平成22年度)	12回
地域別人権学習会の参加人数	1,628人 (平成22年度)	2,000人
各種審議会等における女性委員の割合	27.9% (平成22年度末)	30.0%

第2節 子供をはぐくむまちづくり

現況と課題

本市では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスのとれた園児・児童・生徒の育成を目指して、「学校教育指導の方針と留意点」を制定し、その方針に沿った学校・園経営を行い、基礎・基本の徹底をはじめとした教育活動の充実に努めるとともに、教育活動の更なる深化・充実に努めるため、市指定教育研究事業を実施するなど教職員の資質向上に取り組んでいます。

また、個に応じた指導を充実させるため、特別支援教育における研修を深めるとともに、校内支援体制を整え、個別の指導計画に基づき、実践の充実に努めています。

さらに、学校間の交流と連携を積極的に進めるとともに、地域に支えられた特色ある学校を目指して、学校経営・運営に取り組んでいます。

開かれた学校づくりについては、参観日や学校開放月間等を設けて、子供の学習活動の様子を保護者や地域に公開して意見を聞くなど学校への関心を高め、支援や協力を得られるよう努めるとともに、学校評議員会や学校評価活動を通して、学校評議員や保護者、地域の方々からの意見を聞き、学校の教育活動に生かしています。

子供たちの健康の保持と増進については、学童心臓検診の実施や学校医による園児・児童・生徒の健康診断を実施し、診断結果に基づき必要な管理を行うとともに、学校薬剤師による教室の照度検査や飲料水等の検査を実施し、必要に応じた改善を行っています。

学校給食を取り巻く状況については、平成20年度に改正された「学校給食法」において、法の主要目的が栄養改善から食育に転換されるとともに、従来のガイドラインであった学校給食衛生管理基準の法的な位置付けが明確になり、学校給食を活用した食育の推進と学校給食における衛生管理の徹底がより一層求められています。

本市においては、すべての小・中学校における完全給食の早期実施が課題となっていました。未実施であった14小・中学校と市立幼稚園及び学校給食施設が老朽化していた4小・中学校を対象とした城山台学校給食センターの建築に取り組み、平成20年5月に学校給食未実施校の解消を図りました。今後は、他の老朽化した学校給食施設についても、学校給食衛生管理基準を踏まえ、一層の整備・充実に取り組むことが必要です。

また、成長期にある子供の健康づくりに配慮した給食の実施や、食育推進の有効な手段としての学校給食の充実に努めるとともに、学校給食における地産地消についても、地域の生産者と連携しながら取組を進める必要があります。

学校施設については、小学校が29校、中学校が16校、幼稚園が4園あり、このほかに県立中学校が1校、私立幼稚園が5園ありますが、施設整備については、老朽化した校舎等が数多くあることから、順次、改築や修繕整備を進める必要があります。

図表 小学校児童数(平成23年5月1日現在)

(単位:人)

施設名	田辺第一	田辺第二	田辺第三	芳養	大坊	稲成	会津	新庄	新庄第二	三栖	長野
児童数	225	487	295	322	19	194	491	189	185	280	17
施設名	伏菟野	上秋津	秋津川	上芳養	中芳養	田辺東部	龍神	上山路	中山路	咲楽	栗栖川
児童数	7	248	27	99	145	426	22	62	36	45	71
施設名	二川	近野	鮎川	三川	富里	本宮	三里	合計			
児童数	23	20	143	11	30	81	41	4,241			

資料:市教育委員会学校教育課

図表 中学校生徒数(平成23年5月1日現在)

(単位:人)

施設名	東陽	明洋	高雄	新庄	衣笠	長野	上秋津	秋津川	上芳養	中芳養	龍神
生徒数	333	391	433	186	230	13	131	19	58	115	102
施設名	中辺路	近野	大塔	本宮	三里	県立田辺	合計				
生徒数	60	13	109	62	31	239	2,525				

資料:市教育委員会学校教育課

図表 幼稚園園児数(平成23年5月1日現在)

(単位:人)

施設名	市立				私立					合計
	新庄	三栖	上秋津	中芳養	立正	昭和	紀南	シオン	うえのやま	
園児数	31	45	43	16	209	282	44	87	86	843

資料:市教育委員会学校教育課

学校施設は、多くの児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。

こうした中、学校施設の耐震化については、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されていることから、非木造の学校施設では耐震性の低い施設から優先して計画的に耐震改修を実施しており、平成27年度の事業完了を目指して取組を進めています。また、木造の学校施設についても、非木造施設の耐震事業の完了年度を目途として整備方針を構築する必要があります。

学校統合については、小規模校における教育環境の改善・充実のため、地域や保護者等の意向を十分把握し、慎重に検討を進めており、平成24年4月には本宮中学校と三里中学校の統合を予定しています。

就学環境の充実については、小・中学校の児童・生徒の遠距離通学対策として、龍神・中辺路・大塔・本宮の各地域においてスクールバスを運行するとともに、教育の機会均等に資するため、勉学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で就学が困難な高校生や短大生、大学生等に対し、奨学金等の貸与を実施しています。

近年、児童虐待やいじめ、青少年が関与した重大事件の発生など子供や若者を取り巻く環境の悪化をはじめ、ニート(※1)やひきこもり(※2)、不登校など子供や若者の抱える問題が深刻化している中、子供や若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

こうした中、本市における不登校児童・生徒数については、減少傾向にあるものの、不

登校対策に関する基本方針のもと、専門的視野からの助言等により不登校児童・生徒の対策の充実に努めており、各学校では個々の不登校児童・生徒に応じた対応を充実するとともに、田辺市適応指導教室を積極的に活用するなど不登校からの回復に努めています。

いじめ問題についても、全国的に減少傾向にある中で本市においても同様の傾向にありますが、いじめを生み出さない教育活動を充実させるため、田辺市いじめ問題対策委員会を組織し、専門的視野から防止と対策に取り組んでいます。

また、全国的に青少年の犯罪や非行の低年齢化が懸念される一方、子供が犯罪の被害に遭う事件が急増しており、特に登下校時に児童・生徒が被害に遭う事件が大きな社会問題になっています。当地域でも大きな事件にはつながっていないものの、児童・生徒に対する不審な事案も発生しています。

こうしたことから本市では、児童・生徒の安全確保のため、学校・PTA・公民館・町内会・地域諸団体が連携し、地域を挙げて子供たちの登下校を見守り、積極的に声かけをする「明るい笑顔街いっぱい運動」をはじめとした様々な取組を行っています。さらに、教育委員会が必要と判断した不審者情報をパソコンや携帯電話のメールを利用して配信するシステム「安心・安全メール」を提供しており、平成23年4月現在、1,704人が登録しています。

このように、児童・生徒の安全確保のため様々な取組を行っていますが、こうした取組を更に充実させるためには、これまで以上に学校や保護者はもとより、地域住民が連携して児童・生徒を見守る体制づくりが急務となっています。

児童館については、末広児童館・天神児童館・芳養児童センターの各施設において、校区全体の子供を対象とした事業を推進しており、遊びを通して子供の健全な発達を支援するとともに、子供が安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。

青少年の健全育成については、田辺市子どもクラブ育成協議会による夏の親善体育大会や指導者研修会のほか、地域の子供たちが交流できる様々な取組を実施しています。また各種団体の代表者や校区協議会、地区協議会などで組織された田辺市青少年育成市民会議では、青少年健全育成市民大会をはじめ、夏の子供を守る運動や講演会などを実施しており、今後も学校・保護者・地域が連携して、青少年の健全育成を推進していく必要があります。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
小・中学校の施設や教育内容が充実していると思う市民の割合	45%
子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっていると思う市民の割合	43%

(※1) ニート…非労働力人口のうち、就業、就学、職業訓練のいずれもしていない15歳～35歳未満の者。

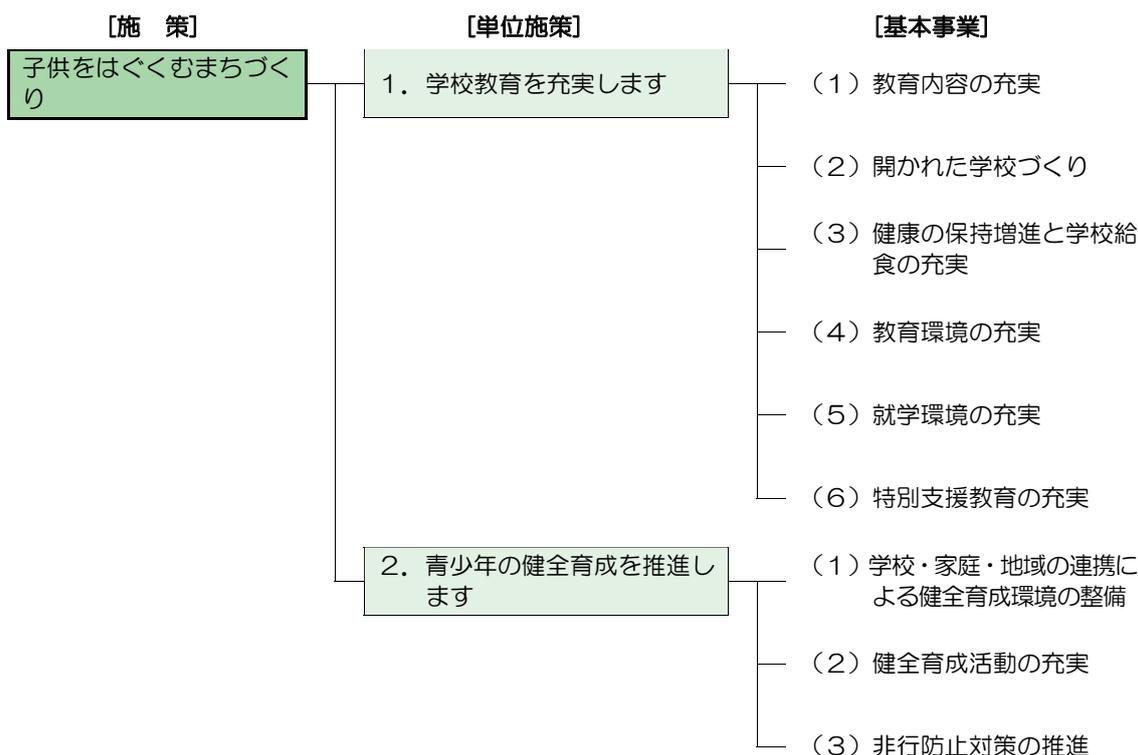
(※2) ひきこもり…様々な要因の結果、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。

基本方針

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスがとれた園児・児童・生徒の育成を目指した教育課程の編成と教育活動の充実を図るとともに、学校施設等の整備や学校給食の充実、学校環境衛生の向上に取り組みます。

また、学校・家庭・地域の連携を図りながら、青少年の健全育成を推進します。

施策体系



施策の展開

1. 学校教育を充実します

(1) 教育内容の充実

- 基礎的、基本的な学習内容の徹底及び学習への関心・意欲・態度を育て、生涯学習につながる教育を進めます。
- 市内の学校間の交流を促進するとともに、地域の特色を生かした教育活動を実践します。
- 教職員の研修の充実を図り、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスのとれた園児・児童・生徒の育成を目指します。
- 教育活動の深化・充実を図るため、市指定教育研究事業を実施します。
- 情報教育の高度化に対応した教職員の資質の向上を図り、教科指導において情報機器を積極的に活用した「わかる授業」の創造を目指します。

- 地域での奉仕活動や副読本「わたしたちの田辺」、「郷土の偉人南方熊楠」、「郷土の偉人植芝盛平」等をはじめとする資料から、郷土を学び、ふるさとの自然や歴史に親しむ心を育てます。

(2) 開かれた学校づくり

- 参観日や学校開放月間等を設定して、子供の学習活動の様子を保護者や地域住民に公開するなど、地域の学校に対する関心を高め、支援や協力が得られるよう取り組みます。
- 学校評価を保護者や評議員から受け、その結果を教育活動に生かします。

(3) 健康の保持増進と学校給食の充実

- 園児・児童・生徒の健康管理については、学校医による健康診断を実施し、診断結果に基づき必要な管理を行います。また、教職員に対しても健康管理のため、健康検査を実施します。
- 学校薬剤師による教室等の照度検査や飲料水等の検査を実施し、必要に応じた設備等の改善を行います。
- 学校給食調理場について、将来的な適正配置に向けた検討を行うとともに、学校給食衛生管理基準を踏まえ、より一層の整備・充実に取り組みます。
- 栄養バランスのとれた学校給食を提供できるよう、献立内容のより一層の充実に努めます。また、事前に使用食材を周知するなど、食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒に配慮します。
- 学校給食を食育の生きた教材として活用できるよう、食の指導と連携した取組を進めます。また、食材を通して地域の自然・文化・産業等への理解を深めるとともに、それらの生産に携わる人の努力や食への感謝の念を育むため、地域の生産者と連携しながら、学校給食における地場産物のより一層の使用に取り組みます。

(4) 教育環境の充実

- 学校施設における老朽校舎等の改築や修繕整備を進めます。
- 非木造の学校施設については、耐震性の低い施設から順次、耐震補強工事を進めるとともに、木造の学校施設については、耐震に係る整備方針の構築に取り組みます。
- 学校統合については、今後も地域や保護者等の意向を十分把握しながら、慎重に検討を進めます。
- 不登校やいじめ問題については、それぞれの対策委員会の助言を求めながら、その対策をより一層進めます。
- 悩みの電話相談活動を継続するとともに、田辺市適応指導教室の内容の充実に図ります。
- 各学校において、子供の不登校の傾向に応じた指導を行うとともに、田辺市適応指導教室の活用をはじめ、ITなどを活用した学習と在宅学習の工夫により、不登校からの回復を図ります。

- 一人ひとりが安心して楽しく生活できるよう、学校における教育相談機能の充実を図ります。

(5) 就学環境の充実

- 龍神・中辺路・大塔・本宮の各地域において、小・中学校の児童・生徒の登下校のためのスクールバスを運行し、就学環境の充実を図ります。
- 勉学に意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生や短大生、大学生等に対して奨学金や入学準備金を貸与し、教育の機会均等の確保に努めます。

(6) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育の対象となる児童・生徒に対して、一人ひとりのニーズに合った教育が充実するよう個別の指導計画を作成し、指導方法の工夫・改善に努めます。
- 介助を要する児童・生徒や通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。

2. 青少年の健全育成を推進します

(1) 学校・家庭・地域の連携による健全育成環境の整備

- 田辺市不審者情報連絡システム事業を継続して実施するとともに、学校・PTA・公民館・自治会等が連携し、地域を挙げて子供たちの登下校の安全確保に取り組みます。
- 学校・家庭・地域・関係機関・関係団体等と連携し、地域ぐるみで子供を育てる環境の整備をより一層進めます。

(2) 健全育成活動の充実

- 学校・地域・児童館・関係機関・関係団体等が連携を図りながら、青少年の健全育成を推進します。

(3) 非行防止対策の推進

- 田辺市・上富田町青少年センター協議会（田辺青少年センター）を中心に、関係機関や関係団体との連携を充実・強化し、補導活動、立ち直り支援活動、相談活動、環境浄化活動、広報啓発活動などを通して青少年の非行防止に努めます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
学校開放月間における小・中学校への来校者数	13,529 人 (平成 22 年度)	15,000 人
学校給食における地場産物の使用割合(品目ベース)	29.0% (平成 22 年度)	40.0%
小・中学校の非木造校舎における耐震化率	71.6% (平成 22 年度末)	100.0%
不登校児童・生徒の割合	小学校 0.26% 中学校 2.16% (平成 22 年 5 月)	小学校 0.23% 中学校 2.00%
田辺市不審者情報連絡システム(安心・安全メール)の登録者数	1,692 件 (平成 22 年度末)	1,800 件
児童館の利用者数	27,866 人 (平成 22 年度)	30,000 人
田辺市青少年育成市民会議が主催する事業の参加者数	250 人 (平成 22 年度)	300 人

第3節 文化のかおるまちづくり

現況と課題

本市では、南方熊楠翁の埋もれた偉業を掘り起こし、広く社会に顕彰していくため、昭和62年に南方熊楠邸保存顕彰会（現「南方熊楠顕彰会」）を設立し、南方邸内の資料の調査・研究や整理・保存、その目録の刊行をはじめ、南方熊楠賞の制定や熊楠翁の研究業績と実像を紹介する顕彰事業を市民ボランティアのスタッフや研究者が中心となり、行政と連携を図りながら推進してきました。

こうした中、平成18年5月に開館した南方熊楠顕彰館は、市民をはじめ、県内外や世界の人々が熊楠翁の実像に触れ、その業績を知る施設であるとともに、これまで取り組んできた顕彰事業を積極的に発展させていく拠点施設となっています。

今後も、南方熊楠顕彰館から全国や世界に向けて情報を発信するとともに、世界的にも類まれな学者の貴重な遺産の保存と適正な活用を図っていく必要があります。

植芝盛平翁の顕彰事業については、昭和63年の第5回国際合気道大会の誘致と植芝盛平翁顕彰像建立を契機に植芝盛平翁顕彰会が組織され、その後、盛平翁ゆかりの地との交流を深めるとともに、平成20年には第10回国際合気道大会を開催するなど、合気道の大会や講習会の誘致活動を展開するほか、市内中学校保健体育科への合気道導入にも取り組んでいます。

今後も、盛平翁ゆかりの地との交流活動を進めながら、その功績の顕彰に取り組む必要があるとともに、顕彰事業の集大成の一つである記念館の建設が検討課題となっています。

また、本市では、熊楠翁や盛平翁以外にも様々な分野において、顕著な功績を残した偉人を数多く輩出しており、そうした郷土の偉人の功績についても、正しく後世に伝える必要があります。

田辺歴史民俗資料館では、考古資料を中心に縄文時代から近代に至るまで郷土の歴史を学習できるよう展示・公開を実施しており、図書館では地域の文化や歴史をより理解してもらうため、郷土史の講座を開催しています。

今後は、図書館と歴史民俗資料館を併せた田辺市文化交流センターにおいて、田辺の歴史や文化をより特徴付けた展示と調査・研究、資料の収集等を行い、市民や来訪者の利便を図る必要があります。このほか、大塔歴史民俗資料館では、貴重な民具類を多数収蔵しており、龍神・中辺路・本宮の各地域においても、民俗資料を保存・展示しています。

文化活動では、ふるさと文化の普及・発展を図ることを目的に、田辺市美術展覧会や田辺市文化協会による文協フェスティバル等を開催し、文化・芸術団体等の育成と文化意識の高揚に努めているほか、文化活動の振興や伝統文化を継承する活動を支援しています。

また、田辺市立美術館と熊野古道なかへち美術館では、貴重な美術品を所蔵・公開し、美術に親しむ機会と学びの場を提供しており、紀南文化会館では、広域的な文化活動の拠点として、各種文化事業を実施するなど地域文化の向上に寄与しています。

平成16年7月にユネスコの世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は、起源や内容の異なる吉野・大峯、熊野三山、高野山の3つの山岳霊場からなり、そこに至る参詣道は全国から多くの人々が訪れています。この「紀伊山地の霊場と参詣道」については、

和歌山・三重・奈良の三県にまたがる紀伊山地の自然がなければ成立しなかった霊場と参詣道やそれらを取り巻く文化的景観を主役とした、日本で唯一、世界でも類を見ない資産として価値が高い文化遺産です。

本市が有する登録資産は、霊場としての熊野本宮大社や熊野本宮大社旧社地大斎原と、中辺路・小辺路・伊勢路・大峯奥駈道の総延長約 60 k m に及ぶ参詣道であり、これらの資産を人類のかけがえのない財産として守り、引き継いでいくとともに、「田辺市歴史文化的景観保全条例」を設け、登録資産の周囲をバッファゾーン（緩衝地帯）として指定し、環境や文化的景観の維持と恒久的な保存に努めています。

また、これまで「紀伊山地の霊場と参詣道」に関連するものの、指定等の保存措置が講じられていない文化財の現地調査に着手し、文化財指定による適切な保護や管理、将来の世界遺産追加登録に向けた取組を進めています。

文化財保護活動については、市内に所在する文化財の調査や研究を進め、保護資料等を作成するとともに、文化財保護の普及や顕彰に努めています。また、田辺市指定文化財等補助金を設け、各地域で行われている文化財の保護・継承や顕彰のための活動等を支援しています。

今後も、貴重な歴史遺産や伝統文化の保存と活用を図ることにより、文化のかおるまちづくりを進めることが重要となっています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
南方熊楠翁や植芝盛平翁について、またその功績を知っている市民の割合	71%
田辺市は芸術の鑑賞や文化の活動機会に恵まれたまちだと思ふ市民の割合	37%
世界遺産など文化財が大切に保存されていると思ふ市民の割合	64%

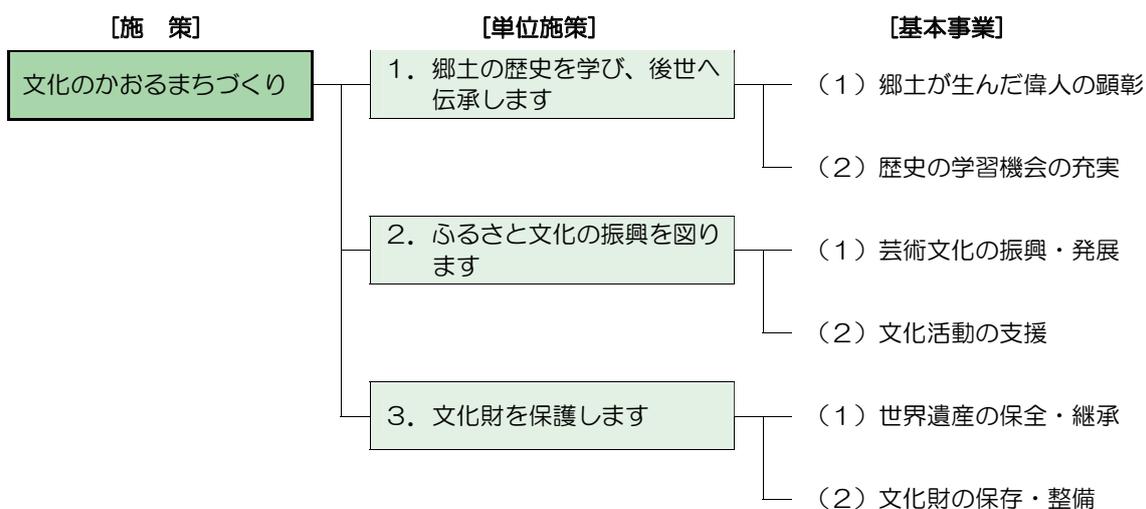
基本方針

郷土にゆかりのある偉人を広く社会に顕彰し、その功績を後世に伝えるとともに、先人の功績や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や資料の提供に努めます。

また、図書館と歴史民俗資料館を併せた田辺市文化交流センターをはじめ、美術館や紀南文化会館などを中心に文化施策を展開するとともに、市民の文化活動を支援することにより、個性と魅力のあるふるさと文化の振興を図ります。

さらに、世界遺産である熊野参詣道、熊野本宮大社に代表される文化遺産及び文化的景観の保全をはじめ、多くの文化財の保護・継承に取り組みます。

施策体系



施策の展開

1. 郷土の歴史を学び、後世へ伝承します

(1) 郷土が生んだ偉人の顕彰

- 南方熊楠翁が晩年を過ごし、その研究と生活の拠点とした南方熊楠邸と、貴重な菌類研究の場で、新種新属の粘菌（変形菌）を発見した柿の木等ゆかりの樹木が数多く現存する庭、そして、その偉大な思想家の頭脳ともいえる約 25,000 点以上に及ぶ蔵書・資料を保存し、後世に伝えていきます。
- 熊楠翁の偉業を顕彰していくため、蔵書や資料等の調査・研究を推進し、その実像や業績を明らかにするとともに、研究機関等との連携を図り、新たなネットワークの構築に取り組みます。
- 熊楠翁の実像や業績に対する理解が深まるよう、調査・研究の成果や蔵書・資料の電子画像化、複製化など、収蔵管理の充実により広く閲覧・公開を行うとともに、熊楠翁の日常空間を体感いただけるよう南方熊楠邸を一般公開します。
- 南方熊楠賞のより学術的な賞としての位置付けを目指し、歴代受賞者等によるシンポジウムを開催するなど内容の充実に努めます。また、熊楠翁が取り組んだ学問領域への若い研究者の参加を促し、更なる貢献がなされ、熊楠研究の裾野を広げる取組を進めます。
- 新聞・テレビ等のマスメディアやインターネット等のマルチメディアを活用し、人間「南方熊楠」の実像や業績に迫る正確な価値ある情報の発信に取り組みます。また、展示会や講演会等を開催し、熊楠翁について知り、学ぶ機会を提供します。
- 植芝盛平翁の偉大な功績を顕彰するため、合気道の普及や広報活動を行うとともに、合気道を通じての交流事業に取り組みます。
- 植芝盛平翁顕彰会との協働により、盛平翁の人物像をはじめ、合気道や盛平翁について学ぶ機会の充実を図ります。

- 国内外における合気道の大会等の開催や誘致に努めるとともに、植芝盛平翁を顕彰するための記念館建設に向けて検討を進めます。

(2) 歴史の学習機会の充実

- 田辺市文化交流センターにおいて、貴重な文化財の保管・展示をはじめ、資料の収集・整理・研究・公開を行い、郷土の歴史・文化学習の場を提供します。また、子供たちを対象に歴史や伝統を体験できる取組を行います。
- 各行政局管内で保管・展示されている資料について、田辺市文化交流センターを中心に情報の共有化や保存管理体制の見直しを行い、各地域で活用が図られるよう努めます。

2. ふるさと文化の振興を図ります

(1) 芸術文化の振興・発展

- 美術の振興や芸術水準の向上・発展のため、田辺市美術展覧会を開催するとともに、関係機関・団体との連携を図り、芸術文化活動の普及・啓発に努めます。
- 田辺市立美術館及び熊野古道なかへち美術館において、作品収集を進めるとともに、収集作品や資料の調査・研究を行います。また、特別展や館蔵品展の開催をはじめ、生涯学習時代に対応した各種活動を展開し、質の高い芸術文化に触れる機会を提供するとともに、若年層に対する美術館への関心を高める取組を進めます。
- 優れた芸術の鑑賞機会を提供するとともに、ニーズに即した魅力的な文化事業に取り組みます。
- 紀南文化会館では、広域における文化活動の拠点施設として、活動の場を提供します。

(2) 文化活動の支援

- 田辺市文化協会の充実・発展に努めるとともに、自主的に活動する文化団体に対する支援を行い、地域文化の継承と新たな文化の創造に努めます。

3. 文化財を保護します

(1) 世界遺産の保全・継承

- 熊野参詣道さんけいみちに代表される世界遺産の保護・保全のため、市民・行政・来訪者が連携し、保全活動への取組を進めるなど意識の高揚を図ります。
- 古道周辺のバッファゾーン（緩衝地帯）における文化的景観については、「田辺市歴史文化的景観保全条例」に基づき、周辺環境の保全に努めます。
- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道さんけいみち」の登録を受けていない関連文化財の調査を進め、国指定文化財への指定と将来の世界遺産追加登録に向けた取組を進めます。

(2) 文化財の保存・整備

- 貴重な文化財を確実に後世に伝えるため、文化講演会の開催など普及・啓発活動に努めるほか、指定文化財の所有者や管理者が行う保護・顕彰のための活動に対する支援を行います。

- 市内に所在する文化遺産について、詳細な調査と正当な価値付けを行い、文化財への指定と保存に向けた取組を進めます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
南方熊楠顕彰館の入館者数	9,029 人 (平成 22 年度)	10,000 人
田辺市立美術館、熊野古道なかへち美術館の入館者数	10,986 人 (平成 22 年度)	13,000 人
文協フェスティバルの来場者数	4,744 人 (平成 22 年度)	5,200 人
田辺市美術展覧会における公募作品展示数	205 点 (平成 22 年度)	230 点

第4節 学びを支えるまちづくり

現況と課題

今日、社会情勢は急激な変化をみせており、かつ、多くの現代的課題を抱える中、これらに向き合いながら主体的に生きていくためには、各自がそれぞれの資質や能力を向上させ、生きる力を高めていく必要があります。

また、活力ある地域づくりを実現するためには、市民一人ひとりが地域について理解を深め、地域の抱えている様々な課題に関心を持ち、その解決に向けた取組を行うことが求められています。

さらに近年は、連帯感の希薄化や共同意識の不足による地域の教育力の低下が懸念されていることから、市民が学んだ成果を自ら積極的に地域社会へ還元できるよう、生涯学習による地域づくりの推進とその体制づくりが必要です。

このため本市では、平成20年3月に「田辺市生涯学習推進計画」を策定し、市民一人ひとりが学びを通して自己を高め、学びの成果が地域で生かされ、適切に評価されるといった、地域づくりにつながる学びと人材育成を目的とした生涯学習社会づくりの取組を進めています。

市民の幅広い生涯学習活動の拠点施設として、田辺市民総合センター内に設置している生涯学習センターでは、学習活動を総合的に推進するため、講座・教室・講演会等の各種事業を展開するほか、学習情報の収集・提供、学習相談、学習機会の拡大、地域を支える人材育成等、様々な取組を進めています。また、学校・家庭・地域が相互に連携しながら、学社融合の取組を通じて、子供の健全育成と地域の教育力の向上にも努めています。

地域においては、各地区公民館単位に策定した「地域生涯学習計画」に基づき、それぞれの地域性を生かした学習活動を展開しています。公民館では、学校・地域・関係機関・関係団体等と連携しながら、高齢化に伴う福祉の課題や子供の健全育成など日常生活に密着した課題の解決や、地域の資源を生かした産業力の向上など地域の活性化に向けた取組を進めていく必要があります。施設の整備や機能の充実が求められています。

図書館については、近年における高度情報化や国際化の進展、少子高齢化の進行など社会環境の変化に伴って、これまで以上に市民生活には欠かせない施設となっており、身近な地域の情報拠点、生涯学習支援の拠点施設、また子供の読書活動推進を図る施設として、その果たすべき役割や存在意義は非常に重要なものとなっています。

こうした中、本市では、地域の情報拠点として、社会状況の変化に伴う多種多様な市民のニーズに的確に対応し得る新しい時代にふさわしい図書館サービスを提供するため、平成24年2月に文化交流の拠点施設として整備した田辺市文化交流センター内に図書館を新築移転しました。

新たな図書館では、幅広い年齢層の資料要求に応えることができるよう、質・量ともに充実した蔵書を備え、情報通信を活用したサービスを提供するほか、既に設置している図書館分室をはじめ、移動図書館や学校等に対する配本事業についても、より一層充実させていく必要があります。

また、同じ田辺市文化交流センター内に設置する田辺歴史民俗資料館と連携し、より具

体的、一体的に郷土の歴史を学び、郷土への認識と愛着を深める取組を進める必要があります。

生涯スポーツについては、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活が送れるよう地域におけるスポーツ指導者の育成や、スポーツ推進委員を中心としたニュースポーツの普及等を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成と充実に努めています。

今後は、市民のスポーツ環境を整え、青少年の健全育成や地域のコミュニケーションの形成等、市民自らが自主的な活動と運営ができる総合型地域スポーツクラブを育成する取組をより一層進める必要があります。

一方、競技スポーツの振興については、これまでも田辺市体育連盟に加盟する各種競技団体が中心となって取組を進めていますが、競技力向上のためには、田辺市体育連盟や田辺市スポーツ少年団、スポーツ推進委員を中心に選手はもとより指導者の育成を行う必要があります。平成27年に開催される第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」も視野に入れた中で、その強化に取り組む必要があります。また、障害者のスポーツ環境の整備についても課題の一つとなっています。

社会体育施設については、管理している38施設の中には老朽化の著しい施設も多い中で、緊急を要する箇所について修繕等を行っています。また、「紀の国わかやま国体」に向けた施設整備については、今後の紀南地方のスポーツ拠点施設となるよう整備を進めるとともに、これらの施設が当地域の競技力の向上等、地域スポーツの振興に資するため、市内外からの利用促進も図る必要があります。

市民アンケート調査結果

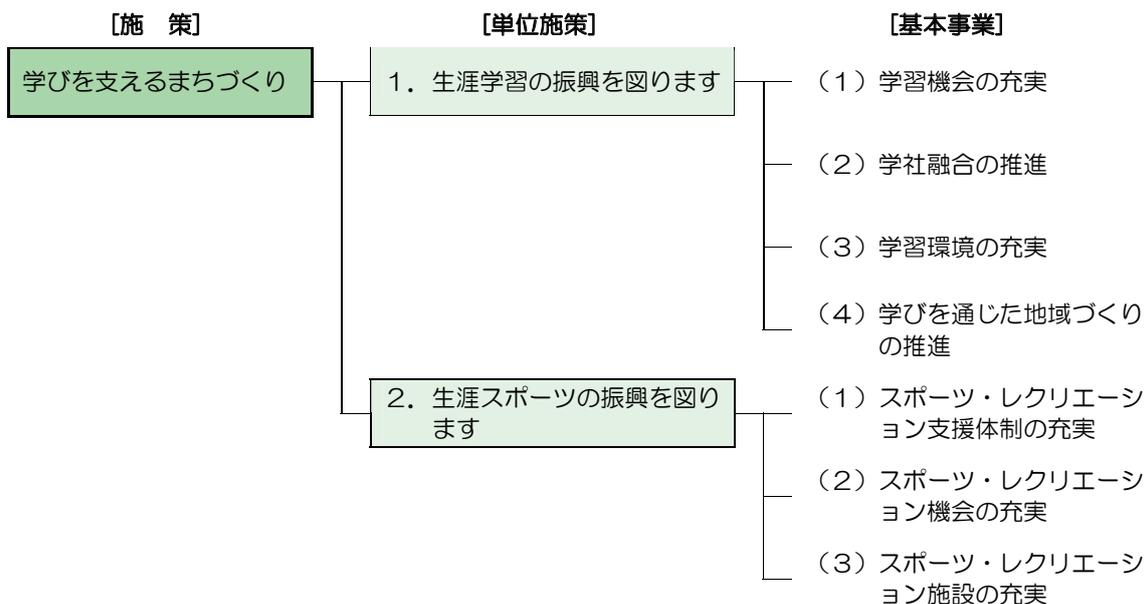
市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
誰もが、いつでも、気軽に学習できる環境が整っていると思う市民の割合	34%
誰もが、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っていると思う市民の割合	34%

基本方針

「田辺市生涯学習推進計画」に基づき、市民の主体的な学習活動を支援し、地域づくりにつながる学習活動を進めるとともに、学校・家庭・地域が相互に連携した学社融合を推進し、学びの成果が地域で生かされる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、市民誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送れるよう、指導体制を充実し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図るとともに、安心・安全にスポーツ活動が実施できるよう施設の整備を進めます。

施策体系



施策の展開

1. 生涯学習の振興を図ります

(1) 学習機会の充実

- 乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じた学習機会の充実を図ります。
- 地域の安全・安心や人権問題、環境問題などの現代的課題に対応する学習機会を提供します。
- 田辺市文化交流センターを有効に活用し、地域文化の伝承・振興のため、郷土の歴史を学ぶ機会を提供します。

(2) 学社融合の推進

- 学社融合を推進し、学校・家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、三者一体となって青少年の健全育成に取り組む体制をつくり、地域の特色ある教育を推進します。

(3) 学習環境の充実

- 生涯学習の拠点施設である田辺市生涯学習センターや公民館、学校施設や地域集会施設などの各施設の充実と有効活用を図ります。
- 多様な学習ニーズや地域課題に応じた学習機会を提供するため、民間も含めた学習情報の収集を行うとともに、総合的な学習ネットワーク化を図ります。
- 子供から大人までの各世代に応じた市民の読書活動を支援し、市民が求める幅広い資料や情報の収集・提供を行うとともに、情報拠点としての図書館の運営に取り組みます。

(4) 学びを通じた地域づくりの推進

- 地域住民の主体的な学習活動や地域づくり活動を更に支援するため、人材育成や指導者の発掘・養成を図ります。
- 学びを通じた地域づくりを進めるため、市民・行政の協働推進体制及び行政の推進体制を整備します。
- 歴史・文化・自然・人材等の豊かな地域資源に関する学習や、環境・安全・人権・福祉・子育て等の地域課題を見つめ直すための学習など、地域づくりのための取組を推進します。
- 公民館を中心として、学びを通じた交流の促進、地域づくりにつながる学習活動、人が大切にされる学習活動など、地域が輝くための生涯学習を推進します。

2. 生涯スポーツの振興を図ります

(1) スポーツ・レクリエーション支援体制の充実

- 各種団体の指導者を中心に、事故・ケガの防止や技術向上につながる講習会等を開催するとともに、資格取得に関する情報提供を行うなど指導者の資質向上に努めます。
- スポーツ関係団体の相互協力によるスポーツの普及と発展を図るため、各種団体等への支援を行い、青少年の健全育成や地域のコミュニティ形成等に努めるとともに、クラブマネージャー（指導者）の養成を進めます。

(2) スポーツ・レクリエーション機会の充実

- 総合型地域スポーツクラブを育成・支援し、市民が地域で気軽にスポーツに親しむ機会を提供します。
- 市民スポーツの底辺を広げるため、スポーツ推進委員会を中心にニュースポーツの普及を進めます。
- スポーツに親しむ機会の拡充を図るため、各種大会を開催するとともに、ジュニアスポーツ活動の充実のため、各種大会への参加機会の提供に努めます。
- スポーツ人口の増加と活動展開のため、社会体育施設や学校体育施設の利用促進を図ります。
- 一流選手が参加するスポーツ大会を誘致することにより、市民のスポーツへの関心を高めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

- 市民スポーツの振興を図るとともに、施設利用者が安心・安全に利用できるよう、老朽化した施設の整備を行います。
- 平成27年に開催される「紀の国わかやま国体」に対応するだけでなく、将来にわたり紀南地方のスポーツ拠点となる施設整備に取り組みます。
- 市民のスポーツニーズに応えるため、既存施設の有効活用や学校体育施設との連携を視野に入れながら、計画的に施設の整備・充実を図ります。
- 体育施設案内・予約システムの運用により、施設利用者の利便性と受付業務の簡素化を図ります。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
地域コーディネーター養成講座、まちづくり市民カレッジ修了生数	103 人 (平成 22 年度末)	190 人
スポーツ指導者講習会・研修会の参加者数	88 人 (平成 22 年度)	200 人
公民館の利用者数	159,669 人 (平成 22 年度)	160,000 人
田辺市生涯学習センターの利用者数	83,289 人 (平成 22 年度)	85,000 人
市民一人当たりの図書貸出冊数	3.0 冊 (平成 22 年度)	5.5 冊
体育施設案内・予約システムの登録団体数	1,811 団体 (平成 22 年度末)	3,000 団体

第5節 国際化に対応するまちづくり

現況と課題

情報技術や交通ネットワークの飛躍的な発達によって、人・物・情報などが日常的に地球規模で交流する時代を迎えています。

こうした中、国際化は地域社会でも急速に進展しており、在住外国人が様々な文化や価値観を認め合いながら暮らすことのできる地域社会の創造が求められています。

本市における外国人登録人員は、平成23年3月末現在、18か国、252人となっており、公共施設の案内標識や道路標識等の外国語併記など、外国人が利用しやすい行政サービスの提供に努めています。

田辺市国際交流センターでは、市民と外国人の交流の機会と場の提供や市民レベルでの国際交流を図ることを目的とした情報提供、相談活動等を行うとともに、外国人のために日本語指導ボランティアによる日本語の習得機会の提供等にも努めており、更には和歌山県国際交流センターと共に専門家による法律や在留資格等についての相談会も実施しています。

今後は、田辺市国際交流センターの活動をより多くの市民に理解していただくため、ホームページ等による情報発信の充実や、現在の英語のみの対応だけではなく、中国語やフィリピン語などの多言語にも対応する必要があります。

また、個人やグループの国際交流活動をネットワーク化した田辺国際交流協会を中心に、子供たちと外国人と一緒に体験活動をする国際理解講座の開設や講演会の開催をはじめ、高校生海外ホームステイ支援事業などボランティアによる国際交流活動も活発に展開されています。

さらに、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、田辺市国際交流センターに国際交流員（CIR）、教育委員会に外国語指導助手（ALT）を配置し、地域レベルでの国際交流を進めるとともに、平成20年3月の学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の支援に当たるなど子供たちの国際理解や語学教育の充実に努めています。

海外都市との交流については、オーストラリア・ワイオン市との友好都市提携により、小学生海外派遣事業や市職員相互派遣事業などに取り組んでいましたが、平成21年に提携を解消したことから、今後はワイオン市だけでなく様々な海外諸都市と市民が主体となった交流を進めていく必要があります。

なお、今後も地域住民と在住外国人がお互いの生活や習慣の違いを理解し、日常において交流ができ、共に安心して暮らせる地域社会を築いていくため、相互理解の促進や情報提供の充実、共生環境の整備が必要となります。

また、市民の異文化理解と国際感覚の一層の醸成を図るため、国際理解を深める事業を促進するとともに、次代を担う子供達の国際感覚を養うことが重要です。

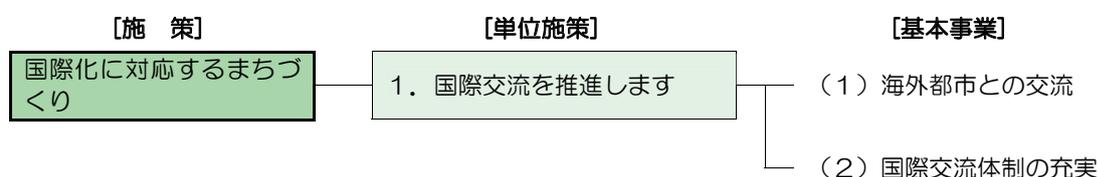
市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていると思う市民の割合	23%

基本方針

市民の国際理解に対する幅広い意識の向上に努め、次代を担う子供たちの外国語教育や国際理解を深める教育の充実を図るとともに、情報提供や相談活動、在住外国人への各種行政サービスを充実するなど、国際化に対応できるまちづくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 国際交流を推進します

(1) 海外都市との交流

- 国際交流協会による海外派遣事業など、様々な海外諸都市との民間交流事業を推進し、国際感覚豊かな市民の育成に取り組みます。

(2) 国際交流体制の充実

- 市民の国際理解を深めるための学習機会の拡充を図ります。特に、子供たちを対象とした講座の拡充を図ります。
- 外国語指導助手（ALT）を配置し、学校教育の場における語学教育の充実を図り、子供たちの語学力の向上と国際感覚のかん養を推進します。
- 国際交流員（CIR）を中心とした在住・来訪外国人への生活情報の提供や相談活動、市民への国際交流活動に関する情報提供等を行うための拠点となる田辺市国際交流センターの充実を図ります。
- 個人やボランティア団体、NPO(※1)等の民間団体による国際交流活動等を支援し、市民が一体となり、主体的に交流することのできる機会を拡充します。

(※1) NPO…非営利組織・団体。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
国際理解推進事業の参加者数	217人 (平成22年度)	280人
田辺市国際交流センターの来訪者数	1,720人 (平成22年度)	2,000人

第2章 安心して暮らせるまち

第1節	地域福祉をはぐくむまちづくり	5 1
第2節	健康に暮らせるまちづくり	5 4
第3節	子育てを支えるまちづくり	5 9
第4節	障害者が安心して暮らせるまちづくり	6 4
第5節	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	6 9
第6節	生活を支えるまちづくり	7 3

第1節 地域福祉をはぐくむまちづくり

現況と課題

少子高齢化の進行をはじめ、核家族化や一人暮らし高齢者世帯の増加、都市化、過疎化の二極化など社会が大きく変化する中で、住民相互の連帯感の希薄化、相互扶助機能の弱体化、更には個人の孤立化などが大きな問題となっています。

こうした中、ボランティア、NPO(※1)等の活動は徐々に活発化し、地域福祉活動の主体が多様化していますが、地域住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民相互の協力と助け合いや支え合いによって、地域の様々な問題を地域全体で解決するといった地域福祉の重要性は更に高まっています。

本市では、平成19年3月に策定した「田辺市地域福祉計画」及び平成20年4月に田辺市社会福祉協議会が策定した「田辺市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、市民と行政の協働により、小地域(自治会(※2)～小学校区)における福祉活動を「たなべあんしんネットワーク」活動と名付けて取組を展開しています。

また、地域における各種民間団体の先導的な保健福祉活動を促進するとともに、高齢者や障害者を対象に様々な地域福祉事業を実施している田辺市社会福祉協議会や、地域福祉の担い手である田辺市民生児童委員協議会と連携を図り、地域福祉の推進に取り組んでいます。

田辺市民総合センターでは、田辺市社会福祉協議会と役割分担を図りながら、市民に対する保健福祉の総合相談窓口としての機能を発揮するとともに、事業所や関係機関等との連携のもと、各種保健福祉サービスを総合的に提供しています。また、田辺市社会福祉協議会が運営するデイサービスセンターや、田辺広域周辺市町村圏組合が運営する田辺広域休日急患診療所が設置されているほか、平成20年4月には、障害種別を問わず相談を受け付け、それぞれの状態や状況に応じた支援を行う田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」を開設するなど、保健福祉の拠点として機能の充実を図っています。

一方、各行政局管内における地域福祉活動の中核的な役割を担う施設として、龍神高齢者福祉センター・中辺路福祉センター・大塔ふくしかいかん・本宮保健福祉総合センターを位置付けています。

また、地域における福祉活動の拠点となる隣保館では、生活上の各種相談事業を実施しているほか、市民の社会福祉の向上や健康増進、日常生活訓練等に資する事業として、地域住民のみならず広く市民を対象とした講座やサークル活動を実施しており、更に平成21年度からは児童館と連携し、子供から大人までのすべての世代を対象とした事業にも取り組んでいます。今後も地域に密着した施設としてより一層活動の充実に努める必要があります。

バリアフリー(※3)・ユニバーサルデザイン(※4)の推進によるまちづくりについては、平成20年3月策定の「田辺市バリアフリー基本構想」に基づき、紀伊田辺駅や市役所本庁舎などの公共施設のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、社会全体のバリアフリーを進めるためには、心のバリアフリーの推進は不可欠であることから、小・中学校の総合学習等において、障害者との交流をはじめ、点字・手話学

習や車いすの体験学習を実施するとともに、公民館においても手話教室などを行うほか、小学校5年生には副読本「ともに生きる」を配布し、その啓発に努めています。

今後は、障害者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、妊婦や子供、子供連れの人などすべての生活者・利用者の視点に立って、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する必要があります。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
公共施設や道路などのバリアフリーが十分であると思う市民の割合	22%

(※1) NPO…非営利組織・団体。

(※2) 自治会…自治会をはじめ、町内会、区会及び常会を言う。

(※3) バリアフリー…高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

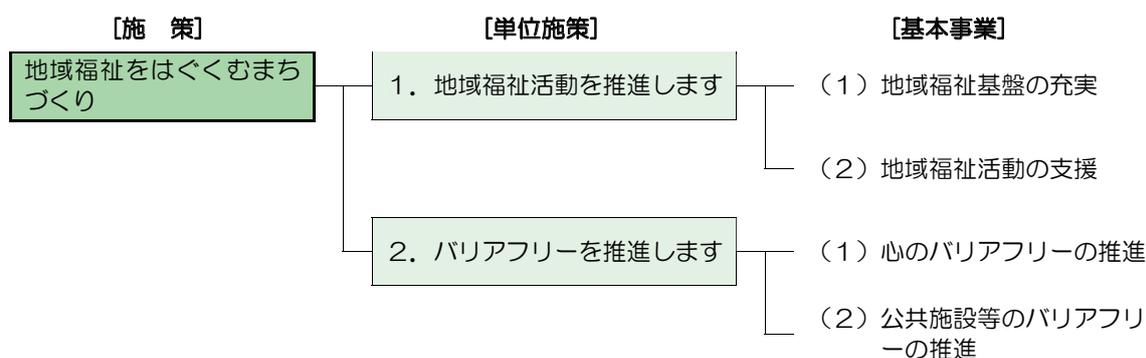
(※4) ユニバーサルデザイン…あらかじめ障害の有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

基本方針

市民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、保健福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民、福祉関係活動者と行政の協働により、地域福祉活動を推進します。

また、障害の有無や年齢などにかかわらず、一人ひとりが自立し互いの人格や個性を尊重し、支え合い、住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、物理的、心理的等あらゆる面でのバリアフリーを推進するとともに、新しい障壁が生じないようユニバーサルデザインの考え方の推進を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 地域福祉活動を推進します

(1) 地域福祉基盤の充実

- 社会福祉施設等の整備に対する支援等を行うほか、田辺市民総合センターをはじめ、行政局管内における各福祉センターの機能を充実するとともに、地域福祉活動の担い手である田辺市社会福祉協議会等との連携により、地域福祉基盤の充実を図ります。
- 隣保館では、児童館との連携により、すべての世代を対象に人権教育・啓発の拠点施設として相談事業などを実施するとともに、地域の総合的なコミュニティセンターとして、教育・文化・福祉に関する各種事業を実施することにより、市民の自主活動の促進と地域福祉や人権に関する課題解決に向けた取組を展開します。

(2) 地域福祉活動の支援

- 民間団体等が実施する地域の実情に応じた保健福祉活動に対して支援を行うとともに、小地域（自治会～小学校区）を基盤とした地域福祉活動「たなべあんしんネットワーク活動」の推進を図ります。
- 田辺市社会福祉協議会や田辺市民生児童委員協議会等への支援を通じて、地域福祉の推進を図ります。

2. バリアフリーを推進します

(1) 心のバリアフリーの推進

- 市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う共生社会の実現に向け、学校や地域などあらゆる機会を通じた教育・啓発活動に取り組むなど、心のバリアフリーを推進します。

(2) 公共施設等のバリアフリーの推進

- 障害者や高齢者だけでなく、すべての生活者・利用者の視点に立ち、ユニバーサルデザインの理念や「田辺市バリアフリー基本構想」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」などに基づき、道路、公共施設等のバリアフリーの推進に取り組みます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
各地域における高齢者が集ういきいきサロンの開設数	27 か所 (平成 22 年度末)	33 か所

第2節 健康に暮らせるまちづくり

現況と課題

近年、医学の進歩は目覚ましく、我が国では多くの病気に対して、適切な診断・治療が行われており、今や日本人の平均寿命は世界一になっています。しかし、一方では高齢化の進行とともに、食生活や運動習慣を原因とする生活習慣病や認知症、要介護状態等となる人々が増加しています。

人生を健康で心豊かに過ごすことは誰もの願いであり、健康寿命の延伸が大きな課題であることから、疾病の早期発見や早期治療はもとより、病気を発症させない一次予防や内臓脂肪症候群(※1)の改善に焦点を当てた特定健康診査及び特定保健指導の取組が重要です。

こうした中、本市では、地域の特性を生かして策定した「田辺市健康づくり計画・元氣たなべ」に基づき、①栄養・食生活、②運動・身体活動、③休養・こころの健康づくり、④たばこ、⑤むし歯予防・歯周病予防、⑥内臓脂肪症候群予防等の各分野で、市民・地域・関係団体・関係機関が連携・協力して健康づくりの取組を進めています。

健康づくりは個人が主体的に取り組むものであり、今後は更に一次予防の重要性を周知するとともに、「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚を図り、市民が自発的に生活習慣病改善に取り組めるよう、あらゆる機会を通して正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。

検診事業については、各保健センターや地域の診療所等において、医師会・歯科医師会・関係機関等との連携により、生活習慣病及び各種がんの予防・早期発見・早期治療を目的とした各種検診を実施しており、今後においても、各種検診における受診率の向上や検診方法などについて点検し、評価するといった精度管理や、検診結果に基づく生活習慣改善のための指導の充実に努める必要があります。

一方、社会情勢や生活環境の変化、複雑化に伴い、心に問題を抱える人が増加しており、うつ病やひきこもり(※2)、自殺は大きな社会問題となっています。こうしたことから、心の健康づくりの必要性は高まっており、本市においても、保健・福祉・医療・教育等の関係機関や団体等の連携により対策を講じていますが、今後も更なる対策の充実に努める必要があります。

疾病の早期発見や早期治療のためには、医療環境の充実が不可欠ですが、本市には、平成23年3月末時点において病院5か所、一般診療所82か所、歯科診療所が41か所あり、そのうち公的機関である社会保険紀南病院、独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターについては、多くの診療科目を有するとともに、特殊な設備や機器についても数多く設置されており、医療の高度化、専門化が図られています。また、この二つの医療機関については、地域がん診療連携拠点病院に指定されており、紀南地方の先進医療や救急、急性期の入院医療を担う地域中核病院として、機能分化を図りながら地域医療機関との連携を密にするなど、医療環境の充実が進められています。

市が直営する診療所については、現在10か所（上芳養・中芳養・秋津川・長野・龍神中央・龍神湯ノ又・龍神大熊・大塔三川・大塔富里・本宮さくら）あり、公設民営形態では4診療所（中辺路3・本宮1）と3歯科診療所（龍神・中辺路・本宮）を設置しており、

各地域の医療を担っています。

また、過疎地域の高齢者等に対する医療施設への交通手段を確保するため、市保有のバス等を運行し、適切な医療を受ける機会の均等化を図っています。しかし、疾病内容の変化や医療技術の高度化に伴い、医療に対する住民の要望も多様化する中で、特定診療科目の受診が必要な場合における地域医療と中核病院との連携が重要な課題となっています。

小児の一次救急体制については、田辺広域休日急患診療所に土曜日の準夜帯診療が開設されるとともに、南和歌山医療センターに重傷度の高い傷病者を診察する三次救急医療センター（救命救急センター）が設置されたことに続き、平成19年には社会保険紀南病院に出産前後の母子に高度な治療を行う地域周産期母子医療センターが設置されたことにより、早産などの危険性の高い妊婦の受入れ体制が整うなど、当地方の救急医療体制は充実されつつあります。

今後は、病院群輪番制や田辺広域休日急患診療所の更なる充実に努めるとともに、救急救命士の養成や教育、市民への救急講習の実施により病院収容前の応急処置体制を強化していくことが必要です。

また、全国的に医療従事者が不足していると言われていた中、市民が疾病の程度に応じて適切な医療を受けられるよう、医療機関との連携のもと、総合的な医療体制を整えることが求められています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
健康診査や各種がん検診を進んで受診したいと思う市民の割合	73%
休日や夜間を含めて医療を受けやすい環境が整っていると思う市民の割合	40%

(※1) 内臓脂肪症候群…内臓脂肪蓄積・糖尿病・高脂血症・高血圧などの動脈硬化危険因子が重複する病態。

(※2) ひきこもり…様々な要因の結果、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。

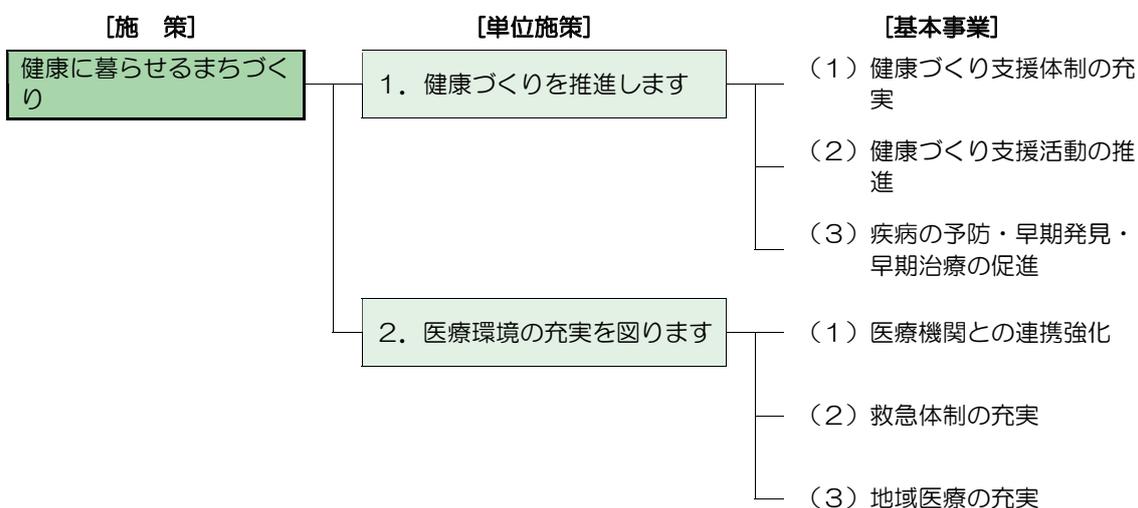
基本方針

健康で心豊かな生活を送れるよう、「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚を図るとともに、市民・地域・関係団体・関係機関等との連携により、健康の増進、生活習慣病予防など地域保健サービスの充実を図ります。

また、うつ病やひきこもりなどの心の病における対策や自殺予防対策のため、関係機関等との連携によりその実態把握に努めるとともに、啓発活動の実施や相談体制の充実など、心の健康づくりを推進します。

さらに、医療の高度化、専門化に対応するため、関係医療機関の機能分化と連携強化を図るとともに、救急救命士の養成や教育、救急講習の実施により病院収容前の応急処置体制を強化し、医療環境の充実を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 健康づくりを推進します

(1) 健康づくり支援体制の充実

- 乳児から高齢者まで、すべての市民が生涯を通して健康を維持し、健やかに過ごせるまちを実現するため、「田辺市健康づくり計画」に基づき、健康づくりを推進する市民団体や関係機関との協働により、市民の主体的な健康づくりを推進します。
- 健康づくりを推進する市民団体やボランティアグループ等の育成と活動の支援を図り、市民の自主的な健康づくりを支援します。
- 自殺の原因は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など多岐にわたることから、保健・福祉・医療・教育など各分野における関係機関との連携により、心の健康づくりに関する支援体制の充実を図ります。

(2) 健康づくり支援活動の推進

- 「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚を図り、市民が自発的に生活習慣病の予防及び改善に取り組めるよう、あらゆる機会を通して健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 各保健センター等において、心身の健康に関する個別相談や生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防等、健康に関する知識の普及に努めるとともに、健康づくりを支援し健康の保持と増進を図ります。
- ひきこもり状態にある青少年の自立や就労に向け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関や団体が相互に連携し、本人やその家族への支援とひきこもりへの理解や啓発活動を推進します。
- 自殺を誘発する各種問題に関する相談窓口の周知を図るとともに、心の健康づくりに関する啓発活動に取り組みます。

(3) 疾病の予防・早期発見・早期治療の促進

- 生活習慣病や各種がんの予防・早期発見・早期治療に向け、健康診査や各種がん検診を実施し、検診結果に基づく指導の徹底を図ります。
- 健康診査及び各種がん検診における受診率の向上に努めるとともに、検診方法などについても点検を行い、評価に努めます。
- 内臓脂肪症候群の改善に焦点を当てた特定健康診査や特定保健指導に取り組みます。
- 感染症予防の知識の普及に努め、予防接種の接種率の向上と関係機関との連携強化による防疫体制の充実を図ります。

2. 医療環境の充実を図ります

(1) 医療機関との連携強化

- 基幹病院と他の医療機関との連携を図り、予防・治療・リハビリテーションまでの一貫体制と医療サービス網の確立や充実に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 三次救急医療機関の整備や小児の一次救急体制が整いつつある中で、引き続き病院群輪番制や田辺広域休日急患診療所の充実に努めます。
- 救命処置の高度化に対応するため、救急救命士を養成するとともに、高規格救急自動車と救急用資機材の整備・充実に取り組みます。
- AED(※3)の設置場所の拡充を図るとともに、その使用を含めた心肺蘇生法について指導し、応急手当の普及・啓発を推進します。

(※3) AED…心臓が停止するような不整脈が生じた場合、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すための応急処置機器。早く処置を施すほど救命の効果がある。

(3) 地域医療の充実

- 疾病内容の変化や医療技術の高度化に対応するため、地域の診療所の充実に努めるとともに、中核病院等との連携を図ります。
- 過疎地域における高齢者等に対する診療所への交通手段の確保と充実に努めます。
- 生活習慣病の予防を図るとともに、適切な治療につなげるため、保健事業における生活習慣改善指導や健康診査を推進します。
- 田辺医療圏における自治体等と連携し、関係機関へ強く働きかけるなど十分な医療従事者の確保に取り組みます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
胃がん検診受診率	11.5% (平成 22 年度)	30.0%
大腸がん検診受診率	13.8% (平成 22 年度)	30.0%
肺がん検診受診率	13.2% (平成 22 年度)	30.0%
子宮がん検診受診率	28.3% (平成 22 年度)	30.0%
乳がん検診受診率	19.8% (平成 22 年度)	30.0%
自殺者数(人口を 10 万人で換算した場合)	29.1 人 (平成 22 年)	23.4 人
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当率	22.6% (平成 22 年度)	19.5%
心肺停止救急事案における市民の応急手当実施率	68.0% (平成 22 年度末)	80.0%

第3節 子育てを支えるまちづくり

現況と課題

全国的に少子化や核家族化、人間関係の希薄化が進む中、子育てに不安を抱え、孤立を感じる保護者が増加しています。また、家庭や地域における養育力の低下は著しく、行政や家庭だけでなく、社会全体で子供を育てる環境づくりが強く求められています。

本市においても、少子化の進行が顕著であることから、平成 17 年 5 月に「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、子供の成長や子育てを支援する次世代育成に関する施策の充実に取り組んできました。

しかし、子供を取り巻く環境は更に変化し続けていることから、より市民のニーズに即した計画として、平成 22 年 3 月に「田辺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない施策を総合的に推進しています。

図表 出生の状況

(単位:人)

年	出生数	人口千人あたりの出生率			合計特殊出生率	
		田辺市	和歌山県	全 国	和歌山県	全 国
平成 7 年	870	9.8	9.2	9.6	1.48	1.42
平成 12 年	814	9.3	9.0	9.5	1.45	1.36
平成 17 年	692	8.4	7.6	8.4	1.32	1.26
平成 22 年	610	7.7	7.6	8.5	1.47	1.39

※合計特殊出生率とは、女性が一生のうち子供を出産する平均数値。

資料:市子育て推進課

本市では、保育所や幼稚園における未就学児童の受入れ体制の充実を図るほか、田辺市地域子育て支援センターにおいて、子育てサークルの育成や子供と保護者によるつどいの広場を開設し、未就学児童のいる家庭の子育てを支援しています。また、田辺市ファミリーサポートセンター(※1)では、子育てにおける会員同士の助け合い活動を支援するとともに、学校・学童保育所・児童館・公民館・図書館などでは、子供の安全な居場所づくりと子育て支援のため、各種の取組を行っています。

保育所では、保護者の就労形態の多様化などから幅広い保育サービスの充実が求められており、特に近年では、緊急時の保育や社会参加への支援に対応した保育サービスの需要が増加する中で、延長保育、土曜日午後保育、産休明け保育、病児保育、障害児保育などの充実が課題となっています。

図表 公立保育所の入所状況(平成23年4月1日現在) (単位:人)

地域	田辺地域									
施設名	牟婁	みどり	日向	稲成	まろみ	はやざと	もとまち	秋津川		
定員	90	90	90	100	120	60	130	30		
在籍数	30	101	72	96	111	46	120	36		
地域	龍神地域			中辺路地域		大塔地域		本宮地域		合計
施設名	湯ノ又	東	柳瀬	くりすがわ	ちかの	あゆかわ	とみさと	ひまわり	たんぼぼ	
定員	30	60	60	80	30	90	30	60	45	1,195
在籍数	12	34	49	26	6	73	6	27	27	872

資料:市子育て推進課

図表 民間保育所の入所状況(平成23年4月1日現在) (単位:人)

地域	田辺地域						合計
施設名	いずみ	芳養	扇ヶ浜	会津	あゆみ	わんぱく	
定員	90	90	40	120	120	70	530
在籍数	99	93	36	139	127	73	567

資料:市子育て推進課

子育て家庭の経済的支援については、子ども手当(※2)や児童扶養手当の給付をはじめ、乳幼児の健全な成長を図るための乳幼児医療費助成や、母子・父子家庭等に対するひとり親家庭等医療費助成、母子家庭の母に対する各種の自立支援事業などを実施していますが、引き続き子育て支援のための各種施策を推進する必要があります。

また、子供が健康かつ安全に育つためには、親子の健康の保持と増進が重要であることから、妊娠期からの健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費助成事業を実施しているほか、必要に応じ家庭訪問による保健指導を行っています。

乳幼児期の健康管理については、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、早期に適切な養育が行えるよう支援するとともに、乳幼児の発育・発達の評価と疾病の早期発見、健康の保持や増進を図るため、定期健診や家庭訪問、育児教室等で適切な保健指導や食育指導を実施し、疾病予防だけでなく、事故予防や虐待防止も視野に入れた育児支援に取り組んでいます。

また、不妊治療への経済的支援や、感染症の発生及びまん延の予防を目的とした三種混合、BCG等の法定予防接種に加え、子宮頸がん等ワクチン接種事業などを実施していますが、今後も引き続きこれらの取組の充実が求められています。

児童の福祉に関する問題では、家庭児童相談室を設置して相談や指導を実施するとともに、特に子供の人権を侵害する児童虐待については、田辺市児童問題対策地域協議会において児童や家庭に対する支援に取り組んでいます。引き続きより一層の充実を図る必要があります。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
子育てに関する相談や医療給付などの支援制度が充実していると思う市民の割合	32%
乳児保育や延長保育など保育サービスが充実していると思う市民の割合	28%
妊娠・出産・育児期における健康診査など子供が健やかに育つ支援制度が充実していると思う市民の割合	34%

(※1) ファミリーサポートセンター…子供の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織。

(※2) 子ども手当…次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了前までの子供を養育している保護者に対して手当を支給する制度。国において制度等の変更が議論されている。

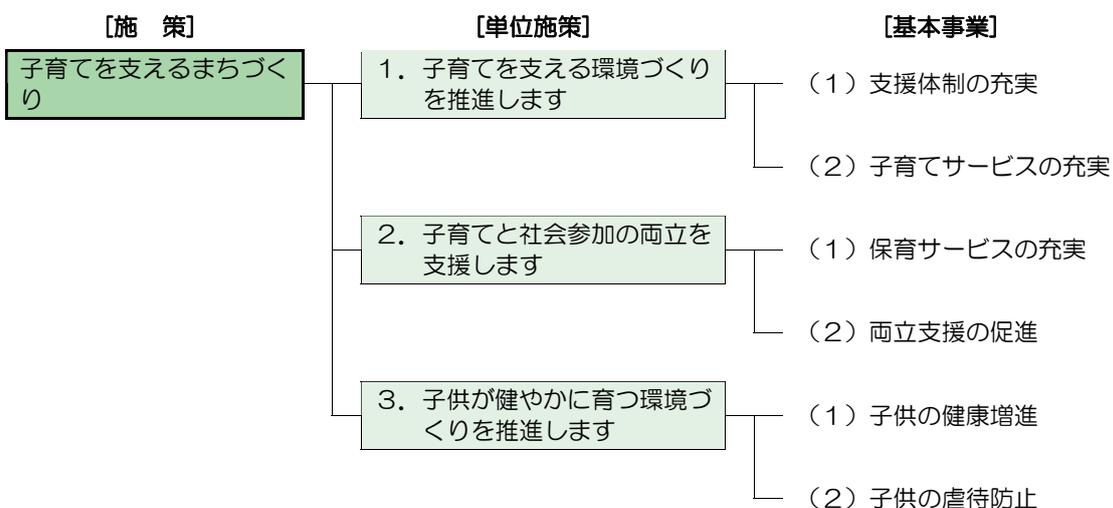
基本方針

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、社会全体で子供を育て、社会全体で子育てを支える環境づくりのため、子育てにやさしい地域コミュニティの形成に取り組みます。

また、多様化する保育需要に対応するため、保育サービスの更なる充実に努め、子育てと社会参加の両立を支援します。

さらに、子供の健やかな成長に向け、母子保健の充実を図るとともに、安心して子育てができる生活環境を整備し、次代を担う子供が健やかに育つ環境づくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 子育てを支える環境づくりを推進します

(1) 支援体制の充実

- 「田辺市次世代育成支援行動計画」に基づき、子育て支援事業を積極的に推進します。
- 母子に関する相談や指導により、妊娠や出産、育児に対する悩みや不安を解消し、母親が妊娠を喜び、子育てに自信が持てる環境づくりを推進します。
- 不妊治療に関する情報提供や不妊治療費の助成など、子供を産み育てたいと希望する夫婦への支援に努めます。
- 家庭における児童の養育支援のため、家庭相談員や民生委員・児童委員等との連携による相談・指導を行います。
- 子ども手当の支給により経済的負担を軽減し、安心して出産し、子供が育てられる環境づくりに努めます。
- ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図り、自立を支援するために児童扶養手当を支給します。
- 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療や健康の保持と増進を図るため、乳幼児医療費助成制度により、保険医療の自己負担分を助成します。
- ひとり親家庭の親子とそれに準じる方の健康の保持と増進を図るため、ひとり親家庭等医療制度により、保険医療の自己負担分を助成します。
- 母子寡婦福祉資金による各種融資や、母子家庭における母親の就業支援事業を実施し、自立を支援します。

(2) 子育てサービスの充実

- 地域における子育て需要に対応した施策を展開し、子育て支援サービスのより一層の充実に努めます。
- 子育て家庭に対する育児支援のため、田辺市地域子育て支援センター及び田辺市ファミリーサポートセンターの機能充実に努めます。
- 子育てに関する情報提供の充実に努めます。

2. 子育てと社会参加の両立を支援します

(1) 保育サービスの充実

- 多様化する保護者の就労形態や保育需要に的確に対応するため、乳児保育をはじめ、延長保育、障害児保育、病後児保育など多様なサービスを検討し、その充実に努めます。
- 保育所の整備については、地域の人口動態や就学前児童数の状況、入所児童の充足率等を踏まえた将来予測と耐震強度確保の観点から、計画的に施設の安全性の向上と老朽化対策に取り組めます。

(2) 両立支援の促進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、関係機関との連携・協力により、労働者や企業などの理解の促進を図ります。
- 仕事と育児が両立できる社会をつくるため、育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間などの雇用条件の改善を事業主へ働きかけます。
- 学童保育所を充実し、小学校低学年児童の放課後等における安全な居場所づくりに努めるとともに、保護者の就労形態の多様化等への対応を図ります。
- 父親の子育て参加の促進を図ります。

3. 子供が健やかに育つ環境づくりを推進します

(1) 子供の健康増進

- 妊娠期からの支援体制を充実するための妊婦健康診査や、母子保健推進員活動などの地域に密着したきめ細かな母子保健サービスに努めます。
- 小児保健水準の維持・向上のため、健診内容の充実や予防接種率の向上に努めるとともに、食育の推進など各種小児保健対策に取り組みます。

(2) 子供の虐待防止

- 田辺市児童問題対策地域協議会を中心とした関係機関の連携強化による要保護児童対策の充実を図るとともに、児童虐待を未然に防止するため、各種啓発事業を実施します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
初妊婦家庭のパパママ教室の参加率	24.4% (平成 22 年度)	30.0%
4か月児健診受診率	99.5% (平成 22 年度)	100.0%
1歳6か月児健診受診率	99.0% (平成 22 年度)	100.0%
3歳児健診受診率	95.7% (平成 22 年度)	100.0%
児童虐待防止講演会の参加者数	67 人 (平成 22 年度)	150 人

第4節 障害者が安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

本市の障害者（児）数は、平成23年4月1日現在で、身体障害者手帳の所持者が4,003人、療育手帳が732人、精神障害者保健福祉手帳が422人となっており、障害福祉サービスの利用者数、手帳所持者数とも増加傾向にあります。

このような状況の中、ノーマライゼーション(※1)の理念の具現化に向け、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる共生社会を実現するため、「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」に基づき、各種障害者施策の実施に取り組んでいます。

障害者施策の基本となる相談業務については、田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」を設置し、障害の種別に関係なく相談を受けることができるよう窓口の一元化を図り、相談業務の充実に努めています。また、行政・福祉サービス提供事業所や医療・保健・雇用などの関係者が参加する西牟婁圏域自立支援協議会が組織され、相互に連携を図る中で、地域生活等の支援体制の充実に取り組んでいます。

就労の促進については、雇用促進奨励金の交付を行うほか、障害者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所と連携を図りながら一般就労への取組を進めるとともに、就労継続支援事業所等へ通う障害者への交通費や利用者負担の軽減策等を講じています。

障害者の自立・社会参加を促進するため、補装具・日常生活用具制度の利用拡大と利用者負担の軽減に努めるほか、知的障害者等の移動支援をはじめ、視覚障害者に対する代読・代筆奉仕員や聴覚障害者等に対する手話通訳者・要約筆記奉仕員等を派遣する事業などを実施しています。

また、各種手当（重度障害者等福祉年金・特別児童扶養手当及び特別障害者手当）の支給により障害者の経済的負担の軽減を図るとともに、自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）、重度障害者医療、精神障害者医療の実施により日常生活の自立支援や医療費の負担軽減を図っています。

さらに、増加する障害福祉サービスの利用者に対応するため、入所施設をはじめ、就労移行支援・継続支援事業所やグループホーム・ケアホーム等の施設整備事業者に対して、施設建設費用の一部を補助しています。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」は、身体・知的・精神の3障害の障害福祉サービスの一元化や、複雑なサービス体系の再編成などの内容で施行されましたが、利用者の自己負担の増加などを理由に廃止されることが決定し、遅くとも平成25年8月までに新たな法律が施行されることになっています。

また、「国連障害者の権利条約」の批准のため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための基本的理念や、施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」が平成23年8月に改正されました。

こうした中、今後の障害者施策の推進に当たっては、国の動向等を踏まえ適切な対応が求められるほか、共生社会の実現に向け、保健・医療・福祉・雇用・教育等の各分野との連携強化により、市民の理解と協力のもとで各種施策を実施することが求められています。

図表 障害福祉サービスの年間延利用者数及び年間延利用回(時間)数

サービス名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	単位
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	— 15,288	— 12,948	1,005 13,800	1,159 15,178	1,348 18,282	人(利用者数) 時間(利用時間数)
生活介護	— 0	— 1,848	632 12,577	1,256 26,244	1,934 41,429	人(利用者数) 回(利用回数)
児童デイサービス	— 5,364	— 5,952	505 7,281	580 8,535	716 10,400	人(利用者数) 回(利用回数)
短期入所	— 3,492	— 2,436	155 1,616	165 1,352	363 2,114	人(利用者数) 回(利用回数)
共同生活介護(ケアホーム) ・共同生活援助(グループホーム)	684	696	729	810	854	人(利用者数)
自立訓練	— 0	— 0	70 1,271	130 2,577	108 2,195	人(利用者数) 回(利用回数)
就労移行支援(※2)	— 2,808	— 1,668	187 3,537	241 4,508	183 3,267	人(利用者数) 回(利用回数)
就労継続支援A型(※3)	— 2,460	— 2,364	237 5,017	418 8,138	701 13,328	人(利用者数) 回(利用回数)
就労継続支援B型(※4)	— 11,400	— 18,588	1,311 22,854	1,667 28,500	1,757 31,030	人(利用者数) 回(利用回数)
移動支援	220 1,102	246 2,242	277 2,328	328 2,792	336 2,866	人(利用者数) 時間(利用時間数)

資料:市障害福祉室

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
障害者の方々の就労など自立や社会参加ができる環境が整っていると思う市民の割合	24%
障害者の方々が日常生活を営むためのサービスが充実していると思う市民の割合	23%

(※1)ノーマライゼーション…障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

(※2)就労移行支援…一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練を行う。

(※3)就労継続支援A型…一般企業での就労が困難な人に、利用者と雇用契約を結んだ上、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

(※4)就労継続支援B型…一般企業で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

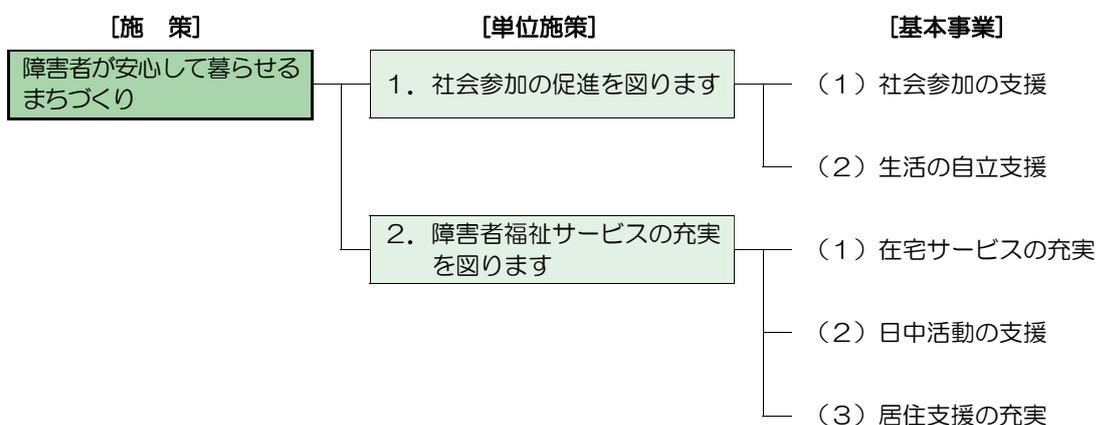
基本方針

ノーマライゼーションの理念を具現化し、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

そのため、「田辺市障害者計画」や「田辺市障害福祉計画」に基づき、関係機関との連携を強化し、居宅介護（ホームヘルプサービス）などの障害福祉サービスの提供に努めるとともに、福祉・保健・医療・教育・就労等の諸施策の充実に努め、障害者の自立及び社会参加の促進を図ります。

また、改正された「障害者基本法」や新たに制定が予定されている法律に基づき、適切な障害者施策の推進を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 社会参加の促進を図ります

(1) 社会参加の支援

- 「田辺市障害者計画」や「田辺市障害福祉計画」を基本として、地域の実情に即した障害者施策の推進に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、外出困難な障害者の移動支援、手話通訳や要約筆記などの聴覚障害者等のコミュニケーション支援、視覚障害者への情報収集支援等の充実に努めます。
- 各種のスポーツやレクリエーション活動への参加機会の拡大と、それに伴うボランティアの育成と活動支援を行います。

(2) 生活の自立支援

- 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）や重度障害者医療、精神障害者医療費などの充実に努めます。

- 障害者やその家族への生活や就労等に関する支援体制の強化を図るとともに、障害者の生活の自立を進める各種事業に取り組みます。

2. 障害者福祉サービスの充実を図ります

(1) 在宅サービスの充実

- 居宅介護等の各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者が日常生活を営む上で必要となる補装具や日常生活用具の利用拡大に努めるとともに、利用時における利用者負担の軽減を図ります。
- 重度障害者等福祉年金・特別児童扶養手当・特別障害者手当の支給により、重度障害者等の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 日中活動の支援

- 生活介護サービス等の各種日中活動サービスの充実を図ります。
- 福祉的就労の場である就労継続支援事業の充実を図るとともに、障害者の一般就労への移行に向け、公共職業安定所や就労移行支援事業所等との連携を図るほか、職場適用援助者（ジョブコーチ）の支援等に取り組みます。
- 障害児の日中活動の支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児サマースクールなど多面的な取組を進めます。

(3) 居住支援の充実

- 施設入所支援や共同生活介護、共同生活援助等の各種居住支援サービスの充実を図ります。
- 障害者の施設から地域への生活移行や精神障害者の退院後における地域移行及び定着を支援するため、相談支援事業者をはじめ、サービス提供事業者や病院等との連携を図ります。
- 緊急時や災害時における情報入手が困難な聴覚障害者等への情報伝達については、情報・意思疎通支援用具の支給を行うとともに、防災行政メールや緊急ファクシミリによる災害等の情報発信に取り組みます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
移動支援事業の利用者数	189 人 (平成 22 年度)	254 人
障害者相談支援事業の利用件数	5,024 件 (平成 22 年度)	6,000 件
居宅介護(ホームヘルプサービス)の利用者数	1,348 人 (平成 22 年度)	2,244 人
生活介護サービスの利用者数	1,934 人 (平成 22 年度)	2,844 人
就労継続支援事業の利用者数	2,458 人 (平成 22 年度)	4,764 人
福祉施設利用者の一般就労移行者数	9 人 (平成 22 年度)	12 人
共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)の利用者数	854 人 (平成 22 年度)	1,716 人
入所支援施設への入所者数	143 人 (平成 22 年度末)	131 人

第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

現況と課題

本市の65歳以上の人口は、平成23年3月末現在で22,182人、高齢化率は27.3%と5年前と比べて、高齢者人口の増加は僅かであるものの、総人口の減少により、高齢化率は2.2ポイントの増加となっています。中でも、本宮地域の高齢化率は42.8%と高く、続いて中辺路地域の38.9%、龍神地域37.1%、大塔地域32.1%、田辺地域25.2%となっており、山村地域のみならず、市街地においても高齢化が進んでいます。

こうした高齢化の進行に伴い、本市の要支援・要介護の高齢者についても年々増加していますが、その要因として高齢化に伴う運動不足や食生活の偏り、口腔機能の低下、認知症、うつ等によってもたらされる生活機能の低下などがあります。

こうしたことから、「田辺市高齢者福祉計画」に基づき、すべての高齢者を対象に一次予防事業として、各地域において介護予防に関する教室や講座を開催するとともに、生活機能の低下が心配される高齢者を対象に二次予防事業として、運動器・口腔機能の向上や栄養改善を目的とした介護予防施策を実施していますが、今後も引き続き予防施策の充実に求められています。

また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、引き続き地域支援事業（介護予防事業・包括的支援事業・任意事業）を推進するとともに、行政局管内における身近な相談窓口として平成22年度に設置した田辺市地域包括支援センター中辺路サブセンターについても、より一層の機能の充実に求められています。

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、介護用品の購入費補助や緊急通報装置の設置を推進するとともに、山間部においては、医療機関への外出支援も増加傾向にある中で、認知症高齢者とその家族に対する施策や高齢者の自立した生活を支援するための取組についても引き続き進めていく必要があります。

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐためには、生きがい活動や社会参加により、閉じこもりや孤立をなくすことが重要であることから、田辺市シルバー人材センターに対して支援を行い、高齢者の就労機会の確保に努めています。また、老人クラブに対する活動支援を行い、社会奉仕活動・友愛活動・スポーツ大会等を通じ、社会参加の機会の確保に努めています。今後も生きがい活動や社会参加の機会の充実に努める必要があります。

介護保険施設については、「和歌山県介護保険事業支援計画」に基づき、必要整備床数の整備を進めており、平成23年3月末における市内の施設整備状況として、介護老人福祉施設が6施設（333床）、介護老人保健施設が2施設（188床）、介護療養医療施設が2施設（108床）、認知症対応型共同生活介護施設が7施設（108床）であるものの、このうち、介護療養医療施設については、国において基本的に廃止する方針が決定され、他施設へ転換したことなどにより、平成18年3月末と比較して3施設60床の減となっています。

今後、「介護保険法」の基本的な考え方を踏まえ、日常生活圏域ごとに必要なサービスが提供できるよう「和歌山県介護保険事業支援計画」に基づき、施設の整備・充実に進めることにより、安心して生活を送ることのできるまちづくりを推進していくことが求められています。

市民アンケート調査結果

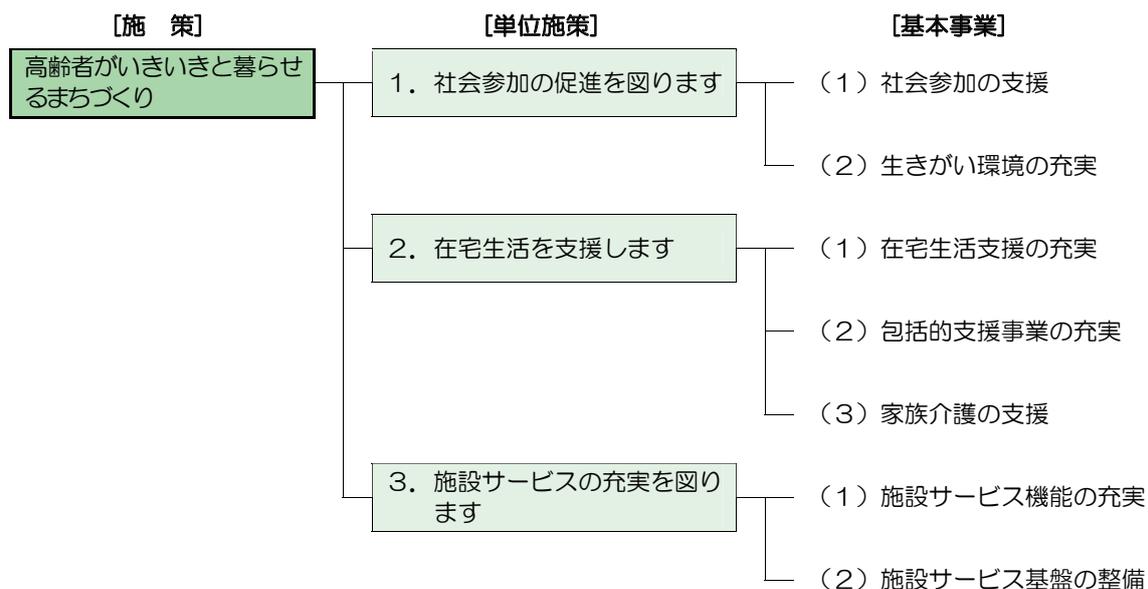
市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
高齢者の方々の就労など社会参加が図られていると思う市民の割合	19%
高齢者の方々が住み慣れた地域で在宅生活を営むためのサービスが充実していると思う市民の割合	30%

基本方針

「田辺市高齢者福祉計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域支援事業の充実に努めるとともに、高齢者の生きがい活動や社会参加を促進するための各種支援を行います。

また、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活を送れるよう、施設サービスの充実や環境づくり等に努めます。

施策体系



施策の展開

1. 社会参加の促進を図ります

(1) 社会参加の支援

- 高齢者の就労対策として、田辺市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の社会参加の促進を図ります。
- 高齢者を含めた地域に暮らす人々が福祉活動に主体性を持って参加するとともに、お互いに支え合うことのできる地域づくりを進めます。

(2) 生きがい環境の充実

- 老人クラブ等を通じて各種事業を実施し、高齢者の生きがい活動や社会参加を促進するとともに、健康の保持や学習機会の確保に努めます。
- 高齢者を敬愛し、長寿を祝うため敬老行事等を実施します。

2. 在宅生活を支援します

(1) 在宅生活支援の充実

- 高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を支援するため、必要なサービスの充実に努めます。

(2) 包括的支援事業の充実

- 将来的に要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者に対する二次予防事業や、すべての高齢者を対象とした一次予防事業などの介護予防事業を実施します。
- 総合相談窓口として、田辺市地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、田辺市在宅介護支援センターとの連携により、高齢者の在宅生活を支援します。
- 成年後見制度(※1)の利用を促進するための広報・普及活動等に取り組みます。

(※1)成年後見制度…判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

(3) 家族介護の支援

- 高齢者を介護している家族等の介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続と環境向上を支援します。

3. 施設サービスの充実を図ります

(1) 施設サービス機能の充実

- 居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、必要に応じて生活支援ハウスなどの居住場所を提供し、安心して自立した生活が送れるよう支援します。
- 高齢者の生きがい活動や社会参加を促進するため、学習やレクリエーション等の場を提供します。
- 養護老人ホーム「千寿荘」、軽費老人ホーム「ケアハウス神島」の適切な運営に努めます。

(2) 施設サービス基盤の整備

- 高齢者が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉施設の基盤の充実を図ります。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
緊急通報装置を設置している世帯数	700 世帯 (平成22年度末)	750 世帯
在宅高齢者宅の訪問件数	11,028 件 (平成22年度)	12,000 件
介護予防教室の参加者数	612 人 (平成22年度)	1,000 人
家族介護教室の参加者数	210 人 (平成22年度)	300 人

第6節 生活を支えるまちづくり

現況と課題

全国的に被保護世帯は毎年増加していますが、平成20年の世界的な金融危機に端を発した世界同時不況を背景として、非正規雇用労働者の解雇等が行われ、生活困窮者や居住場の喪失者の増加により保護受給者も急増しています。

また、社会情勢の変化や複雑化等に伴い、居住・生活等の形態が変化し、ホームレスやひきこもり(※1)等、生活困窮以外の保護の相談が増加するなど多様化が進んでいます。

本市における被保護世帯については、平成10年から毎年増加している状況にあり、今後とも経済的給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムの適切な実施と併せて、ハローワークなどの関係機関との連絡を密にするなど、個々のニーズにあった援助を進める必要があります。

図表 生活保護世帯数・人数

年度	被保護世帯数(世帯)	被保護人数(人)	保護率(%)
平成17年	537	708	8.55
平成22年	720	958	12.13

※各年度の数値は、年度間における平均値。

資料:市福祉課

災害による被災者への支援については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等に基づき、災害弔慰金や災害障害見舞金、災害見舞金を支給するとともに、災害救助法等の適用を受ける大規模な災害が生じた場合、迅速かつ多様な被災者支援の実施に向け、国や県との連携が必要となります。

こうした中、平成23年台風12号による災害では、「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」の適用を受け、これらに基づく被災者支援を進めたほか、県内外から駆け付けた多くのボランティアのご協力を得て、被災者の生活復旧に取り組みました。

市営住宅については、平成23年4月末現在、1,365戸の住宅を管理しており、地域別で見ると、田辺地域が983戸と最も多く、次いで大塔地域の176戸、中辺路地域の131戸、龍神地域の50戸、本宮地域の25戸となっています。

構造別では、中層耐火住宅と木造住宅が1,072戸と全体の78.5%を占めており、建築時期では、66.7%に当たる910戸を昭和40年から昭和63年までの間に建設しており、昭和20年代の住宅も43戸残っています。

入居状況では、単身世帯と2人世帯が全体の64.5%を占め、世帯主年齢についても50歳以上の世帯の割合は全体の60.8%で、うち25.4%が70歳以上の世帯主が占めており、高齢の単身世帯や夫婦世帯が多く、入居者の高齢化が進んでいます。

市営住宅全体としては、施設の老朽化が進んでいることから、入居者が安心して暮らせる安全な住宅を供給するため、引き続き「田辺市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、住宅の建替えをはじめ、改修・修繕や用途廃止等を計画的に進めていく必要があります。

また、市街地域と周辺地域における異なる住宅需要や地域事情を踏まえ、市民の多様な

ニーズに対応し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、住宅に困窮する低所得者・高齢者・障害者等に対する低廉な家賃の住宅の提供など、より一層住宅セーフティネットの機能向上に努める必要があります。

図表 市営住宅の建築時期別管理戸数

(単位:戸)

区分	昭和20 ~29年	昭和30 ~39年	昭和40 ~49年	昭和50 ~63年	平成元年 ~5年	平成6 ~10年	平成11 ~15年	平成16 ~22年	合計
公営住宅	43	21	333	212	63	42	64	30	808
改良住宅	0	24	120	202	0	30	54	8	438
定住促進住宅	0	0	0	0	0	24	36	0	60
単身者住宅	0	0	0	0	0	0	6	0	6
その他の住宅	0	7	14	29	3	0	0	0	53
合計	43	52	467	443	66	96	160	38	1,365

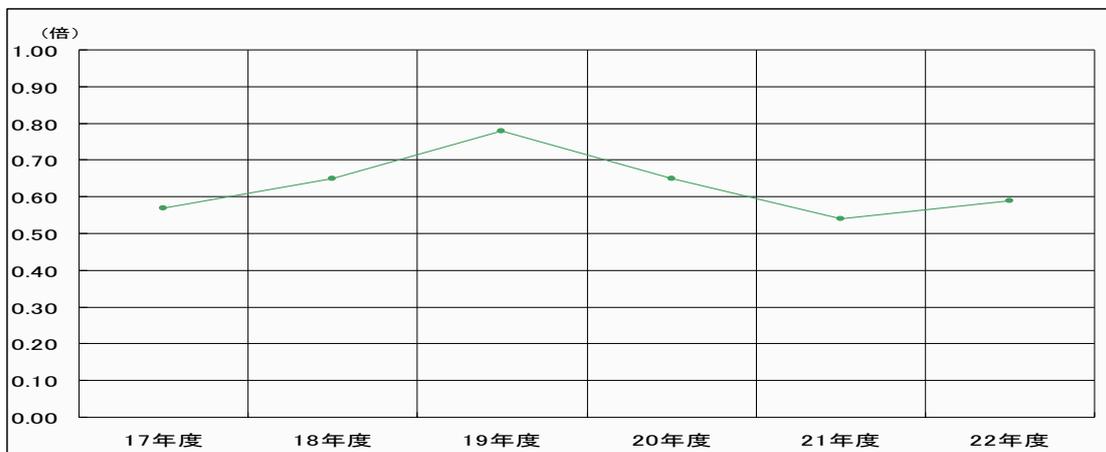
資料:市管理課

就労の状況については、世界同時不況以降における非正規労働者の解雇や派遣社員の派遣切り、近年では、特に若年層（35歳未満）の非正規雇用の増加が大きな問題となっているほか、ニート（※2）やひきこもり者をはじめ、若年者の就職対応についても重要な課題となっています。一方、田辺公共職業安定所管内における平成22年度の有効求人倍率については、0.59倍と依然として厳しい就労環境が続いています。

こうした中、当地域では、国と県の委託を受けて南紀若者サポートステーションが設置され、職業意識の啓発や社会適応のための支援、若年者の就職サポートなどを実施しているほか、田辺商工会議所を中心とした若者の地元定着に向けた取組として、毎年Uターンフェアを開催し、地元企業の情報提供等を行っています。

また、本市では、雇用促進奨励金制度の充実を図ることにより、従来の高齢者・障害者等に加え、若年無業者（※3）に対しても就業支援を行っていますが、今後も引き続き各種団体等と連携を図り、総合的かつ継続的に就労施策を推進することにより、地域における人材を確保するとともに、更なる雇用機会の拡大、労働環境の向上を図る必要があります。

図表 有効求人倍率の推移



資料:市商工振興課

国民健康保険については、国民皆保険制度の基盤をなすものとして社会保障の一翼を担っており、本市の平成 23 年 3 月末における国民健康保険加入者は 31,027 人で、人口の 38.2%を占めています。

近年、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費の増加により保険給付額が増大する一方、平成 20 年度に創設された後期高齢者医療制度に 75 歳以上の被保険者が移行したことや、地方経済の低迷により保険税収入が減少するなど、国民健康保険事業の運営は極めて厳しい状況となっています。また、国の「高齢者医療制度改革方針」において、今後数年以内に後期高齢者医療制度の廃止が示されており、我が国の医療制度そのものが大きな変革期を迎えようとしています。

本市においては、これまで人間ドックに対する補助や特定健康診査等の推進により保健事業の充実を図るとともに、保険税賦課の適正化や口座振替の促進、滞納者に対する納税指導の強化など事業の健全化に取り組んできました。

今後においても、適切に事業運営を進めるため、医療費抑制対策としての保健事業の推進、レセプト点検による保険給付の適正化、保険税収入の確保などの取組を強化するとともに、将来の医療制度に対応するため、事業運営体制を整備する必要があります。

介護保険制度については、高齢者の介護を社会全体で支えるシステムとして広く定着が図られているものの、一方で利用率の向上等に伴う介護給付費の増加や長寿・高齢化の進行による要支援・要介護者の増加などにより、その運営は厳しい状況にあります。

介護保険事業を適切に運営するためには、公正かつ公平な要支援・要介護の認定をはじめ、介護給付費の適正化、介護保険料収納対策の推進、介護予防施策の充実が必要となることから、本市では、保健師や看護師等の専門職員による認定調査を実施するとともに、介護給付費の適正化を図るため、医療情報との突合やケアプランチェック等を行っています。

介護予防施策については、地域包括支援センターにおいて適切なケアマネジメント(※4)による予防給付を実施するとともに、要介護状態へ移行する可能性の高い二次予防対象者や元気な高齢者を対象とした地域支援事業にも取り組んでいます。

また、平成 22 年度にはよりきめ細かなサービスを提供するため、田辺市地域包括支援センター中辺路サブセンターを設置していますが、今後も各種取組を推進することにより、更なるサービスの充実を図るとともに、介護保険事業の安定した運営に努めることが求められています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
雇用対策や勤労者福祉が充実していると思う市民の割合	10%

(※1)ひきこもり…様々な要因の結果、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。

- (※2) ニート…非労働力人口のうち、就業、就学、職業訓練のいずれもしていない15歳～35歳未満の者。
- (※3) 若年無業者…学校を卒業若しくは中途退学した後就業せず、又は一度就業したものの離職し、一定期間無業の状態にある若者。
- (※4) ケアマネジメント…要介護者等に対して、適切なサービスを受けられるようケアプランを作成するとともに、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援すること。

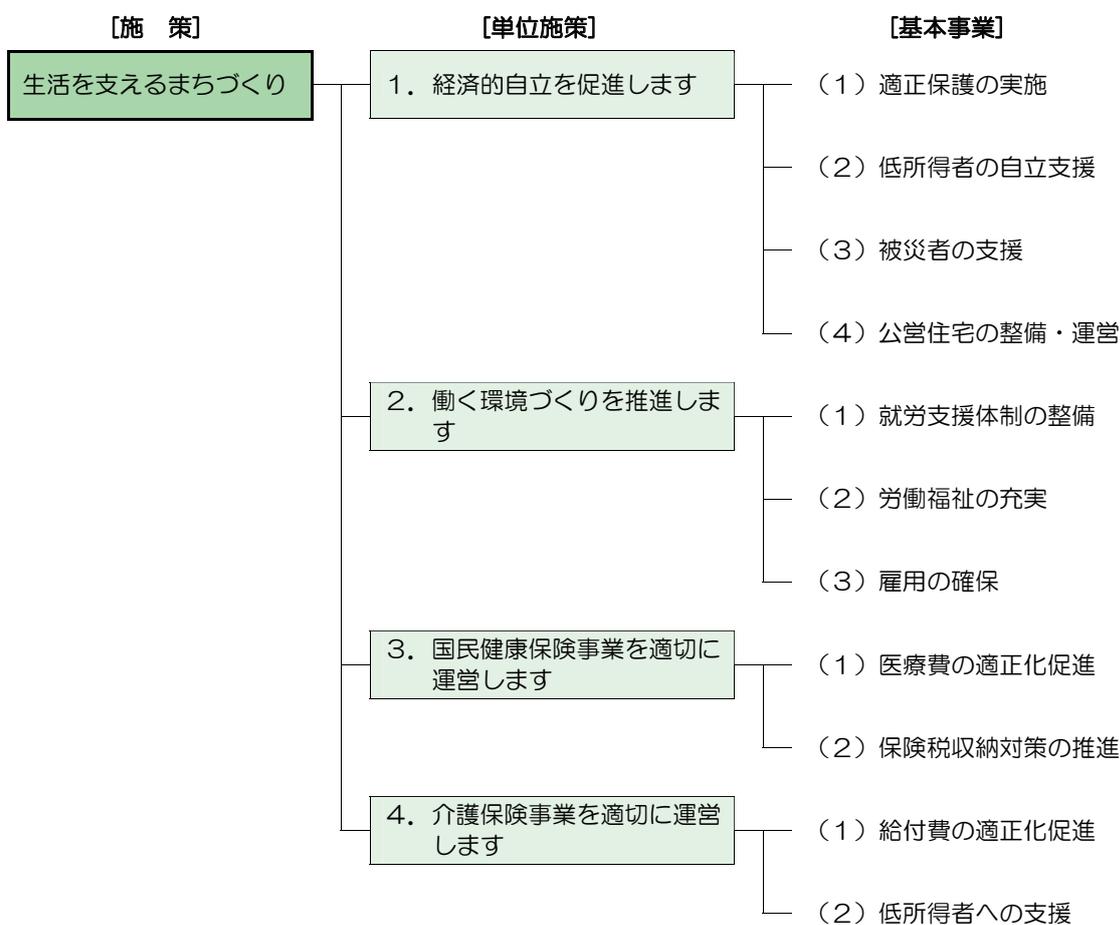
基本方針

生活困窮者の実態に即した適正な保護や住宅の提供などにより、経済的自立を支援するとともに、被保護世帯の就労や社会的自立の支援に努めます。

また、各種の就労施策を推進することにより、地域における人材を確保する一方、地域産業の育成・強化によって、雇用の拡大や労働福祉の充実に努め、働く環境づくりを促進します。

国民健康保険事業や介護保険事業については、収納率の向上対策などに取り組み、適切で安定した運営に努めます。

施策体系



施策の展開

1. 経済的自立を促進します

(1) 適正保護の実施

- 生活に困窮している世帯の実態把握を行い、適正な保護の実施に努めます。
- 扶養義務者への援助依頼を行い、経済的な援助だけでなく精神的、社会的自立に向けた支援に取り組みます。
- 公共職業安定所等の関係機関との連携を密にするとともに、就労支援員による求職活動の支援を推進します。

(2) 低所得者の自立支援

- 緊急一時的な生活資金や出費などに対して資金の貸付けを行うなど、生活の安定と生活意欲の促進に努めます。
- 和歌山県社会福祉協議会の貸付制度等を利用し、低所得世帯等の経済的自立や安定した生活の支援を図ります。
- 離職によって住宅を失った、又は失うおそれのある世帯を対象に、家賃に対する住宅手当を給付することにより、社会的、経済的自立に向けての支援を行います。

(3) 被災者の支援

- 「災害弔慰金の支給等に関する法律」、「田辺市災害見舞金等支給規程」等に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金、災害見舞金等の支給により、被災者の支援に取り組みます。
- 災害救助法等の適用を受ける大規模な災害が生じた場合、国や県との連携による迅速かつ多様な支援のほか、田辺市社会福祉協議会等と連携したボランティアによる復旧支援に取り組みます。

(4) 公営住宅の整備・運営

- 「田辺市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、住宅の建替えをはじめ、改修・修繕や用途廃止等を計画的に進めます。
- 住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸するため、住宅家賃減免措置を実施します。

2. 働く環境づくりを推進します

(1) 就労支援体制の整備

- 地場産業の育成・強化により、雇用機会の拡充に取り組みます。
- 公的教育機関等との連携を強化し、その活用を図ることで、求職者等の職業能力開発を促進します。
- ジョブカフェ(※5)や南紀若者サポートステーションと連携し、若年者に対する就労支援に取り組みます。

(※5) ジョブカフェ…若年者を対象とした雇用関連サービスをワンストップで提供する施設。

(2) 労働福祉の充実

- 高齢者や障害者等の雇用機会の拡充と安定を図るため、雇用促進奨励金制度の利用促進を図ります。
- 女性の雇用については、「男女雇用機会均等法」の啓発や女性の就業機会の創出に向けた取組を積極的に支援するとともに、事業主に対する努力義務の達成に向けた指導に努めます。
- 共同作業場の協力企業や運営委員会と連携し、経営基盤の充実を図りながら就労の拡大や労働条件の向上に努めます。
- 働きやすい職場環境の向上を図るため、事業所に対して啓発活動を行うほか、各種助成制度の利用促進を図ります。

(3) 雇用の確保

- 企業誘致を推進するとともに、地域資源を活用した新産業の創造などを支援することで新たな雇用の確保を図ります。
- 就労が困難な方について、田辺公共職業安定所と共に雇用主への支援を行い、雇用の確保を図ります。
- 田辺公共職業安定所との連携により、雇用関連施策等の推進に努めます。
- 商工会議所等の関係機関との連携により、Uターンフェアを開催し、Uターン就職や地元定着を促進します。

3. 国民健康保険事業を適切に運営します

(1) 医療費の適正化促進

- 健康の保持や増進を図る健康づくりと、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査等を推進することにより、増大する医療費の適正化を図ります。

(2) 保険税収納対策の推進

- 口座振替やコンビニ収納等の積極的な推進、啓発指導員などによる指導・啓発の徹底等により収納環境の整備を図り、収納率の向上に努めます。また、被保険者の公平性確保の観点から、滞納者に対して差押え等の滞納処分を適切に実施します。

4. 介護保険事業を適切に運営します

(1) 給付費の適正化促進

- 被保険者が安心して介護保険のサービスが利用できるよう、広報紙等により情報提供を行います。
- 利用者等に対する給付費通知の実施や、国民健康保険団体連合会の給付適正化システムを活用した給付実績の点検、ケアプランチェック等により介護給付費の適正化に努めます。

- 地域包括ケアの中核となる田辺市地域包括支援センターにおいて、要支援認定者のケアマネジメントを適切に行うとともに、地域支援事業の実施により介護予防を推進します。

(2) 低所得者への支援

- 公平・公正な負担を基本としつつも、低所得者等への適正な措置を講じます。
- 社会福祉法人等による低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を積極的に推進します。
- 高額介護サービス費の支給により、利用者負担の軽減を図ります。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
雇用促進奨励金制度の利用者数	9 人 (平成 22 年度)	20 人
国民健康保険事業における一人当たり医療費の全国平均を1とした場合の指数	0.932 (平成 22 年度)	0.932

第3章 安全で住みよいまち

第1節	災害に強いまちづくり	81
第2節	日々の暮らしを守るまちづくり	90

第1節 災害に強いまちづくり

現況と課題

本市は、紀伊半島の南西部に位置しており、度々台風の経路となることや、大規模な地震発生帯である南海トラフに近接していることから、気象的にも地形的にも多種多様な災害の危険性が伴う条件下にあります。

これまでも、昭和36年9月に高知県の室戸岬に上陸した第二室戸台風をはじめとする大型台風の来襲に伴う暴風や大雨等により被害を受けるとともに、昭和南海地震及びチリ津波の二度にわたって津波による甚大な被害を受けました。

こうしたことから本市では、災害から市民の生命や身体、財産を守るとともに、災害による被害の軽減を図るため、これまで「田辺市地域防災計画」に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧など総合的かつ計画的な防災行政に取り組んできました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により東北地方の太平洋沿岸部は壊滅的な被害を受けるとともに、多くの尊い命が失われたほか、行政機能の喪失により復旧や復興に支障を来している市町村も数多く出ています。

また、平成23年9月の台風12号では、一部地域において24時間雨量が900mmを超える記録的な豪雨となり、河川の氾濫や山腹の深層崩壊等により近年稀にみる大災害が発生し、尊い命や多くの財産が失われました。さらに、市内各地で道路網やライフラインが寸断されるとともに、家屋被害が多数発生するなど市民生活に大きな影響を与えました。現在、各分野において災害からの復旧に向けた取組を進めていますが、すべての復旧が完了するまでには更に時間を要することから、今後も継続的な取組が必要です。

本市では、こうした未曾有の災害を教訓として、今後起こり得る多種多様な災害に備えるため、「田辺市地域防災計画」をはじめとする各種計画の見直しを進めるなど、今後の防災のあり方を再構築することが喫緊の課題となっています。

災害に強いまちづくりを推進するためには、まず、自助・共助・公助のそれぞれにおいて災害への対応力を高め、連携することが重要です。災害が発生した際には、自治会(※1)や自主防災組織等による自主的な防災活動が不可欠であることから、今後も引き続きコミュニティの強化を図っていく必要があります。現在、自治会は217団体あり、このうち自主防災組織を結成している団体は、平成23年4月1日現在で201団体、組織率は92.6%となっており、100%の結成率に向けて更なる啓発が必要となっています。

また、災害時に避難行動等が困難であることが予想される高齢者や障害者(児)、妊婦等を災害から守るため、平成21年度から災害時要援護者名簿を作成し、各自治会に提供しています。しかし、情報伝達や安否確認、避難誘導など要援護者本人の意向を重視しなければならない状況もあり、こうした支援活動を進めるためには、各地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが必要となります。

広域連携の強化については、災害時における周辺広域相互応援体制の更なる充実を図るほか、全国の消防機関で組織する緊急消防援助隊に積極的に参加するとともに、東海・東南海・南海地震の発生を想定した受援体制の整備を進める必要があります。

各種災害から市民を守るための防災行政無線の整備については、これまで田辺地域と本

宮地域において取組を進めてきましたが、今後も必要に応じて施設の更新等に努め、市民への情報伝達機能を高めていく必要があります。

また、被災後を想定した備えの強化も重要であり、避難用備蓄品の充実に努めるとともに、自衛隊をはじめとする国家機関や自治体等による救援活動、災害ボランティア等の受け入れ体制の充実を図るほか、県の広域防災拠点施設である南紀スポーツセンターや、海上自衛隊から防災拠点ネットワーク港として指定を受けており、耐震強化岸壁を整備した新文里港についても、その機能が十分発揮できるよう備えを整えることが必要となります。

今後30年以内に発生する確率が88%と予想される東海地震、70%程度と予想される東南海地震、60%程度と予想される南海地震への対策については、ソフト・ハードの両面から総合的な対策を講じる必要があります。特に、津波の勢いを減衰させる海岸施設の整備などは今後の大きな課題であり、時間的、資金的にも限界がある中で、減災対策としてソフト面の充実が不可欠となります。こうしたことから、津波対策については、まず高台へ逃げることを基本に関係町内会や自主防災組織等と連携し、津波避難路の整備及び一時避難場所の確保や周知、津波避難ビルの指定など着手可能なものから取り組んでいく必要があります。

また、高い防災意識を持続可能なものにしていくためには、訓練や防災学習会をはじめ、あらゆる機会を通じて啓発活動を行うとともに、災害の種別を問わず「自分の身は自分で守る」という意識の徹底を図っていかねばなりません。

さらに、地震発生時における家屋倒壊被害を軽減するとともに、地震発生後の応急対策や復旧・復興を速やかに進める上においては、家屋の耐震化も重要であることから、本市では木造住宅の耐震診断・設計・改修に対する補助事業を実施しており、改修が必要な住宅に対し早期改修を促すとともに、公共建築物や上水道の管路等についても耐震強化を実施し、市民が安心して暮らせる基盤づくりを図る必要があります。

一方、本市は、県内有数の主要河川を複数抱えており、年間降水量も多いことから、河川の洪水対策についても十分な備えが必要であり、平成19年には左会津川・芳養川・大塔川・熊野川の4河川において、予想される浸水の程度や避難施設等の各種情報を示した洪水ハザードマップを作成しました。中でも、熊野川水系の低地については、これまでも頻繁に浸水に見舞われ多大な被害を受けてきたことから、昭和62年から河床整備を実施するとともに、平成22年度からは県の河川整備事業として河床掘削が実施されるなど、浸水被害対策に努めてきましたが、平成23年台風12号の災害ではこれまで以上の浸水被害を受け、被害の大きいところでは1階の天井付近まで水没した家屋もありました。

こうしたことから、台風のみならず近年の異常気象を原因としたゲリラ豪雨等への対応も含め、国や県等と連携を図りながら主要河川等の洪水対策を進めることが求められています。

また、現在、土砂災害の危険箇所は市内に約3,000か所あり、このうち対策工事済みの箇所は2割程度となっている中で、市のホームページ等で危険箇所を示し、地域住民に周知するとともに、「土砂災害防止法」に基づき、危険箇所の調査を終了した地区から地元説明会を実施した上で土砂災害ハザードマップを作成し、対象地区全戸に配布しています。

しかし、平成23年台風12号の災害では、伏兔野地区及び熊野地区の深層崩壊や龍神村三ツ又地区及び本宮町三越(奥番)地区の土石流をはじめ、市内各地で土砂災害が発生し、

市民の尊い命と大切な財産が失われました。

今後においては、土砂災害警戒区域の設定を含めた取組を強化する一方、国や県等と連携を図り、土砂災害防止対策を進めるとともに、洪水対策も併せた水源かん養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林を保全し、治山・治水機能の維持・向上に努めていく必要があります。

市街地における浸水対策については、都市下水の排水用として4か所、高潮対策用として2か所にポンプ場を設置しているとともに、樋門を21か所、越波扉等を15か所、農業用排水路の樋門を11か所に設置していますが、老朽化対応を含む適正な維持・管理を行うとともに、災害時において早急かつ確に作動できるよう体制を整える必要があります。

また、市内に多数点在する農業用ため池については、豪雨や大地震の発生により決壊が懸念されることから、貯水規模や下流への影響を考慮し、県や地元との調整を図りながら緊急度を見極め、順次、改修及び廃止等を行うことが課題となっています。

図表 平成23年台風12号における主な地域の雨量（8月29日～9月4日）（単位:mm）

地名	総雨量	最大時間雨量	最大24時間雨量
田辺	713	53	466
岩内	752	53	473
龍神寺野	1,030	53	585
殿原	1,054	62	599
栗栖川	1,067	47	594
近露	1,314	55	623
野中	1,551	51	663
鮎川	1,385	56	738
下川上	1,614	42	736
熊野	1,350	45	669
大杉	1,998	66	920
静川	1,532	57	794
三越	722	28	428
本宮	720	39	406
野竹法師	1,294	43	594

※三越、本宮については、雨量計の不測により9月3日までの数値。資料:和歌山県総合防災課

図表 平成23年台風12号の災害による家屋等被害状況（単位:棟）

種別	田辺地域	龍神地域	中辺路地域	大塔地域	本宮地域	合計
全壊	17(13)	33(8)	0(0)	20(8)	20(9)	90(38)
半壊	7(6)	3(0)	3(3)	1(0)	219(166)	233(175)
一部損壊	37(29)	22(7)	10(4)	8(4)	8(6)	85(50)
床上浸水	134(98)	26(9)	2(0)	8(6)	165(50)	335(163)
床下浸水	208(160)	38(26)	3(2)	10(9)	31(18)	290(215)
合計	403(306)	122(50)	18(9)	47(27)	443(249)	1,033(641)

※（）内の数字は住家。資料:市税務課

消防分野の取組については、近年、急速に進行する少子高齢化や変化する都市構造、生

活環境を背景として、火災をはじめとする各種災害の潜在的な危険性が高まっていることから、災害・事故発生時の対策と平常時からの備えという二つの視点に基づいた施策の実施が必要となっています。

火災を出さないまちづくりを進めるため、春・秋の火災予防運動期間中の各種行事や年間を通じた住宅防火診断、防火講習会の実施などにより、市民への幅広い広報を展開し、防火意識の更なる向上を図る必要があります。また、住宅火災での被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、その設置促進に向けた取組を進めるとともに、防火対象物や危険物施設等における火災予防のため、立入検査により消防用設備等の管理や防火・保安管理体制などについて、適切な指導を行っていく必要があります。

本市の常備消防については、広範な地域を1本部4消防署（上富田消防署を含む）1分署2出張所の体制で管轄し、住民の安全確保に努めていますが、今日の災害は大規模化、多様化していることから、様々な災害に迅速かつ的確に対応するとともに、有事に備えた国民保護などの対策も求められています。

こうした中、震災などの大規模災害時に防災拠点としての役割を担う新消防庁舎の建設をはじめ、消防救急無線のデジタル化の推進が重要な課題となっているほか、消防車両や消防装備の計画的な増強を進めるとともに、火災発生時に有効な水利が確保できるよう、消火栓や防火水槽の設置についても順次整備を進めていく必要があります。

地域防災の要である消防団については、常備消防と共に消防防災体制の両輪としての役割を担っています。特に、平成23年台風12号の災害では、消防団が持つ動員力や即時対応力を生かし、地域防災に大きく貢献しており、近い将来発生が予想される東海・東南海・南海地震においても同様の対応が期待されています。しかし、地域によっては団員の高齢化をはじめ、過疎化の進行に伴う団員数の減少など大きな課題を抱えています。

こうした中、平成21年10月に若手・中堅消防団員を中心に田辺市消防団活性化推進委員会を設立し、消防団が抱える課題の解決に向けた検討を行っていますが、今後も引き続き幅広い防災活動への対応力強化のため、団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、消防装備についても計画的に整備していく必要があります。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
過去1年間に防災訓練に参加したことがある市民の割合	31%
災害発生時の避難施設や避難路を知っている市民の割合	70%
地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしている市民の割合	26%
災害時の避難対策や水道などのライフラインの確保は十分であると思う市民の割合	25%
自宅の建物について、耐震改修などの地震対策を実施している市民の割合	26%
自宅に住宅用火災警報器を設置している市民の割合	55%

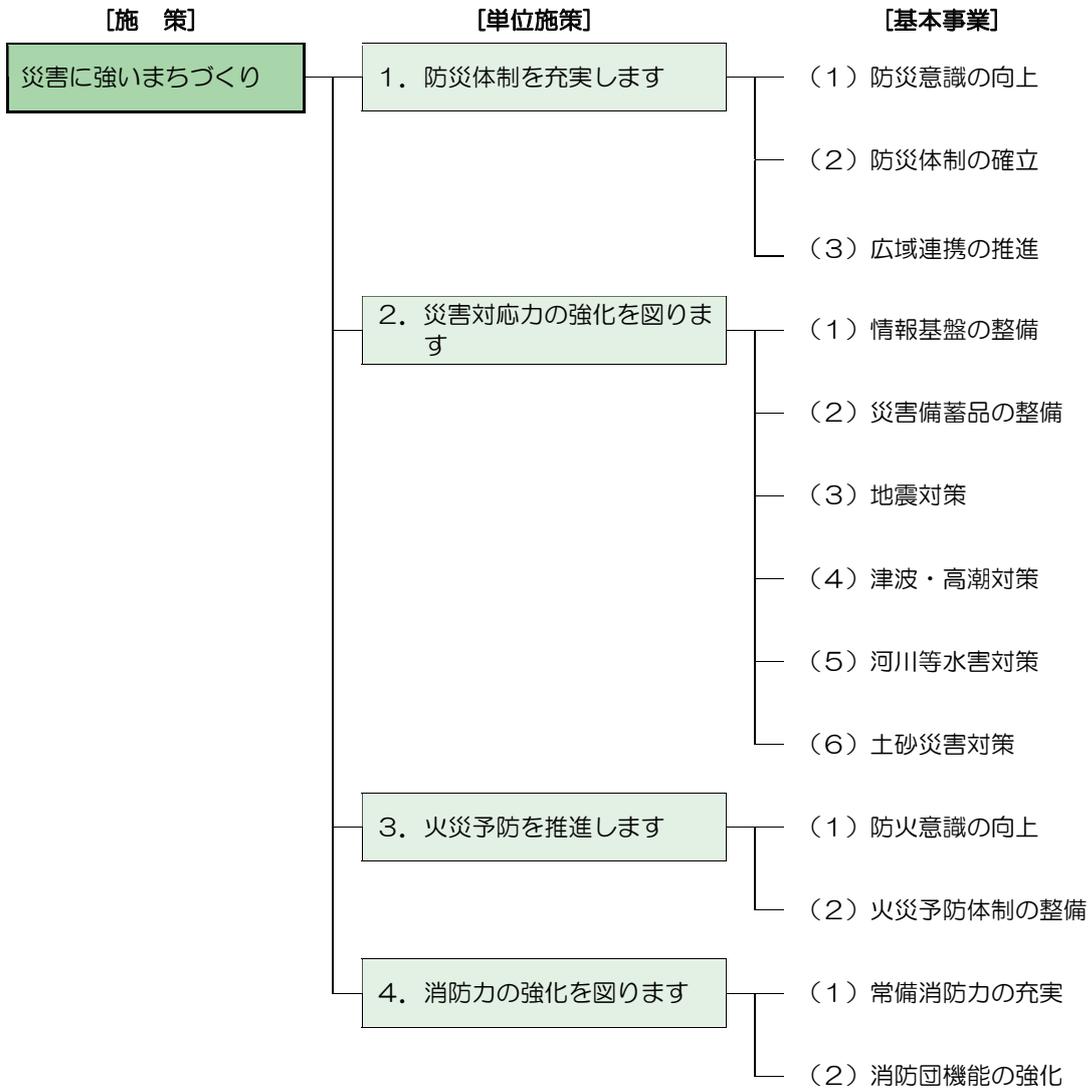
(※1)自治会…自治会をはじめ、町内会、区会及び常会を言う。

基本方針

地震をはじめ、多種多様な災害から市民の生命や身体、財産を守るため、市民や関係団体・関係機関との連携により、災害対応力や消防力の強化など、災害に強い防災体制の構築を図ります。

また、被害を軽減するため、災害時における市民一人ひとりの判断力の育成を第一とし、防災・防火意識の高揚や地域の防災体制の充実とともに、防災・防火基盤の強化を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 防災体制を充実します

(1) 防災意識の向上

- 総合防災訓練や個別防災訓練については、現実に即した内容などを効率よく実施するとともに、自治会や学校、各種団体等における防災学習会の開催などあらゆる機会を通じ、市民の防災意識や知識の向上を図り、災害に対する備えと減災に向けた取組に努めます。

(2) 防災体制の確立

- 地域防災計画をはじめとする各種計画の見直しを進めるほか、災害発生時における行政機能の確保や住民情報などの電子データ、公文書の保全対策について構築を図り、災害に強い防災体制を確立します。
- 自主防災組織が結成されていない自治会に結成を積極的に働きかけ、市全体における自主防災体制の確立を目指します。また、地域内の災害時要援護者を守るため、自治会との連携を強化します。

(3) 広域連携の推進

- 平成23年台風12号の災害に伴う受援や東日本大震災での被災地支援活動の実績を踏まえ、今後も関西広域連合を中心とした広域連携に取り組みます。また、大阪府羽曳野市、奈良県橿原市及び徳川御三家附家老関係4市、合気道創設者ゆかりの3市町とも引き続き災害時の相互応援協定を継続します。
- 大規模災害時の緊急対応体制の強化を図るため、全国の消防機関で組織された緊急消防援助隊に積極的に参加するとともに、東海・東南海・南海地震の発生を想定した受援体制の整備に取り組みます。
- 災害が大規模化、多様化している中、和歌山県下消防相互応援協定等に基づく実動訓練の実施や防災航空隊への積極的な隊員の派遣を通して、消防相互応援体制の強化に取り組みます。

2. 災害対応力の強化を図ります

(1) 情報基盤の整備

- 地震や津波などの災害時に備え、防災行政無線の基地局及び全国瞬時警報システム装置等の保全対策を講じ、気象情報等の正しい情報の的確かつ迅速な伝達機能を確保します。
- 既存の通信手段の整備・充実を進めるとともに、新たな情報媒体等の活用を検討するなど情報伝達手段の多重化を図ります。

(2) 災害備蓄品の整備

- 多種多様な災害に備え、行政による公的備蓄と民間との協定等による流通備蓄の役割分担に基づき、総合的かつ計画的に備蓄品の整備を図ります。

(3) 地震対策

- 木造住宅での被害を軽減するため、補助制度により早期の耐震診断・設計・改修を推進するとともに、家具転倒防止金具の取付けについても促進を図ります。
- 公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難、救援に必要な施設について、状況や緊急度を見極め、順次、耐震改修の推進に努めます。
- 耐震性の高い水道の管路を敷設し、ライフラインを強化する一方、災害時における給水の効率化を図るため、給水基地からの運搬用給水タンクや応急給水所となる指定避難所等への防災用仮設水槽等の備品の整備、耐震貯水槽の設置等に努めます。

(4) 津波・高潮対策

- 津波ハザードマップ（津波浸水予測図）を基に、災害発生時はできるだけ高い場所へ避難するという意識の徹底を図るとともに、地域の状況に即した避難路の設置や津波避難ビルなど一時避難場所の選定、海拔表示板や夜間の避難誘導板の増設など安全に避難するための基盤整備を図ります。
- 河川等の樋門の点検を実施するとともに、設備の改修や操作員の安全対策を推進します。
- 護岸等の防護施設の整備を推進し、津波からの被害軽減に取り組むとともに、田辺漁港扇ヶ浜海岸環境整備事業をはじめとする高潮対策事業を促進し、浸水被害の防護に努めます。

(5) 河川等水害対策

- 河川の洪水による被害を軽減するため、洪水ハザードマップの周知徹底を図るとともに、堤防改修工事や河川整備事業等を推進します。また、ポンプ場の設備点検及び老朽化に伴う設備の改修に努めます。
- 河川及び農業用排水路等の樋門の点検を実施するとともに、設備の改修や操作員の安全対策を推進し、浸水被害の防護に努めます。

(6) 土砂災害対策

- 水源かん養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林を保全し、治山・治水機能の維持・向上に努めます。
- 土砂災害防止工事などの促進に努めるとともに、「土砂災害防止法」に基づき、危険箇所調査完了地区から順次、土砂災害ハザードマップを作成し、その周知徹底を図ります。

3. 火災予防を推進します

(1) 防火意識の向上

- 防火意識を高めるため、全国火災予防運動や危険物安全週間などの機会を捉え、各種啓発行事の実施をはじめ、防災行政無線や広報紙による啓発活動を行います。
- 地域内の防火体制の強化を図るため、自治会や事業所での消火訓練・避難誘導訓練等を積極的に進めます。

- 一般住宅内にある火災危険を再認識し、その危険を除去するため、一般住宅の防火診断を継続的に実施します。
- 幼年期に火災予防の大切さを身に付けさせるため、幼年消防クラブの拡大と育成を図ります。

(2) 火災予防体制の整備

- 防火対象物及び危険物施設等における火災予防のため、事業所等に立入検査を実施し、関係者に対して防火・保安管理体制の充実を図るよう指導します。また、法令違反対象物に対しては、速やかに違反是正がなされるよう適切に対応します。
- 住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくすため、すべての住宅に住宅用火災警報器が設置されるよう普及・啓発を推進します。

4. 消防力の強化を図ります

(1) 常備消防力の充実

- 東海・東南海・南海地震等の大規模災害時の消防防災拠点施設としての機能を持ち、高度化する消防救急無線のデジタル化に対応できる消防庁舎の建設に取り組みます。
- 消防救急無線については、データ伝送による効率的な活動支援や、通信の秘匿性向上による個人情報保護など消防救急活動の高度化を図るため、デジタル化に取り組みます。
- 消防力の充実を図るため、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプなど消防車両や消防用資機材を整備するとともに、火災発生時に有効な水利を確保するため、消火栓や防火水槽の設置を推進します。

(2) 消防団機能の強化

- 東海・東南海・南海地震等の大規模災害時には、消防団が持つ動員力や即時対応力、地域密着性は不可欠であることから、地域防災体制の要である消防団のより一層の幅広い防災活動を強化するため、研修や訓練の充実と車両装備の整備・充実を図ります。
- 消防団の動員力を維持するため、若者にとって魅力ある消防団づくりを進め、団員の確保に取り組みます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
防災学習会の参加者数	2,200 人 (平成 22 年度)	2,600 人
自主防災組織の結成率	92.6% (平成 22 年度末)	100.0%
木造住宅の耐震診断率	56.8% (平成 22 年度末)	100.0%
海拔表示板の設置数	334 か所 (平成 22 年度末)	534 か所
幼年消防クラブの結成数	10 団体 (平成 22 年度末)	20 団体
消防団員数	1,012 人 (平成 22 年度末)	1,050 人

第2節 日々の暮らしを守るまちづくり

現況と課題

本市における交通事故の発生件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、人口千人当たりの死傷者数は全国及び県の平均を上回っており、交通安全の確保は依然として大きな課題となっています。このため、今後においても、田辺市交通指導員会や交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会を中心とした関係団体と連携を密にして、交通安全に関する教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設や歩道・自転車歩行者道などを整備し、利用者の利便性、安全性を向上させていく必要があります。

また、危険走行や二輪車駐車等による歩道の妨害、路上駐車など市街地における交通マナーの悪化も問題になっており、こうしたことについても田辺警察署等と連携を図りながら、今後も交通ルールの遵守徹底に向けた一層の取組を進めていかなければなりません。

図表 交通事故の発生状況

年度	発生件数 (件)	死傷者数 (人)	人口千人当たり死傷者数(人)			運転免許証保有者数 (人)
			田辺市	県平均	全国平均	
平成 12 年	817	999	11.7	10.3	9.2	55,804
平成 17 年	818	1,019	12.4	10.0	9.1	57,048
平成 22 年	604	735	9.3	8.6	7.1	55,780

資料：田辺警察署

本市における犯罪件数は、平成 4 年 3 月に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)」が施行されて以降、暴力団関係者が関与する事件等は減少しており、また、一般市民が関係する犯罪の発生も減少傾向にあります。引き続き田辺警察署や各種団体、市民との連携のもと、安全で明るく住みよい社会を構築していくための取組が求められています。

こうした中、本市では「田辺市生活安全条例」に基づき、各種の防犯施策を進めており、紀伊田辺駅前周辺地域においては、田辺警察署と連携した地域ボランティア団体である弁慶パトロール隊の協力を得て、犯罪や市民に対する迷惑行為の防止に努めています。

また、防犯灯の設置や自主防犯組織の結成に係る補助制度を設け、自治会(※1)等による自主的な防犯活動、安全活動への支援を行うとともに、地域安全運動として、学校・地域・保護者が一体となって子供たちの安全確保に努めるなど、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでいます。

さらには、田辺警察署管内の 1 市 2 町(田辺市・みなべ町・上富田町)において、田辺地区防犯協議会を組織し、田辺警察署が行う防犯施策への支援や協力を行うとともに、市内の各種団体の参画により田辺市暴力追放協議会を結成し、市民の基本的な人権を侵害するあらゆる暴力を排除し、明るく平和なまちづくりに向けた活動を展開しています。

また、「和歌山県暴力団排除条例」の施行を受けて、平成 23 年 10 月 1 日には、安全で平穏な市民生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした「田辺市暴力団排除条例」を施行し、これらを有効に活用することでより効果的な暴力団排除への

取組が可能となりました。

今後においても市民生活を脅かす犯罪をなくし、より良い地域社会の構築に向けて、田辺警察署や各種団体と連携を図りながら、市民と共により一層の防犯活動に取り組んでいく必要があります。

一方、社会情勢が急速に変化し複雑化する中、日々の生活に不安や問題を抱える人々が増加しています。また、電子商取引や訪問販売、電話勧誘販売等に係る悪質商法など消費者を取り巻く環境は多様化、複雑化しており、一部では大きな社会問題となっています。

こうしたことから、本市では、弁護士による無料の市民法律相談や職員による市民相談を実施し、多種多様な相談に対応するとともに、行政相談委員による相談事業についても相談所を開設するなどの支援を行っています。

また、市民が豊かな消費生活を送ることができるよう和歌山県消費生活センター紀南支所との連携のもと、苦情相談や消費生活講座、街頭啓発活動を実施するほか、悪質商法への対応策等の情報提供にも努めています。

このように、市民生活の安全・安心を確保するためには、支援制度の更なる充実を図るとともに、今後においても啓発や情報提供などの取組を進めていく必要があります。

図表 市民法律相談件数(弁護士による無料相談) (平成 23 年3月末現在) (単位:件)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合計	割合(%)
金銭貸借売買契約関係	25	20	29	74	10.9
借地借家等賃貸借関係	13	18	20	51	7.5
サラ金関係	16	10	22	48	7.1
相続登記関係	53	31	49	133	19.7
離婚関係	39	39	24	102	15.1
商品取引割賦販売関係	3	12	4	19	2.8
その他民事関係	78	81	64	223	33.0
公害関係	0	1	0	1	0.2
その他	11	4	10	25	3.7
合 計	238	216	222	676	100.0

資料:市自治振興課

図表 市民相談件数(来庁、電話による職員への相談) (平成 23 年3月末現在) (単位:件)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合計	割合(%)
金銭貸借売買契約関係	23	28	17	68	7.2
借地借家等賃貸借関係	14	12	6	32	3.4
サラ金関係	38	30	26	94	10.0
相続登記関係	25	39	36	100	10.6
離婚関係	42	34	16	92	9.8
商品取引割賦販売関係	67	78	44	189	20.1
その他民事関係	83	77	88	248	26.3
公害関係	4	5	3	12	1.3
その他	51	26	30	107	11.3
合 計	347	329	266	942	100.0

資料:市自治振興課

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
交通ルールや交通マナーが十分守られていると思う市民の割合	31%
田辺市は犯罪が少なく安全なまちであると思う市民の割合	63%
多重債務者や悪質商法などの相談窓口の対応や情報提供が十分なされていると思う市民の割合	17%

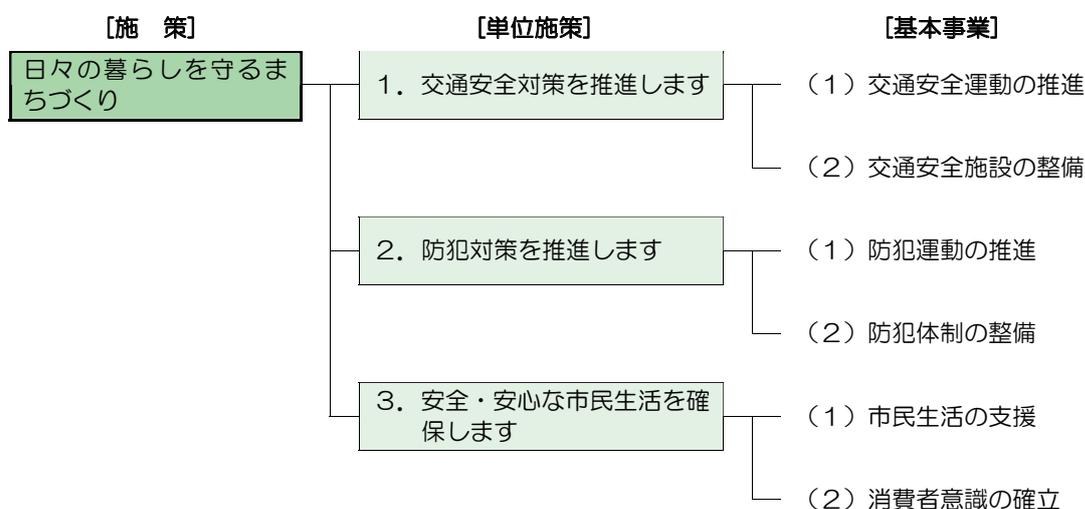
(※1)自治会…自治会をはじめ、町内会、区会及び常会を言う。

基本方針

交通安全施設の整備・充実や市民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、安全で明るく住みよい社会を築くため、市民生活を脅かす暴力行為や犯罪を抑制する取組を推進するとともに、市民生活に関する情報提供や消費者意識を高める啓発活動などを実施し、安全・安心な市民生活の確保を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 交通安全対策を推進します

(1) 交通安全運動の推進

- 園児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催をはじめ、交通指導員を中心とした通学・通園路における保護誘導や安全指導等を通して、子供たちの交通安全意識の高揚を図ります。

- 高齢者の交通事故が増加している現状を踏まえ、交通安全講座等の開催を支援するなど、高齢者の交通事故防止と交通安全意識の高揚に努めます。
- 夜間の交通安全を確保するため、無灯火自転車に対する街頭指導や夜間の歩行者に対する反射材着用の普及・啓発に努めます。
- 交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会をはじめ、関係機関・関係団体と連携し、市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。

(2) 交通安全施設の整備

- 歩行者の安全を確保するため、歩道の新設をはじめ、点字ブロックの敷設や段差の解消、ガードレールやカーブミラー等の交通安全対策施設の整備を進めるとともに、音響装置付信号機や押ボタン式信号機の新設を田辺警察署へ働きかけます。
- 夜間歩行者の多い横断歩道や幹線道路の交差点、見通しの悪い交差点等における事故防止のため、照明灯の設置を積極的に推進します。

2. 防犯対策を推進します

(1) 防犯運動の推進

- 田辺地区防犯協議会、田辺地区地域安全推進員連絡会等の関係団体が推進する各種啓発活動への支援を通して、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、各地域における自主的、主体的な防犯運動への展開を促進します。
- 田辺警察署や地域の自主防犯組織等と連携を図りながら、犯罪や市民に対する迷惑行為の防止に努めます。
- 「和歌山県暴力団排除条例」及び「田辺市暴力団排除条例」に基づき、市民や田辺警察署、関係団体と連携・協力し、暴力団排除のための施策を推進します。
- 田辺市暴力追放協議会が開催する暴力追放のための決起集会及び街頭啓発パレード等への積極的な支援を通して、暴力追放運動を推進します。
- 青少年の健全育成を図るとともに、児童・生徒の安全を確保するため、学校・地域・保護者等が一体となった、地域で子供を見守り育てる活動を推進します。

(2) 防犯体制の整備

- 犯罪を防止するとともに夜間の通行安全を図るため、自治会が行う防犯灯の設置を支援し、地域の安全を確保します。
- 子供たちの安全確保や地域の防犯力強化に向け、田辺警察署をはじめとする関係機関等と連携を密にしながら、地域コミュニティを核とした地域ぐるみの防犯体制（自主防犯組織等）の整備を支援します。

3. 安全・安心な市民生活を確保します

(1) 市民生活の支援

- 市民が安心して生活を送れるよう、多種多様な相談に対し、弁護士による無料の市民法律相談や職員による市民相談を実施します。

- 行政相談委員による国・県・市・特殊法人等の行政機関に対する各種相談を支援します。

(2) 消費者意識の確立

- 広報紙等を通して、複雑化、巧妙化する悪質商法への対処法やクーリングオフ^(※2)などの情報提供を行い、被害の防止に努めるとともに、和歌山県消費生活センター等と連携して消費者問題に関する相談事業を強化します。

(※2)クーリングオフ…一定期間、無条件で申込みの撤回又は契約を解除できる法制度。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
交通安全教室を開催した小・中学校数	40校 (平成22年度)	45校
防犯灯の設置数	6,746基 (平成22年5月)	7,000基
自主防犯組織の団体数	17団体 (平成22年度末)	30団体

第4章 活力みなぎる産業のまち

第1節	農林水産業を大切にすゝるまちづくり	97
第2節	地域産業を活性化すゝるまちづくり	105
第3節	交流型観光を推進すゝるまちづくり	109

第1節 農林水産業を大切にすまちづくり

現況と課題

近年、食の安全性や健全な食生活に対する消費者の関心が高まり、全国各地で農業に新たな価値を見いだす動きが芽生える中、こうした消費者ニーズに対応する付加価値の高い農林水産物の生産への取組や産地ブランド化、高品質を生かした海外への輸出、地産地消などの取組が広がりつつあります。

さらに、豊かな自然環境や美しい景観のほか、国土の保全機能、水源かん養機能、地域の伝統文化の継承など、農業生産活動による多面的機能が見直され、農山村と都市との交流も広がっています。

しかし、依然として低迷する農産物価格をはじめ、担い手の減少や高齢化による農業労働力の低下に対応するため、労働環境の改善や農業所得の向上など安定かつ効率的な農業経営の確立が課題となっています。

また、国では、参加国間での関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋経済連携協定）について、平成23年11月に交渉参加に向けて関係国との協議開始を表明するなど、日本の農業は大きな変革期を迎えようとしています。

こうした中、本市の農業は、温暖湿潤な気候を生かした梅・かんきつを主体とする果樹栽培が盛んで、中でも梅は、全国で一、二の生産規模を誇り、本市の基幹作物となっていますが、急傾斜地や小規模な園地が多く生産コストが高い傾向であることから、コストの低減をはじめ、単位収量と品質の向上、有望な新品種等への更新が課題となっています。

また、梅生育不良については、平成14年頃から新規の発生本数は減少傾向となっていますが、引き続き原因の解明、梅の生理生態特性の基礎的研究、現場での技術対策の確立が求められています。

一方、梅の消費と販売については、家庭消費の減退、中国産や国内の低価格品との競合、消費者の低価格志向などの影響により、販売価格の低下とともにA級品の消費が減退しており、これに伴って原料梅干しの価格が下落しています。

このため、消費宣伝、販売促進活動による新たな消費者や消費層の拡大、食育活動や米産地との連携、梅の機能性についての研究、梅の加工用途や新製品の開発などが課題となっています。

かんきつについては、温州みかんから晩かん類まで様々な品種が栽培されていますが、紀州みかんの認知度が低いことから、新品種導入や栽培技術向上による高品質化や多様な品種を有する特色を生かしたブランド化の推進が必要となっています。

生産基盤の整備については、大規模な農地造成はほぼ完了していますが、農業用排水路や農道等、小規模な農業施設の新設・改良は継続的に実施しています。平野部では、宅地化、混住化により、農地の散在化や農業環境の悪化が進んでおり、中山間地域では山なりの開墾畑が多く、山間地域では急傾斜地や点在する農地が多いことから、担い手の育成や基盤整備など、生産条件の向上や農地の維持・保全対策が重要な課題となっています。

また、農業労働力の確保を図るため、認定農業者制度(※1)や集落営農などにより担い手の育成を促進するとともに、農家所得の確保を図るため、経営の安定化に取り組んでいます

が、今後は生産だけでなく加工・流通・販売まで併せた六次産業化(※2)への取組や、梅やかんきつ類の果樹栽培による単一経営から野菜や花き等の栽培を併せた複合経営への転換を推進し、更なる農業経営の安定化を図る必要があります。

さらに、山間地域では、過疎化や高齢化等により耕作放棄地が増加し、優良農地の損失のみならず、景観の悪化や近隣耕作地へ与える影響が問題となっていることから、Iターン者に空き家をあつせんし農業への新規参入を促進するなど、農地の有効利用を進めることが今後の重要な課題となっています。

鳥獣による農作物被害については、依然として深刻な課題であり、農家の収益確保を図るためにも従来の捕獲や防除柵設置等による防除に加え、捕獲者の確保対策や捕獲した野生鳥獣の有効活用など新たな対策を確立する必要があります。

畜産については、当地域がルーツと言われている熊野牛の生産農家が8戸と少なく、後継者の確保や生産農家の経営安定対策、販路の確保が課題となっています。

図表 経営耕地面積と専業・兼業別農家数の状況

年度	経営耕地面積(ha)			専業・兼業別農家数(戸)			農業就業人口(人)
	田	樹園地	畑	専業	第1種兼業	第2種兼業	
平成12年	528	2,544	101	1,065	749	1,007	5,878
平成17年	328	2,579	53	1,110	627	824	5,505
平成22年	312	2,539	49	1,087	444	836	4,686

資料:農林業センサス

図表 うめ、みかんの農家数、栽培面積、収穫量の状況

年度	うめ			温州みかん		
	栽培農家数(戸)	栽培面積(ha)	収穫量(t)	栽培農家数(戸)	栽培面積(ha)	収穫量(t)
平成12年	2,121	1,541	22,497	1,394	652	14,517
平成17年	2,088	1,727	24,500	1,203	513	14,400
平成22年	2,029	1,805	16,400	1,096	504	11,800

資料:市農業振興課

本市の森林は、91,600haと県内の4分の1を占める広大な面積を有し、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が実施されている人工林帯、更には大径木の広葉樹を含む天然性の樹林帯まで多様な林分構成になっています。

また、森林は、木材生産としての機能のほか、水源のかん養、土砂の流出防備等の治水・治山をはじめとする公益的機能を有しており、今後も市民生活の安全のため、適正な維持・管理に努める必要があります。さらに、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵、再生可能な木材の利用による化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止にも大きく貢献しています。

しかし、長期にわたる林業経営の低迷は、山村地域の活力低下や森林の荒廃を招くおそれがあり、今後、伐期を迎える人工林の増加に伴い、利用可能な木材資源が蓄積されにくく中で国産材の利用拡大が急務となっています。

こうした中、国では「森林・林業再生プラン」を策定し、今後10年間を目途に路網の整備、森林施業の集約化、必要な人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基

盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することにより、木材自給率50%以上を目指すこととしています。

本市の林業・木材産業は、木材の安定供給、品質・コスト競争に対応するための木材生産体制の強化が課題であることから、森林施業のより一層の合理化を図るとともに、林道をはじめ、林業専用道や森林作業道の整備を推進し、生産性の向上や生産コストの軽減を図るなど、総合的な林業振興策を推進していく必要があります。

また、紀州備長炭や花木類については、原材料の確保や就業者の高齢化等が大きな課題となっており、安定供給や販路の拡大、新規産物の導入開発を図りながら特産物の生産振興に取り組む必要があります。

図表 林業の状況

年度	林野面積 (ha)					林業就業者数 (人)
	民有林			国有林		
	人工林	天然林	その他林			
平成 12 年	91,708	57,818	25,036	1,006	7,848	690
平成 17 年	91,714	57,988	24,991	871	7,864	307
平成 22 年	91,600	57,331	25,533	872	7,864	—

資料：和歌山県「森林・林業および山村の概況」

水産業については、魚価の低迷に加えて後継者不足や高齢化など、近年の漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

漁獲量及び漁獲高は、まき網漁などの低迷により減少傾向にあるため、田辺湾における海洋ごみの回収など漁場環境の保全に取り組むとともに、放流事業の維持・増大等による「つくり育てる漁業」の促進が必要です。

低迷する魚価については、市場での販売だけでなく、加工・販売までの一体化や漁業協同組合による直売など高付加価値化、ブランド化への取組がより一層求められています。

また、市内の漁業協同組合における正組合員 247 人の平均年齢については、67.3 歳と高齢化が進んでおり、漁業の担い手の確保や育成が大きな課題となっています。

一方、市内の 4 漁港についても、漁業活動が円滑かつ効率的にできるよう適切で効果的な整備と維持・管理を図るとともに、時代のニーズに応じた開かれた漁港づくりが課題となっています。

図表 漁業の状況

年度	漁獲量 (t)	漁獲高 (億円)	漁船数 (隻)	就業者数 (人)	就業者の平均年齢 (歳)	組合員数(正組合員/准組合員)(人)			
						和歌山南漁協			新庄漁協
						田辺本所	湊浦支所		
平成 12 年	6,888	15	362	934	65.5	510	381	40	89
						424	116	28	280
平成 17 年	4,171	10	327	813	65.6	381	282	26	73
						432	86	56	290
平成 22 年	5,013	9	280	650	67.3	247	156	19	72
						403	72	37	294

資料：市水産課(港勢調査)、各漁業協同組合

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
梅・かんきつを中心とした足腰の強い農業の振興が図られていると思う市民の割合	37%
森林資源の循環と保全が両立した林業の振興が図られていると思う市民の割合	19%
恵まれた水産資源を生かす漁業の振興が図られていると思う市民の割合	20%

(※1) 認定農業者制度…農業の経営改善に取り組もうとする意欲のある農業者を認定し、税制上の特例や低利融資の貸付けなどの支援措置を講じる制度。

(※2) 六次産業化…地域の第一次産業とこれに関連する第二次、第三次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行うこと。

基本方針

安定かつ効率的な農業経営を確立するため、梅・かんきつを軸とした野菜・花き等との複合経営化を推進するとともに、優良農地の確保や担い手の育成を促進し、更なる栽培技術の向上、新品種の導入、販路拡大などにより、果樹産地としての競争力を高め、足腰の強い農業の振興を図ります。

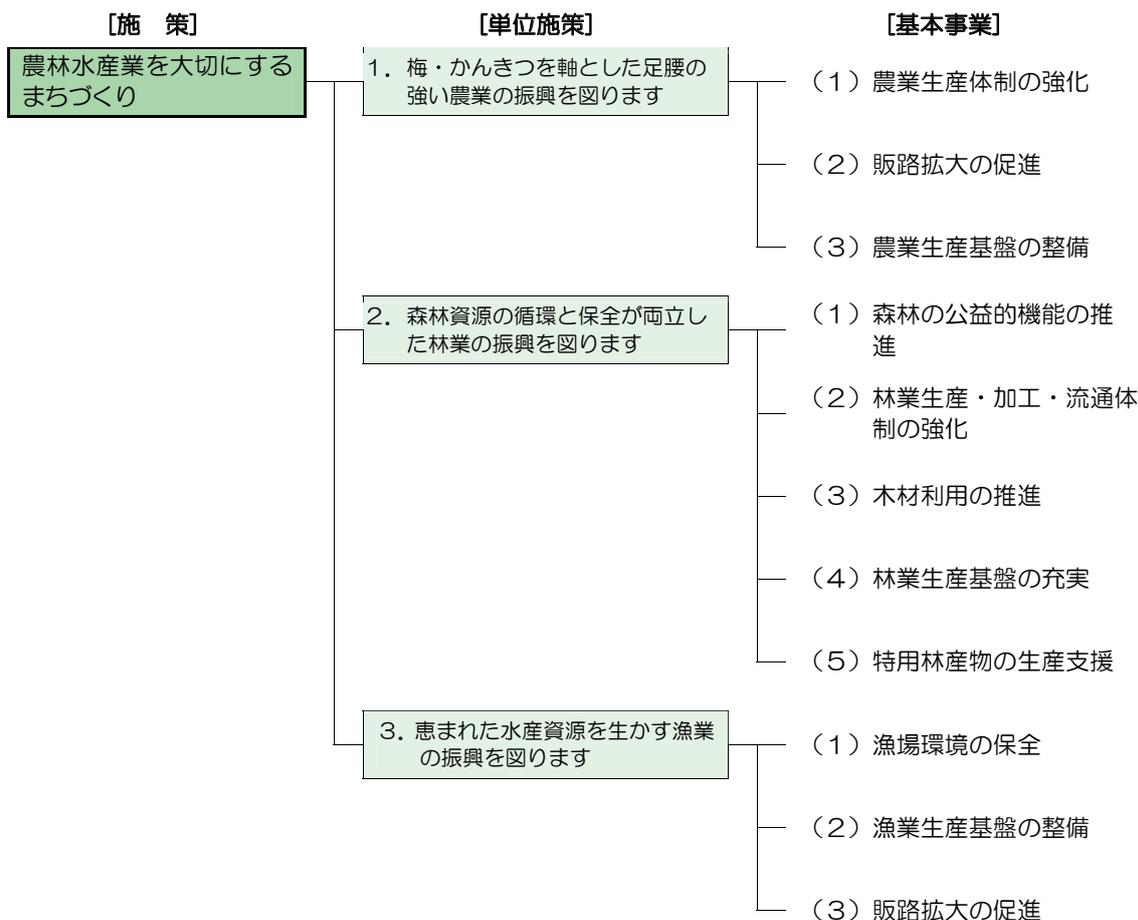
森林の有する多面的機能を維持するとともに、木材の利用拡大や雇用と環境を踏まえた地域資源創造型産業への転換、木質バイオマス(※3)エネルギーの利用による低炭素社会への貢献など、森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります。

漁業生産基盤や漁場環境の保全に努めるとともに、水産資源の維持・増大を図るため、「つくり育てる漁業」を促進します。

また、新たな水産需要の掘り起こしや魚価の安定化に取り組み、漁業の振興を図るとともに、漁港の適正な利活用や担い手の育成などにより、魅力ある漁村づくりを推進します。

(※3) バイオマス…再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

施策体系



施策の展開

1. 梅・かんきつを軸とした足腰の強い農業の振興を図ります

(1) 農業生産体制の強化

- 梅生育不良及び生産安定化対策として、原因解明と対策確立のための調査・研究や現地試験を推進するとともに、改植事業や土壌改良事業を実施します。
- 農業経営の安定化のため、生産コストの削減や品質・収量安定等による生産性の向上を図るとともに、小梅や古城梅、有望な新品種への更新による梅農家の経営リスク分散、かんきつ・野菜・花き等との複合経営への取組を進めます。
- かんきつについて、温暖な気候を生かした収益性の高い極早生や高糖系品種の導入普及、マルチ資材(※4)等を活用した栽培技術の向上、周年供給が可能な中晩かん品種への転換を促進し、高収益・高付加価値型農業を進めます。
- 中山間地域の気象条件や特色を生かした、高菜・シイタケ・茶・備長炭等の特産物や味噌などの加工製品づくりを推進し、経営規模が零細で生産条件が厳しい中山間地域の農業の振興に努めます。
- 意欲的で経営能力の高い担い手育成のため、認定農業者制度を活用し、経営規模拡

大のための農地取得の円滑化や、経営技術の改善指導などの支援活動に取り組みます。

また、新たな農業参入を推進し、農業労働力を確保するとともに、安定した所得の確保など農家の経営安定化に取り組みます。

- 荒廃地や遊休農地の拡大を防ぎ、優良農地を確保するとともに、豊かな農村景観を保全するため、農地の利用集積や新規参入者への活用を図るなど、農地の有効利用を促進します。
- イノシシやシカなどの鳥獣被害の軽減を図るため、捕獲や防護柵等の対策に加え、捕獲した野生鳥獣の有効活用を推進します。
- 畜産農家の経営安定化を図り、後継者を確保するため、優良品種への改良や生産技術の向上を推進します。

(※4) マルチ資材…雑草の繁茂や乾燥を防ぐとともに、雨による肥料の流亡を抑制するシート。太陽光を反射し、品質向上の効果がある。

(2) 販路拡大の促進

- 紀州田辺うめ振興協議会や紀州梅の会の活動を主体として、全国各地での梅講習会の開催や商談会への出展、卸売市場や量販店・食品企業等に対する販売促進活動を推進します。
- 「梅の日」の記念行事や梅干しを食べようプロジェクトによる消費宣伝活動を推進するとともに、小・中学校等における梅体験学習の推進及び米産地や食育関係団体等との連携により消費拡大に取り組みます。
- 梅の新たな加工用途や食べ方の開発に取り組むとともに、大学等と協力して梅の機能性研究に取り組みます。
- 紀州田辺の梅のブランド力向上や梅関連製品の拡充に取り組むとともに、県や関係団体との連携を図りながら需給安定に向けた取組を進めます。
- 地産地消に向けた取組を進めるとともに、消費地での販売促進催事や梅体験客の受入れ等を通じて、都市部の消費者と生産者の交流を進め、新たな消費者への浸透を推進します。
- 広大な市域の特色や農業・農村の持つ豊かな自然環境や景観、世界遺産の効果を活用し、グリーンツーリズム(※5)や都市との交流を推進します。

(※5) グリーンツーリズム…農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(3) 農業生産基盤の整備

- 農道や農業用排水路等の施設整備を行うことにより、農作業の省力化、効率化によるコストの縮減を図り、魅力ある農業の実現と持続的発展に努めます。
- 農家のニーズに対応した柔軟かつきめ細かな施策を企画・立案し、農業協同組合等との連携を図りながら実施します。
- ため池や用水路などの水利施設の利用状況や、環境保全機能の有効性などを見極めた上で、計画的に保全・整備等を行います。

2. 森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります

(1) 森林の公益的機能の推進

- 間伐等の保育を進める一方、長伐期林、複層林づくりを推進するとともに、伐採後の放置林の増加防止や生育不良人工林の天然林への転換を推進します。
- 森林の有する公益的機能の発揮と良質材の安定生産を確保し、地域林業の育成を図るため、森林所有者に対する施業意欲の喚起と知識・技術の向上に係る普及活動を行うとともに、森林組合を中心とした計画的、組織的な施業を促進します。
- 水源のかん養をはじめとする森林機能の重要性への認識を高めるため、小・中学校における学習をはじめ、企業や市民ボランティアの参加による森林整備や森との触れ合い活動等を推進します。

(2) 林業生産・加工・流通体制の強化

- 森林経営計画に基づく適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持・増進を図ります。
- 今後、伐期を迎える人工林の増加に対応できる素材生産体制の充実を図るため、林業担い手確保対策を推進するとともに、森林組合などの林業事業者の育成・強化に取り組みます。
- 木材の新しい製品化に伴う加工施設の整備を支援します。
- 紀南流域林業活性化センターと連携を図り、今後成長に伴って利用可能量が増大する地域産材の利用拡大と安定供給、品質やコスト競争などの対応力を持った木材流通システムの構築に努めます。

(3) 木材利用の推進

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく地域産材の利用促進や公共施設の木質化、内装材加工など消費者ニーズの高い製品開発を進め、木材の利用拡大を推進します。
- 木質資源の新しい利用開発を進めるため、公共施設等における木質バイオマスエネルギーの利用に向けた取組を進めます。

(4) 林業生産基盤の充実

- 森林施業の合理化と生産コストの軽減を図るため、基幹林道や作業道の整備を推進します。また、生産性の向上と労働力の省力化を図るため、林業の機械化を推進します。

(5) 特用林産物の生産支援

- 紀州備長炭の振興を図るため、後継者の育成や原木の生育研究など生産支援に取り組みます。
- 林家の副収入を確保するため、花木類など特用林産物の生産拡大や販路開拓、新しい産物の導入開発などの支援を進めます。

3. 恵まれた水産資源を生かす漁業の振興を図ります

(1) 漁場環境の保全

- 水産資源の維持・増大を図るため、効果的な放流事業等を実施し、「つくり育てる漁業」を推進します。
- 山村地域活性化の有力な観光資源でもある内水面漁業について、効率的かつ効果的な放流事業を支援し、その振興を図ります。
- 海洋ごみを収集・処理することにより、海面環境の保全に努めるとともに、沿岸漁業の生産力の回復を図ります。
- 水産生物の生息・生育の場として重要な藻場の再生に努めます。

(2) 漁業生産基盤の整備

- 漁業生産活動が効率的かつ安全に行うことができるよう、漁港施設の整備を推進するとともに、適切な維持・管理や利活用に努めます。
- 漁場環境の保全や水産物の販路拡大を通じて、漁業後継者の育成確保及び漁業協同組合の経営基盤再生強化に努めます。

(3) 販路拡大の促進

- 地域水産物を市外、県外へ販路拡大するための宣伝等を積極的に実施するとともに、価格の安定化を図るため、ヒロメ・イサギ等のブランド化を推進します。
- 地域水産物の加工品や料理の開発等により、高付加価値化を図り、新たな販路開拓による消費の拡大を目指します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
梅の収穫量	16,400トン (平成 22 年)	23,000トン
梅生育不良新規発生本数	1,476 本 (平成 22 年度)	1,300 本
認定農業者件数	273 件 (平成 22 年度末)	278 件
搬出間伐した面積	172.3ha (平成 22 年度)	250.0ha
林道延長	482,610m (平成 22 年度末)	491,516m
紀州備長炭生産量	367トン (平成 22 年)	400トン
漁獲量	5,013トン (平成 22 年)	5,360トン

第2節 地域産業を活性化するまちづくり

現況と課題

我が国においては、平成20年の世界的な金融危機をきっかけに輸出や生産活動が大幅に減少し、各企業でも大規模な雇用調整が行われるなど実態経済が急速に悪化しましたが、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気の持ち直し傾向が見られます。一方で、為替レートや原油価格等の動向によっては、依然として景気が下ぶれするリスクが存在するとともに、東日本大震災の影響についても懸念されています。

本市を中心とした紀南地方でも、依然として厳しい経済状況が続いており、特に基幹産業である梅産業は、近年、梅の消費減退と価格低下等により、その経営環境はますます厳しさを増しており、消費拡大に向けた取組が重要な課題となっています。

こうした中、市内中小企業者の経営の近代化、合理化を図るとともに、新たな技術や商品の開発などによる企業の競争力強化を図るため、専門家による相談事業や知的財産(※1)保護を支援する取組も重要となっています。また、世界的な金融危機以降は、国内のみならず市内中小企業者の資金需要も高まりを見せており、公的な保証制度や融資制度等による支援が必要となっています。

本市は、和歌山市に次ぐ県下第二の商業力を維持しており、紀南地方における商業の中心地ですが、人口の減少や道路網の発達による消費者の行動範囲の広域化に加えて、インターネットを利用した買物の増加等により、市内での消費は徐々に縮小しており、平成9年と平成19年を比較すると年間商品販売総額が16.6%の減少となっています。

図表 商業の状況(各年6月1日現在)

年	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(万円)		
	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売	総額	卸売	小売
平成9年	1,933	314	1,619	8,173	2,173	5,788	23,185,345	12,380,781	10,528,631
平成14年	1,770	304	1,466	8,863	2,231	6,309	19,902,436	10,598,463	8,902,130
平成19年	1,534	301	1,233	7,463	1,918	5,545	19,339,691	10,715,121	8,624,570

※平成9年及び平成14年の「従業者数(卸売・小売)」、「年間商品販売額(卸売・小売)」について、未公表数値があるため実際の数値と合致しない。

資料:商業統計調査

特に、中心商業地では市街地の拡大等を背景に国道やバイパス沿いへの大規模小売店やロードサイド(※2)型専門店の立地といった外的要因に加え、店舗の老朽化をはじめ、経営者の高齢化や後継者不足等の内的要因、更には消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が著しく進んでおり大きな課題となっています。

こうした中、空洞化がますます進行する中心市街地の活性化を図るため、「田辺市中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成21年度から5年間で官民合わせて59の事業計画を盛り込むとともに、数値目標の達成に向けて取組を進めており、今後も引き続き、本市が持つ多様な地域資源や都市機能を有機的に結び付け、人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、地域をけん引するまちづくりを進めていく必要があります。

工業では、梅加工業を含む食料品製造業が製造品出荷額全体の 63.2%を占めており、梅関連産業の動向が本市の経済を左右する状況となっていますが、梅を取り巻く経済環境が厳しさを増していることから、基幹産業である梅加工業をはじめ工業全般の発展を図るため、機能性を備えた既存製品のブラッシュアップ(※3)を図るとともに、新たな販路の開拓に向けた流通を構築することが求められています。

図表 工業の状況(各年 12 月 31 日現在)

年	事業所数	規模別事業所数			従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)	製造品 出荷額等 (万円)	粗付加 価値額 (万円)
		4～29 人	30人～ 299人	300人 以上					
平成 17 年	208	188	20	—	2,965	762,558	2,102,157	3,949,636	1,649,370
平成 18 年	182	164	18	—	2,714	696,786	1,791,145	3,226,851	1,493,781
平成 19 年	183	160	23	—	2,905	736,377	2,081,815	3,547,113	1,613,009
平成 20 年	187	164	23	—	2,855	743,716	2,361,201	3,646,943	1,562,341
平成 21 年	170	149	21	—	2,623	684,100	2,249,967	3,335,154	1,395,295

資料:工業統計調査

このように地場産業の活力が停滞していることから、今後においては、企業誘致・立地による新たな産業の創造や各種施策を通じた側面的、間接的な起業支援に努めるとともに、地域産業全体を強化するため、六次産業化(※4)をはじめ、観光を軸とした産業戦略や農林水産業との連携による新製品開発など、産業構造の多様化や新たな産業を構築することも必要となっています。

市民アンケート結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
地域の特性を生かした商工業の振興が図られていると思う市民の割合	20%
商店街地域ににぎわいがあると思う市民の割合	6%

(※1) 知的財産…発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されたもので、商標などの無形の財産のこと。

(※2) ロードサイド…道沿い。特に主要道路やバイパス沿いを指す。

(※3) ブラッシュアップ…磨き上げること。一定のレベルに達した状態から更に磨きをかけること。

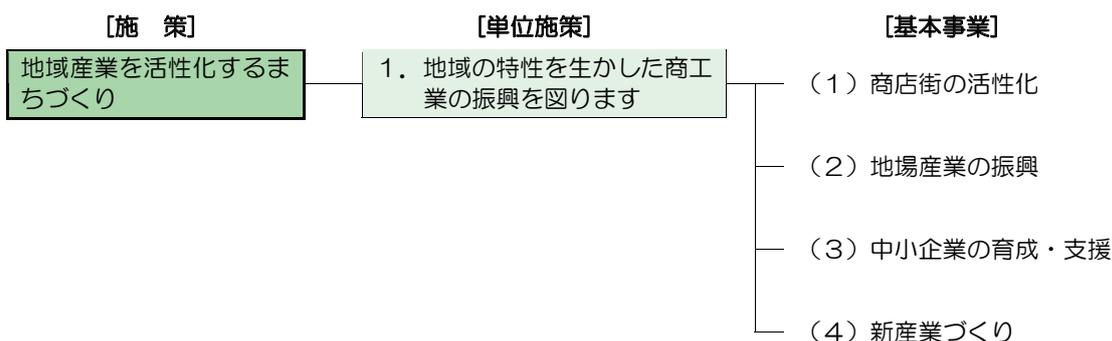
(※4) 六次産業化…地域の第一次産業とこれに関連する第二次・第三次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行うこと。

基本方針

経済環境の変化に対応できる産業構造を構築するため、地場産業の育成・強化を図るとともに、地域が有する多様な資源を生かした新産業の創造に向けた取組を推進します。

また、空洞化する商店街の再生を図るため、関係団体との連携による推進体制を確立し、再生に向けた取組を進めます。

施策体系



施策の展開

1. 地域の特性を生かした商工業の振興を図ります

(1) 商店街の活性化

- 紀南地方の拠点都市にふさわしい個性的で魅力ある中心市街地を形成するため、「田辺市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地の再生に取り組みます。
- 街路灯等の共同施設の整備について支援を行うなど、商店街における商業環境の整備を進めます。
- 景観等に配慮しながらオープンスペースの確保を図るなど、安全で快適な買物空間や歩行者空間を備えた商店街の整備を推進します。
- 空き店舗を活用した事業を行う事業者に対して、各種補助制度や融資制度の情報提供を行うなど積極的な支援を行います。
- 中心市街地を回遊できる仕組みづくりを南紀みらい(株)※5や田辺商工会議所と連携して実施し、街なかのにぎわい創出につなげます。

(※5)南紀みらい(株)…1市4町で構成する広域圏の活性化を目的とした(株)紀南ふるさと開発センターと、田辺市中心市街地の活性化を目的とした(株)まちづくり田辺が、平成21年11月1日に合併し設立。

(2) 地場産業の振興

- 一次産品をはじめとする地域資源のブラッシュアップやブランド化を図るとともに、新たな流通や販路の拡大を推進します。

- 情報化の進展に伴う新たな市場と流通形態に対応するため、各種セミナーを開催するなど地場産品の直売システムの構築等を促進します。
- 本市が持つ優れた観光・レクリエーション機能と商業機能の相互の振興を図るため、観光客のニーズに対応できる施設づくりを支援するとともに、特色ある商品や郷土料理の開発、サービスのあり方等の研究に取り組みます。
- 消費者ニーズに対応した新たな商業イベント等の研究に取り組むとともに、イベント等を通して地域の情報を発信するコミュニティの場の形成を図ります。

(3) 中小企業の育成・支援

- 中小企業の育成・強化を図るため、関係機関と連携し、経営技術の個別相談を行うとともに、専門家による企業診断事業等に取り組みます。
- 多様化、高度化する消費者ニーズに対応するため、各種データの収集や提供に努めるとともに、経営支援セミナーを開催するなど、事業者の経営基盤の強化を図ります。
- 商工業者が合同で実施する事業所PRや商品の販売促進に関する取組を支援します。
- 中小企業信用保証料補助事業や小企業資金利子補給補助事業等を通じて、中小企業の支援に努めます。

(4) 新産業づくり

- 急激に進化する技術革新に対応するため、企業が持つ情報や技術の相互活用を図る異業種間交流を支援します。
- 知的財産創造の気運を高めるとともに、新たな製品や技術の開発を支援します。
- 第一次産業等との交流・連携を強化し、新たな発想による製品開発やサービスの創造に努めます。
- 便利で快適、そして心安らぐ立地環境を積極的にPRし、情報・通信関連分野の知識集約的な新規企業の立地誘導に取り組みます。
- 自然環境や文化遺産等の地域資源を生かした、健康や福祉分野における新規企業の立地誘導に向けた研究を進めます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
中心市街地活性化基本計画区域内の休日における歩行者・自転車の通行量	2,860人/日 (平成22年度)	3,200人/日
1事業所当たりの年間商品販売額	12,607万円 (平成18年度)	12,700万円
1事業所当たりの年間製造品出荷額	19,618万円 (平成21年)	19,700万円
市が仲介する商談会への参加事業所数	6事業所 (平成22年度)	9事業所

第3節 交流型観光を推進するまちづくり

現況と課題

観光の振興に当たっては、「訪れたいくなるような魅力」を創出し、地域内外の交流を活発化させることにより、活力ある地域をつくることが大切です。

本市は、神秘的で奥深い森林や渓谷、世界遺産に登録された熊野古道や熊野本宮大社に代表される史跡、そして日本三美人の湯の一つである龍神温泉や日本最古の湯である湯の峰温泉といった有数の秘湯、自然環境保全の象徴である天神崎や扇ヶ浜海水浴場など、人々の心と身体を癒す自然と文化にあふれたまちであり、同時に商工業・交通・情報通信などの都市的機能が集積する紀南の中核都市となっています。

観光客数については、世界遺産登録後の平成 17 年には宿泊客約 41 万人を含め、観光入込み客約 416 万人を受け入れましたが、平成 22 年には宿泊客約 37 万人を含め、観光入込み客は約 351 万人と減少傾向にあります。

図表 観光動態

(単位:人)

地域	宿泊客数		日帰り客数		観光客総数		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 21 年	平成 22 年	前年比(%)
田辺地域	154,258	154,290	882,491	869,678	1,036,749	1,023,968	98.8
龍神地域	59,825	57,555	511,865	537,932	571,690	595,487	104.2
中辺路地域	10,427	11,618	407,432	381,899	417,859	393,517	94.2
大塔地域	8,131	7,262	95,868	110,511	103,999	117,773	113.2
本宮地域	136,749	136,860	1,247,258	1,246,802	1,384,007	1,383,662	100.0
合計	369,390	367,585	3,144,914	3,146,822	3,514,304	3,514,407	100.0

資料:市観光振興課

観光客の旅行形態は、これまで国内で主流であった団体旅行型（発地型観光）から欧米タイプの個人旅行型（着地型観光）に変化しつつあり、田辺市熊野ツーリズムビューローでは、旅行者のニーズに対してきめ細やかな対応が可能な着地型観光事業に取り組んでいます。このほかにも、田辺市教育旅行誘致協議会による修学旅行等の誘致や、田辺市語り部・ガイド団体等連絡協議会による「おもてなし」の充実に取り組んでいます。今後は各組織間における連携・強化をより一層推進することが必要となっています。

また、世界遺産熊野本宮館をはじめとした様々な観光施設の活用や、観光情報提供の中核施設として、「(仮称) JR 紀伊田辺駅ビジターセンター」の建設を進めています。鉄道や空港からの二次交通の整備など受入れ体制の充実が課題となっています。

広域観光については、平成 21 年度から奈良県十津川村と連携して「観光圏整備法」に基づく協議会を設立し、圏域内の連泊促進を図るための取組を進めています。今後も世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を取り巻く周辺地域との連携を深め、誘客の促進につなげていくことが必要となっています。

また、地域の観光活動において重要な役割を担っている観光協会については、各地域の特性を生かした個性的な観光地づくりを進めています。新たな観光資源の掘り起こしや

観光商品の開発等に対する取組強化が求められています。

さらに、インターネットなどの普及により多くの観光情報が氾濫する現在においては、効果的に本市の魅力を発信するため、ホームページの更なる充実や新たな各種プロモーションの取組が必要となっています。

市民アンケート調査結果

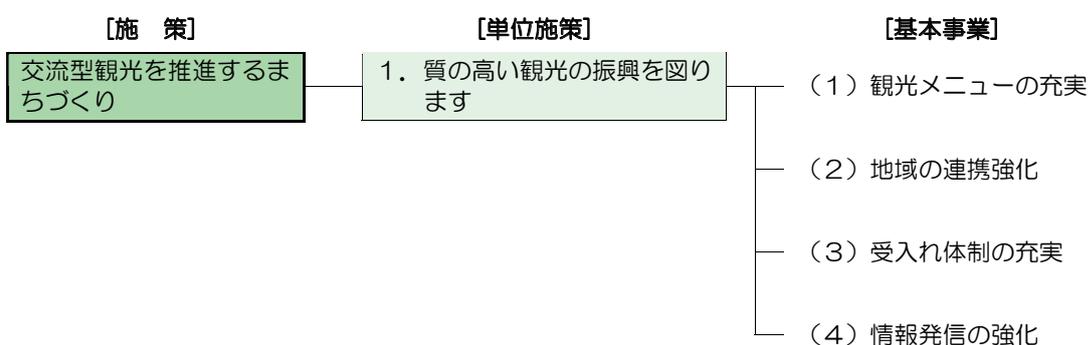
市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
質の高い観光の振興が図られていると思う市民の割合	18%

基本方針

自然や歴史、文化、産業など豊かな地域資源を最大限に生かした観光施策を展開し、地域の豊かさを高める質の高い観光振興を図ります。

また、交流人口を増加させるため、観光メニューや受入れ体制を充実するとともに、広域観光や地域連携の促進と情報発信の強化を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 質の高い観光の振興を図ります

(1) 観光メニューの充実

- 恵まれた自然環境を活用し、各種体験プログラムの充実を図ります。
- 熊野古道に代表される世界遺産と豊富な温泉資源を組み合わせた観光メニューの充実を図るとともに、熊野古道ウォークや温泉を活用したヘルスツーリズム(※1)を積極的に推進します。
- 田辺市熊野ツーリズムビューローによる着地型旅行事業の推進など、旅行者の個別ニーズに対応した質の高い観光振興に取り組みます。

- 食の資源を観光商品として発掘・発信し、それらを定着・普及させるために関係団体と連携した取組を推進します。

(※1)ヘルスツーリズム…病気やけがの治療・療養のほか、美容・痩身、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行。

(2) 地域の連携強化

- 田辺市熊野ツーリズムビューローを核として、市内の各観光協会間の連携を密にするとともに、県や周辺自治体、観光関連事業者等との積極的な連携を促進します。
- 広域観光事業として、引き続き奈良県十津川村と連携し、圏域内の連泊促進のための様々な取組を行います。
- 農林水産業・商業・工業等と連携した新たな観光資源や価値の創出に取り組みます。
- 山形県上山市（山形かみのやま温泉）、大分県由布市（由布院温泉）との連携による、温泉・滞在・ウォーキングを活用した長期滞在型の温泉健康保養地（日本型クアオルト）(※2)づくりを積極的に推進します。

(※2)温泉健康保養地（日本型クアオルト）…地域資源や温泉などを活用した滞在型の健康保養地。

(3) 受入れ体制の充実

- 世界遺産・観光・交通・飲食・宿泊・特産品など多岐にわたる情報提供の中核施設として、「(仮称) JR紀伊田辺駅ビジターセンター」を整備し、来訪者へのきめ細かなサービス等を提供するとともに、地域間交流の推進を図ります。
- 地域の魅力や体験プログラムを生かした教育旅行誘致に向けて、田辺市教育旅行誘致協議会と連携して取り組みます。
- 地域の魅力を来訪者に伝えるため、語り部・観光ガイドなどによる、より深い感動と満足・癒しを提供できる体制を強化します。また、再び訪れたいと思ってもらえる観光地を目指すため、観光関連事業者や市民に対して「おもてなし」意識の向上を図ります。
- 観光施設の機能の充実、外国語表記のある案内標識や看板類、パンフレット等の整備など来訪者の利便性向上に取り組みます。
- 公共交通の利便性を向上させるため、鉄道や空港からの二次交通の充実について検討します。

(4) 情報発信の強化

- インターネット技術を活用した観光情報の発信など、情報力の強化を図ります。
- 熊野古道をはじめ、温泉・グルメ・特産品・地図情報などの魅力のある観光パンフレット及びポスターの作成や、地域のイメージ写真を掲載した視覚効果の高い広報を行うとともに、あらゆる広報媒体を活用した取組を強化します。
- 外国語版ホームページの充実や各種言語に対応した観光パンフレットを作成し、世界に向けて情報を発信します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
田辺市熊野ツーリズムビューローのホームページアクセス件数	150,000 件 (平成 22 年度)	200,000 件
観光客数(日帰り・宿泊を含む)	3,514 千人 (平成 22 年)	3,700 千人

第5章 快適な環境のまち

第1節	環境にやさしいまちづくり	115
第2節	うるおいとやすらぎのあるまちづくり	123
第3節	便利で機能的なまちづくり	126
第4節	魅力あふれるまちづくり	133

第1節 環境にやさしいまちづくり

現況と課題

私たちの生活や経済活動などは、そのほとんどが自然の恵みを享受した後、再び自然に排出することで成り立っています。しかし、環境問題は自然に大きな負担をかけすぎ、このバランスが崩れることにより生じています。

このような環境問題は、世界的規模で発生しており、近年では開発途上地域と呼ばれる諸外国の急速な発展も拍車をかける一端となっています。特に地球温暖化対策については、環境問題における重要なテーマの一つであることから、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じた取組が必要となっています。

こうした中、本市では、「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定し、その削減に取り組むとともに、「田辺市グリーン購入基本方針」を定め、環境への負荷が少ない製品の購入等を率先して実施していますが、今後においては、こうした取組を更に推進する一方、木質バイオマス(※1)をはじめ、太陽光・地熱・小水力など、本市の地域資源を生かした持続可能な地球にやさしい自然エネルギーの活用について検討する必要があります。

自然公園については、吉野熊野国立公園・高野龍神国定公園をはじめ、城ヶ森^{じょうがもりほこだい}鋭尖^{はてなし}県立自然公園・果無山脈^{はてなし}県立自然公園・田辺南部白浜海岸県立自然公園・大塔日置川県立自然公園の4つの県立自然公園が指定されており、その保全と適正な利活用に取り組んでいます。このうち、田辺南部白浜海岸県立自然公園内のひき岩群周辺地域については、ふるさと自然公園国民休養地の指定を受けており、ふるさと自然公園センター等の整備や自然観察指導員の配置などを行い、市民の自然観察の拠点として活用しています。

さらに、多様な生物との触れ合いの場としてビオトープ(※2)を活用し、自然と触れ合える環境づくりに努めています。

図表 自然公園の指定状況

(単位:ha)

公園名	田辺市域における面積(陸域)					
	特別地域				普通地域	合計
	特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
吉野熊野国立公園	0	0	171	211	1,396	1,778
高野龍神国定公園	101	175	424	4,726	51	5,477
城ヶ森鋭尖県立自然公園	—	49	187	971	0	1,207
果無山脈県立自然公園	—	82	181	341	0	604
田辺南部白浜海岸県立自然公園	—	66	206	490	7	769
大塔日置川県立自然公園	—	88	478	2,316	3	2,885

資料:市環境課

我が国のナショナルトラスト運動発祥の地である天神崎については、県下で初めて公益財団法人として指定を受けた天神崎の自然を大切にする会が、その保全を目的として全国的な募金活動の展開や用地の購入を行っており、本市でも、自然保護推進地域と位置付け、県と協調して用地を購入しその保全に努めています。

また、美しいまちづくりを推進するため、各種団体や事業所の参画のもと、田辺市環境美化連絡協議会を組織し、環境フェアの開催やクリーン作戦に取り組むとともに、各種啓発講座を実施するなど、市民・企業・行政の協働による環境保全と美化の推進に努めています。

振動や騒音を発生するおそれのある施設や建設作業については、特定施設設置届及び特定建設作業実施届の提出を義務付けており、随時、指導や監視を行っています。

公共用水域における水質保全を目的とした河川水質調査については、年間を通じて市内全域で実施するとともに、河川 14 か所、海域 17 か所、底質 7 か所で河川等環境調査を年 1 回実施するなど、その監視に努めています。

一方、本市は、日高川・富田川・日置川・熊野川と中心市街地を流れる左会津川の 5 つの河川に加えて、田辺湾という豊かな水環境に恵まれています。これらの水質汚濁の原因の約 8 割は生活排水によるものと考えられています。

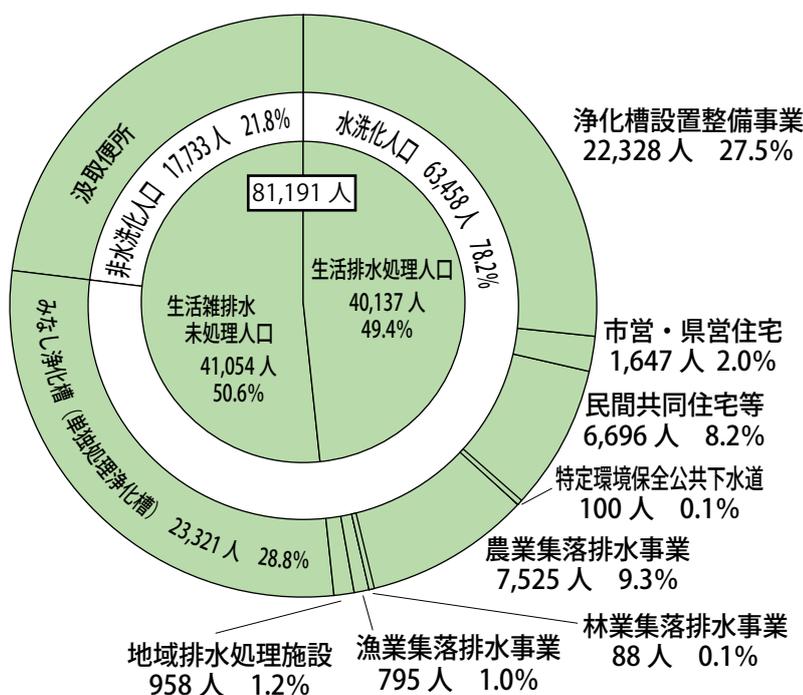
平成 22 年 3 月末における本市の生活排水処理人口は 39,740 人で、全人口の 48.5% となっており、全国汚水処理人口普及率（85.7%）を大きく下回っていることから、生活排水処理施設の整備等を総合的に進めていく必要があります。

図表 生活排水処理率の状況(各年3月末現在)

	人 口	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
平成 18 年	84,975	32,906	38.7
平成 23 年	81,191	40,137	49.4

資料:市環境課

図表 生活排水の処理方式別人口(平成 23 年3月末現在)



資料:市環境課

図表 集合排水処理施設(平成22年3月末現在)

	地区名	供用開始年度	加入戸数(戸)	加入人口(人)
特定環境保全公共下水道	川湯温泉	H8.9	38	55
	龍神温泉	H14.4	70	94
農業集落排水処理施設	中芳養平野	H4.4	45	151
	上秋津川西	H6.4	316	958
	三栖左岸	H6.4	178	813
	中芳養	H7.10	276	1,178
	上秋津川東	H7.10	414	1,686
	三栖右岸	H10.4	597	2,041
	上芳養	H10.4	263	1,041
	上野鎌倉	H12.4	18	66
	上野中根	H12.4	20	88
	長野	H14.4	189	594
	古屋谷	H15.4	74	241
	芳養	H17.8	146	514
林業集落排水処理施設	龍神村大垣内	H13.4	24	53
	龍神村津越	H16.4	19	58
漁業集落排水処理施設	松原・井原	H19.4	588	1,653
地域排水処理施設	神島台	S60.11	219	510
	中芳養貝田	H7.4	39	102
	城山台	H13.4	368	334
計			3,901	12,230

資料:市環境課

ごみ処理については、ごみの減量やリサイクルのために、「循環型社会形成推進基本法」に基づく、3R (Reduce (排出抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用)) の推進が求められています。

このため、本市では15の分別収集を徹底し、収集したごみに含まれる資源物を積極的に再生利用するとともに、市民や事業者の自主的な活動を支援する事業として、資源ごみ集団回収奨励事業や生ごみ処理機購入費補助事業の推進、ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度、ペットボトルのリサイクル樹脂を活用した浄化槽の設置を推進するための補助制度など、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいます。

図表 ごみ15分別表

定期収集(4種5分別)	特別収集(1分別)	拠点回収(9分別)
燃えるごみ・資源ごみ、埋立てごみ(乾電池・体温計を含む)・プラスチックごみ	粗大ごみ(処理困難物を含む)	段ボール・新聞・雑誌・アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・無色瓶・茶色瓶・その他の瓶

資料:市廃棄物処理課

さらに、資源化が可能なペットボトルやトレイなどを含むプラスチックごみが増加傾向にあるため、平成19年度に容器包装プラスチックリサイクル施設を整備するとともに、平成21年度からは容器包装プラスチック以外のプラスチックについても、リサイクルに取り

組んでいます。その結果、ほぼすべてのプラスチックを資源化しており、リサイクル率の向上とごみの減量によるごみ処理施設への負荷の低減を図っています。

このように、ごみの減量やリサイクルを進めるための取組を行っていますが、循環型社会の形成を推進するためにも、市民一人ひとりがごみの排出抑制や分別排出を徹底するとともに、集団回収や拠点回収を積極的に利用するという役割が求められています。

図表 リサイクル率

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総排出量(トン)	33,733	32,604	31,478	31,990	30,199
資源化量	2,755	3,071	3,303	3,659	3,874
集団回収量	3,093	2,947	2,797	2,752	2,721
総資源化量	5,848	6,018	6,100	6,411	6,595
リサイクル率(%)	17.3	18.5	19.4	20.0	21.8

※総排出量は、計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量。

※リサイクル率は、総資源化量/総排出量×100。

※平成 21 年度の総排出量には、7月に発生した水害による災害廃棄物 1,194 トンを含んでいる。

資料：市廃棄物処理課

ごみの収集体制については、民間事業者への委託による市全域収集の実施、また高齢者や障害者など自己搬入が困難な世帯に対して、粗大ごみ等を収集する特別収集を実施しています。さらに、市内 70 か所でペットボトル等を対象とした拠点回収を実施するとともに、ごみ集積所の整備、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書の作成により、市民がごみを分別し、出しやすい環境づくりを行っています。

また、ごみの排出量に応じた公平な費用負担とごみの減量を図るため、ごみ分別指定袋制度の導入やごみ処理場への自己搬入を有料にするとともに、電化製品等の処理困難物についても有料で適正処理を行っています。

本市におけるごみ焼却等の中間処理については、中辺路・大塔地域の燃えるごみを上大中クリーンセンターで処理し、その他のごみについては田辺市ごみ処理場内で処理していますが、田辺市ごみ処理場については、稼働から 15 年が経過する中で、県広域化計画に基づく田辺広域ブロック構成自治体（みなべ町～すさみ町）と連携し、広域での処理施設等の整備について検討を行う必要があります。

図表 中間処理施設の概要

施設の名称		施設の種類	処理能力	処理方式	稼働年月	運営主体
田辺市ごみ処理場	一般廃棄物 可燃ごみ処理施設	焼却処理施設	100t/日	ストーカ式 准連続燃焼式	H8.4	田辺市
	ストックヤード施設	ストックヤード	342.8 m ²	10区画	H13.3	
	容器包装プラスチックリ サイクル施設	リサイクル 推進施設	4.9t/日	選別、圧縮 梱包方式	H19.9	
	自走式破砕機	破砕機	75t/日	回転式二軸 剪断機	H22.7	
上大中クリーンセンター		焼却処理施設	22t/日	ストーカ式 機械化バッチ 燃焼式	S63.12	上大中清掃 施設組合

資料:市廃棄物処理課

焼却残渣や破砕後の処理残渣を処分する本市の最終処分場については、残余容量が少なくなっていることから、延命化工事の実施や徹底した最終処分量の削減を行う必要があります。

次期最終処分場の整備については、本市を含めた紀南地域全体の永年の課題であることから、(財)紀南環境整備公社(※3)が事業主体となり、市町村が処理する一般廃棄物と併せて、産業廃棄物の処理も可能な施設の整備に取り組んでいます。

図表 最終処分場の概要

施設の名称	田辺市ごみ処理場(一般廃棄物最終処分場)
埋立地面積	23,000m ²
全体容量	215,864m ³
埋立開始年月	平成8年4月
埋立方式	サンドイッチ方式
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰・飛灰)、破砕後処理残渣、その他
貯留構造物	重力式コンクリートダム
遮水工	鉛直遮水工(カーテングラウチング)

資料:市廃棄物処理課

し尿や浄化槽汚泥の処理については、田辺・龍神地域は清浄館(田辺市周辺衛生施設組合)、中辺路・大塔地域は白鳥苑(富田川衛生施設組合)、本宮地域は南清園(紀南環境衛生施設事務組合)において、関係自治体と連携しながら適正な処理を行っています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
過去1年間にクリーン作戦などの環境美化活動に参加したことがある市民の割合	36%
日頃からごみ減量やリサイクルを心がけ、実践している市民の割合	85%

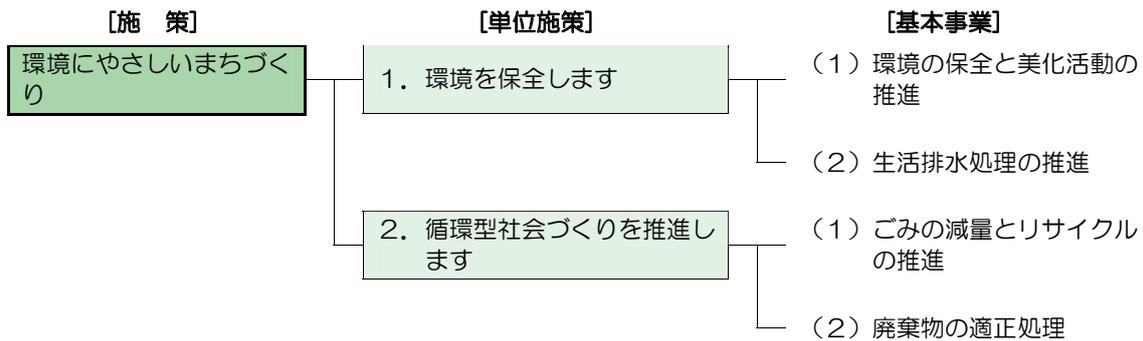
- (※1) バイオマス…再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
- (※2) ビオトープ…本来その地域に住む様々な野生の生物が生息することができる空間。
- (※3) (財)紀南環境整備公社…県・市町村（みなべ町から新宮市までの11市町村）・産業界が協力して、廃棄物の適正処理の推進に不可欠な最終処分場の整備を図ることにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に貢献し、もって、安全で快適な地域社会の実現に資することを目的として平成17年7月1日に設立。

基本方針

自然にやさしく住みよい環境を保全するため、市民と行政の協働による地域環境の意識高揚を図り、環境浄化や美化活動の取組を推進するとともに、公共用水域の水質保全に向け、生活排水処理施設の整備を進めます。

また、ごみの排出抑制及び資源化のため、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用））を推進し、循環型社会の構築に取り組むとともに、排出されるごみについては、適正に処理・処分を行います。

施策体系



施策の展開

1. 環境を保全します

(1) 環境の保全と美化活動の推進

- 「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」やグリーン購入の推進等により地球環境問題に取り組むとともに、木質バイオマスなど本市の地域資源を生かした自然エネルギーの活用について、大学等と連携して検討を進めます。
- 豊かな自然を未来へ引き継ぐため、関係機関との連携のもと、自然公園等における環境の保全と適正な活用に努めます。
- 県や関係機関等と連携を図り、水質汚濁の監視のための調査の継続と不法投棄防止のための取組を推進するとともに、騒音等の公害防止に向け、事業者や市民に対する啓発に努めます。

- 市民・企業・行政の協働による美しいまちづくりに向けて、田辺市環境美化連絡協議会等と連携し、クリーン作戦や環境フェアを開催するとともに、啓発活動に取り組みます。

(2) 生活排水処理の推進

- 市街地における公共下水道事業に取り組みます。
- 特定環境保全公共下水道、農業・林業・漁業集落排水処理施設、地域排水処理施設の供用率向上に取り組むとともに、適正な維持・管理に努めます。
- 公共下水道事業や集合排水処理施設との整合を図りながら、浄化槽設置整備事業等を推進します。

2. 循環型社会づくりを推進します

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

- 排出されるごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど拠点回収の積極的な活用を図ります。また、プラスチックごみの全量資源化を目指し、リサイクル率の向上を図ります。
- 資源ごみ集団回収を引き続き積極的に奨励し、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。
- ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を推進します。
- ごみの量や質の推移、ごみの排出方法などの情報を広報紙やごみ収集カレンダー等により定期的に市民に提供するとともに、地域学習会や施設見学会を開催し、ごみ減量とリサイクルに対する啓発を行います。

(2) 廃棄物の適正処理

- 経営の合理化を図るため、清掃業務の民間委託を進めます。また、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集を実施します。
- 県の広域化計画に基づく田辺広域ブロック構成自治体と連携し、可燃ごみ処理施設等の整備について、具体的な検討を進めます。
- 最終処分場の延命を図るため、不透水層工事等を行うとともに、(財)紀南環境整備公社と連携して、紀南地域の新たな最終処分場の整備を推進します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
一斉清掃の参加者数	8,574 人 (平成 22 年度)	9,000 人
生活排水処理率	49.4% (平成 22 年度末)	59.7%
市民一人当たりのごみ排出量	1,010g/人・日 (平成 22 年度)	967.6g/人・日
ごみのリサイクル率	21.8% (平成 22 年度)	25.5%
最終処分率	18.5% (平成 22 年度)	12.9%

第2節 うるおいとやすらぎのあるまちづくり

現況と課題

本市の都市計画区域内で開設している都市公園は、平成 22 年 3 月末現在で 23 公園、51.40ha となっており、都市計画区域内における人口一人当たりの都市公園面積は、約 9.3 m²と全国的な水準 (9.7 m²) にほぼ近いものとなっていますが、住宅の近くに必要な街区公園や近隣公園が不足しています。

都市公園のうち扇ヶ浜公園については、県において漁港や海水浴場などの整備と併せて、市民の憩いの場である海浜親水拠点として整備が進められており、現在、2 期工事が着手されていますが、その完成に向けて引き続き県と連携し、取組を促進していく必要があります。

また、三四六公園及び目良公園については、平成 27 年に開催される第 70 回国民体育大会「紀の国わかやま国体」に向けた整備を行っており、市民が健康でいきいきと豊かな生活が送れるよう、活動的な公園としての整備が求められています。

一方、たきない町及び新庄町内之浦地区には、「花」、「芸術」、「音楽と集い」をテーマとして、23.0ha の広大な敷地の中に市立美術館・野外音楽堂・芝生広場・水のゲート等を整備した、自然環境に親しみながら文化活動を楽しめる新庄総合公園や、県下でも珍しい自然に近い干潟を保全・再生し、その生態環境を利用した学習・レクリエーションの場づくりを行いながら、自然と触れ合える憩いの場を提供する内之浦干潟親水公園があります。

近隣公園については、市民の生命や財産を守るための避難場所としての機能を併せた公園として整備を行うとともに、一部の公園については、高齢者や障害者、乳幼児など誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン(※1)のトイレを設置しています。

山間地域においても、親水公園や子供・高齢者などが身近に憩える小公園を設置していますが、設置している遊具の老朽化が進んでいることから、都市公園の遊具と併せて点検等を実施しました。

今後は、これらの公園を適正に管理し、更なる充実を図るとともに、地域の歴史的、文化的、自然的資源との一体化、地域間の交流や連携を促進する公園の整備を推進していく必要があります。

図表 都市公園(平成 23 年 3 月末現在)

種別	公 園 名
総合	新庄総合公園・扇ヶ浜公園
運動	三四六公園
地区	目良公園・内之浦干潟親水公園
近隣	朝日ヶ丘北公園・天神公園・神楽公園・橋谷地区防災公園
街区	江川公園・会津公園・錦水公園・明洋第1公園・明洋第2公園・明洋第3公園・明洋第4公園
	朝日ヶ丘第1公園・朝日ヶ丘第2公園・末広公園・芳養公園・東部公園・稻成第1公園・稻成第2公園

資料:市管理課

また、緑や花は私たちにうるおいやすらぎを与え、心なごむ空間と快適な生活をもたらしてくれることから、本市では緑化推進の一環として、市民団体が実施する緑化活動を支援するための助成事業を実施しています。今後もこうした助成事業を更に充実させ、市民・企業・行政が協働して緑化を推進し、花と緑豊かな環境づくりを進めていく必要があります。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
身近な場所に公園や緑地があり、市民が憩える環境が整っていると思う市民の割合	39%

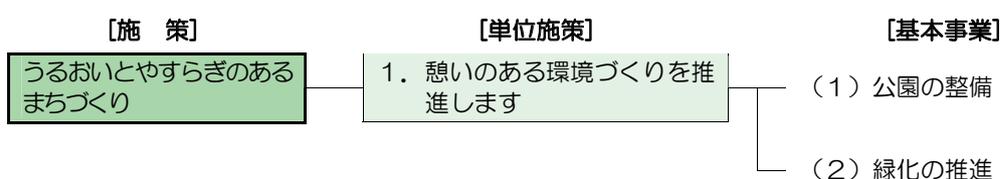
(※1)ユニバーサルデザイン…あらかじめ障害の有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

基本方針

公園の整備や適正な管理を進めることにより、誰もが安全で安心して利用できる憩いのある場づくりを推進します。

また、緑化活動を推進し、花と緑豊かな環境づくりを行うことにより、うるおいとやすらぎのある空間づくりに努めます。

施策体系



施策の展開

1. 憩いのある環境づくりを推進します

(1) 公園の整備

- 子供や高齢者をはじめとした市民が身近に親しめる公園として、また誰もが安全で安心して利用できる公園として、より一層充実した管理に努めます。
- 市民が健康でいきいきと豊かな生活が送れるよう、活動的な公園の整備を進めます。
- 地域の実情を踏まえながら、街区公園・近隣公園・小公園の整備を進めます。

(2) 緑化の推進

- 市内の緑化を推進するとともに、憩いのある環境の保全を図ります。
- 市民の緑化活動を支援する助成事業の更なる充実を図り、緑豊かな環境づくりを進めます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
都市計画区域内における人口一人当たりの都市公園面積	9.3 m ² /人 (平成 22 年度末)	15.2 m ² /人
緑化推進団体数	71 団体 (平成 22 年度)	75 団体

第3節 便利で機能的なまちづくり

現況と課題

本市の主要幹線道路については、紀伊半島の大動脈である国道42号が海岸部に沿って市南西部の市街地を縦断するとともに、近畿自動車道紀勢線が南紀田辺インターチェンジまで開通し、京阪神地域との時間距離が短縮されています。また、龍神地域では、高野龍神スカイラインにより高野山や紀北方面と結ばれているとともに、国道425号福井バイパスの完成に伴い、御坊市方面へのアクセスが向上しており、本宮地域では、国道168号が縦断し、新宮市や奈良県十津川村、五條市と結ばれています。

一方、市域内においては、市街地と龍神地域が県道田辺龍神線で、市街地と大塔・中辺路・本宮地域間は、県道上富田南部線を経由し国道311号で結ばれているほか、国道311号と県道田辺龍神線が県道龍神中辺路線で連絡しており、一定の道路ネットワークが形成されています。

こうした中、市内の国道42号では、通過交通と地域交通の双方が流入するため、市街地へ続く道路との分岐点を中心に交通混雑が頻発しており、市街地への円滑なアクセス環境の整備が求められています。

市街地における道路網の幹線である都市計画道路については、都市づくりの骨格となるものであり、現在、14路線を計画決定していますが、今後は街路事業元町新庄線、外環状線等の整備をより一層進めていくとともに、機能的な都市計画道路網の整備に向けた路線の見直し、道路ネットワークの検証、整備促進に向けた幅員構成等の検討を行う必要があります。

さらに、近い将来発生が予想されている東海・東南海・南海地震への対応はもとより、紀南地域の経済振興に向けて、県や関係自治体との連携により、近畿自動車道紀勢線の4車線化や本市以南の早期整備に取り組む必要があります。

一方、山村地域においては、国道311号・371号・424号・425号及び県道平瀬上三栖線・^{しりがわかみむろ}下川上牟婁線・^{いちかの}市鹿野鮎川線・静川請川線の未改良区間を早期に解消し、利便性の向上を図るとともに、緊急時や災害時における通行ルートとして確保する必要があります。

市道については、平成23年3月末で2,926路線、総延長1,359kmとなっていますが、道路の整備水準を示す改良率は41.0%であるため、今後も計画的に整備を進め、生活基盤の向上を図るとともに、老朽化している橋りょうの長寿命化に取り組む必要があります。

図表 道路の状況(平成23年3月末現在)

	国道 (国土交通省所管)	国道 (県所管)	県道	市道
路線数(本)	1	5	27	2,926
総延長(m)	11,600	232,770	256,088	1,359,294
規格改良済延長(m)	11,600	169,077	140,413	557,281
未改良延長(m)	0	63,693	115,675	802,013

※国土交通省所管の国道は国道42号、県所管の国道は国道168号・311号・371号・424号・425号。

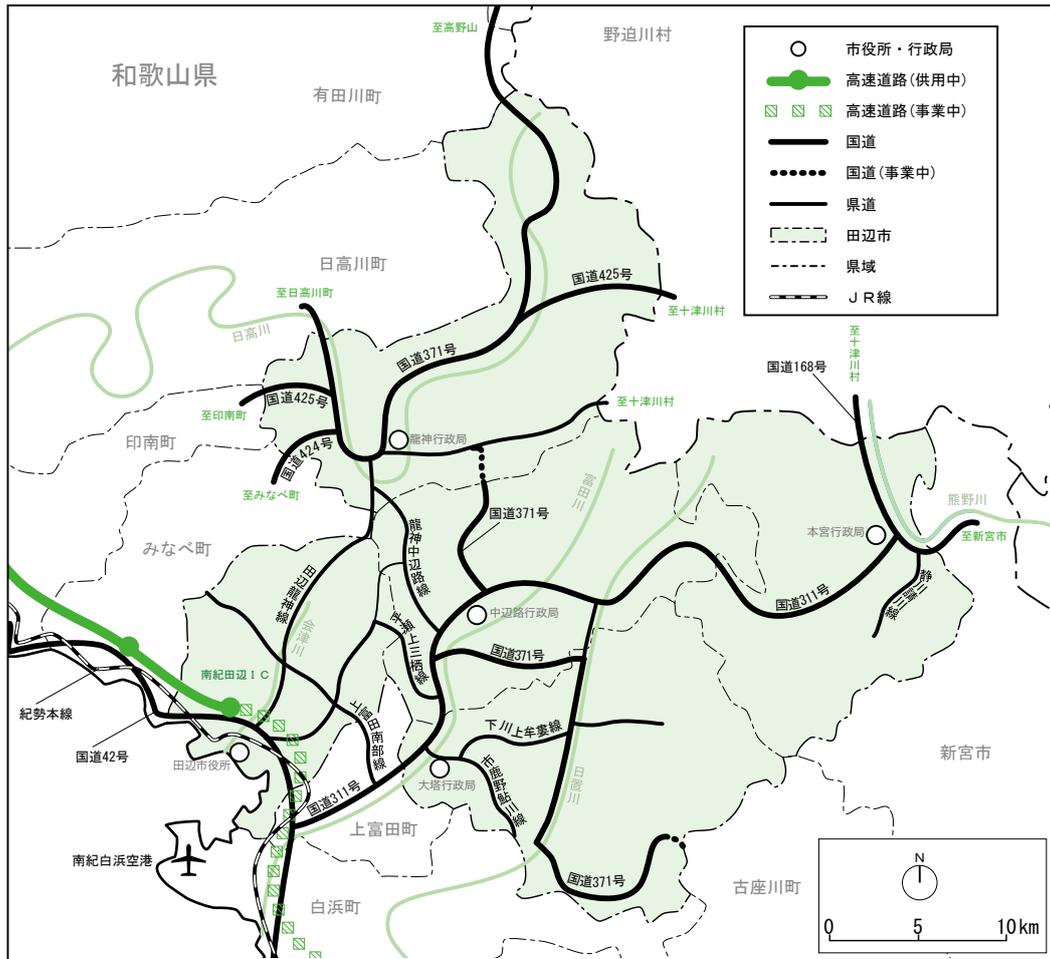
資料:紀南河川国道事務所、西牟婁振興局建設部、市管理課

図表 都市計画道路の状況(平成 23 年3月末現在)

路線数(本)	14
総延長(m)	54,923
規格改良済延長(m)	19,590
未改良延長(m)	35,333

資料:市都市整備課

図表 主要道路位置図



資料:市企画広報課

本市における公共交通機関のうち、鉄道輸送については、JR紀勢本線が海岸部を通っており、市の玄関口である紀伊田辺駅のほか、無人駅である芳養駅と紀伊新庄駅があります。永年の懸案であった紀伊田辺駅のバリアフリー(※1)化については、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて 2 基のエレベータと多機能トイレが整備され、利便性の向上が図られています。

一方、各駅の 1 日当たりの平均乗降客数については、高速道路の整備等に伴い年々減少傾向にあり、現在の運行状況を維持していくためには乗降客数の確保が不可欠であることから、県内の関係 24 市町村で組織する紀勢本線活性化促進協議会を中心として、利用促進の取組を展開しています。

図表 1日当たりの平均乗降客数

(単位:人)

駅名	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
芳養駅	502	338	312	210	168	156	128
紀伊田辺駅	6,024	6,888	5,936	5,524	3,912	3,726	3,468
紀伊新庄駅	118	60	80	80	74	64	58

資料:JR西日本和歌山支社

航空輸送については、隣接する白浜町に立地する南紀白浜空港と東京国際空港との間を1日3往復就航していますが、今後においても、紀南地域と首都圏を結ぶ重要な交通手段として更なる利用促進を図るとともに、臨時便の就航などを促進する必要があります。

路線バスについては、本市域内や周辺市町を結ぶ路線として、民間の4事業者により国庫補助路線が9路線15系統、市単独補助路線が12路線15系統運行されていますが、鉄道と同様、乗降客数が減少傾向にあります。

また、本市が運行する住民バスについては、龍神地域で1路線、中辺路地域で5路線、大塔地域で3路線、本宮地域で7路線を運行していますが、各地域の地形や距離、公共施設の配置等により、定期運行、予約制運行など異なる運行形態となっています。

図表 住民バス路線

路線名	起点	主な経由地	終点	便数	運行形態
龍神日高川線	龍神行政局	柳瀬・手谷橋・甲斐ノ川	川原河 (日高川町)	3.0	月～金曜日/定期
小松原・温川・内井川線	栗栖川	内井川・温川・小松原	下芝	3.0	月・木曜日/定期
水上・高原線	栗栖川	下芝・澤・水上・熊野川・高原	栗栖川	3.0	月・木曜日/予約制
西谷・峰線	栗栖川	下芝・西谷・峰	栗栖川	3.0	火・金曜日/予約制
石船・大内川線	栗栖川	下芝・石船・大内川	栗栖川	3.0	火・金曜日/予約制
近野線	高尾隧道	野中の清水・近野小学校前	古道歩きの里 ちかつゆ	1往路	水曜日/定期
富里線	鮎川新橋	行政局・富里連絡所・平瀬・和田	鮎川新橋	3.0	月～金曜日/予約制
熊野川・向山線	鮎川新橋	行政局・三川連絡所・百間口・向山	鮎川新橋	3.0	月～金曜日/予約制
三川木守線	鮎川新橋	行政局・三川連絡所・九川・五味	鮎川新橋	3.0	月～金曜日/予約制
上番・中下番・発心門線	上番	発心門・伏拝・本宮大社前	うらら館	1.0	月曜日/定期
小森・一本松線	小森上地	一本松上地・沖の平・本宮大社	うらら館	1.0	金曜日/定期
栗垣内・曲川・小津荷・高山線	栗垣内 回転場	曲川・小津荷・高山	うらら館	1.0	水曜日/定期
上切原・切畑・大居線	上切原	寺臺・切畑・大居上地・本宮大社前	うらら館	1.0	火曜日/定期
福寿・菊水線	伏拝	菊水・伏拝王子・本宮大社前	うらら館	1.0	木曜日/定期
静川・上大野線	蓑尾谷	白河・上大野・本宮小学校	うらら館	1.0 2.0	月・火・木・金/定期 水/定期
伏拝王子・発心門王子線	うらら館	本宮大社前・道の駅・伏拝王子	発心門王子	1.0	毎日/定期

資料:市企画広報課

広大な市域を有する本市にとってバス運行は、自家用車等の独自の交通手段を持たない住民の重要な移動手段であり、特に山村地域における市民生活の中で大きな役割を担うものですが、利用者の減少等による収益不足については、現状では解消が難しく、赤字路線を維持するための補助金も少なからず市の財政負担となっています。

今後の超高齢社会においては、市街地も含め移動困難者等の増加が見込まれる中、移動手段の確保や環境問題への配慮などの観点からも、民間路線バス事業をはじめ、本市の住民バス・スクールバス・診療所送迎・外出支援等を含めた総合的な公共交通体系について再構築を図ることが重要な課題となっています。

情報通信基盤の整備については、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて実施したケーブルテレビ(※2)整備事業により、テレビ・ラジオの難視聴の解消及びブロードバンド(※3)未対応地域の解消を図りましたが、地域によって F T T H(※4)・H F C(※5)・A D S L(※6)等の通信サービス方式が異なっていることから情報通信速度に格差が生じています。

また、携帯電話の通話エリアについては、国や県、民間事業者との連携により、携帯電話基地局等の整備を進めているものの、採算性の問題から携帯電話による通話ができない不感地区が山間部に多く点在しており、その解消が課題となっています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
幹線道路や生活道路が十分に整備されていると思う市民の割合	40%
路線バスや住民バスなどの公共交通が充実していると思う市民の割合	26%
自宅でパソコンによるインターネットを使用している市民の割合	47%

(※1)バリアフリー…高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

(※2)ケーブルテレビ…テレビの有線放送サービス。地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。

(※3)ブロードバンド…高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。

(※4) F T T H…光ファイバーケーブル（離れた場所に光を伝える通信線）を伝送媒体として、一般個人宅等へ直接引き込む有線による通信サービス方式。

(※5) H F C…ケーブルテレビの標準的な配線の一つ。伝送路の基幹部分が光ファイバーケーブルで、各家庭までの引込みには同軸ケーブル（電気信号を伝送するための被覆電線）を用いて行う有線による通信サービス方式。

(※6) A D S L…一般の加入電話に使われている一対の電話線を使って、高速なデータ通信を行う有線による通信サービス方式。

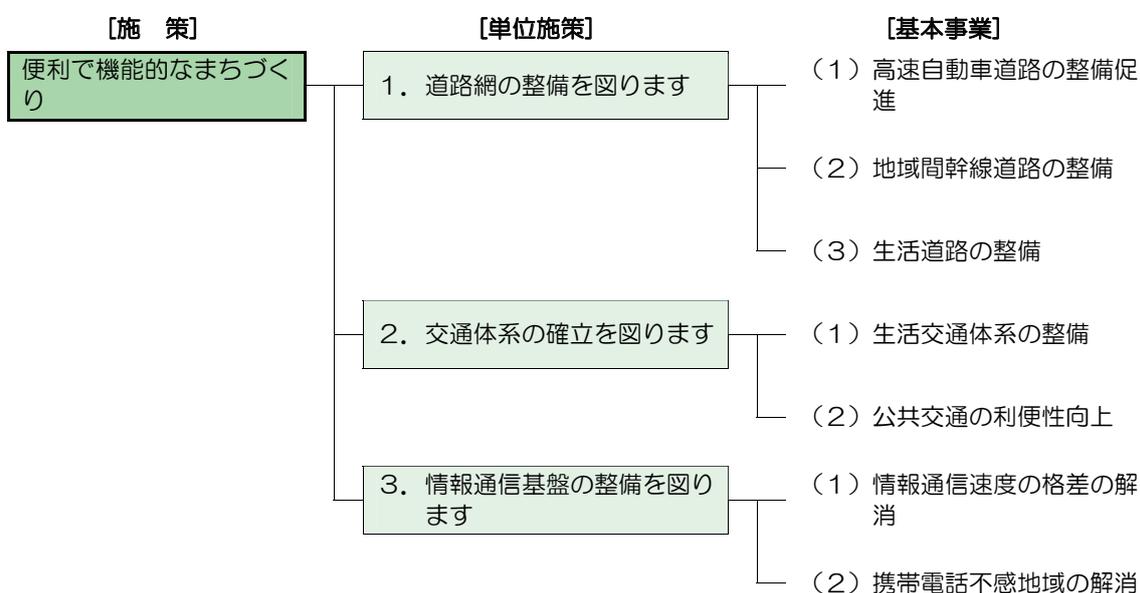
基本方針

近畿自動車道紀勢線や国道42号田辺西バイパスなど、国道や県道をはじめとする主要幹線道路の計画的な整備を促進し、市内外を結ぶ道路ネットワーク網の構築を図るとともに、都市計画道路や市道の整備を進め、道路の利便性や安全性の向上を図ります。

また、道路運送における公共交通体系の整備を図るとともに、他市町村と連携しながら鉄道・航空輸送の維持・確保に努め、市民や来訪者に対する利便性の向上に努めます。

さらに、情報通信の地域間格差を解消するため、情報通信基盤の整備を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 道路網の整備を図ります

(1) 高速自動車道路の整備促進

- 高速道路整備促進関連団体と連携を図り、近畿自動車道紀勢線の4車線化や本市以南の早期整備に向けて取り組みます。

(2) 地域間幹線道路の整備

- 高速道路南紀田辺インターチェンジと市内各地域との連絡道路となる国道42号田辺西バイパスの早期完成を国や県に要望します。
- 地域高規格道路である国道168号の整備促進と、国道311号をはじめ、市内外の各地域を結ぶ国道や主要県道の未改良区間の早期解消を国や県に要望するとともに、その他幹線道路の整備促進に努めます。
- 中心市街地の都市基盤向上を図るため、都市計画道路元町新庄線や外環状線等の整

備を進めます。

- 市街地と山間地域を結ぶ県道平瀬上三栖線^{ひらせかみみす}の整備や、市街地と白浜町・上富田町間における交通の円滑化等を図るための「(仮称) 文里湾横断道路」等の実現に向け、県との連携を強化し、整備促進に努めます。

(3) 生活道路の整備

- 市内の生活道路において、利便性、安全性を確保するため、道路の局部改良や舗装、道路及び橋りょうの維持、交通安全施設の整備など効率的、効果的な整備を進めます。

2. 交通体系の確立を図ります

(1) 生活交通体系の整備

- 住民生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に努めます。
- 市内を運行する路線バスや住民バス、スクールバスとともに、高齢者の外出支援事業、診療所の送迎事業などを含めた公共交通体系について、市全体の総合的な再構築を図ります。
- NPO(※7)などの非営利団体等が実施するボランティア有償運送事業等の導入を促進します。

(※7) NPO…非営利組織・団体。

(2) 公共交通の利便性向上

- 市の玄関口として、紀伊田辺駅前広場におけるバスターミナル等の整備を行い、市民や来訪者に対する利便性の向上に取り組みます。
- JR紀勢本線の利用促進を図るため、JR・県・関係市町村と連携し、利便性や快適性の向上を図ります。
- 県をはじめ、周辺自治体や関係団体との連携により、南紀白浜空港の利用促進と観光を中心とした産業振興につながる臨時便の就航などに取り組みます。

3. 情報通信基盤の整備を図ります

(1) 情報通信速度の格差の解消

- 地域によって異なる情報通信速度の格差の解消を図るため、超高速ブロードバンド基盤の整備を民間通信事業者に要望します。

(2) 携帯電話不感地域の解消

- 携帯電話不感地区解消のため、基地局等の整備を携帯電話事業者に要望します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
高速道路の整備進捗率(田辺～すさみ間)	22% (平成 22 年度末)	100.0%
都市計画道路の整備進捗率	35.7% (平成 22 年度末)	38.5%
市道改良率	41.0% (平成 22 年度末)	42.0%
交通空白地域数	4 地域 (平成 22 年度末)	0 地域
超高速ブロードバンド(FTTH・HFC)基盤整備地域の世帯数の割合	96.0% (平成 22 年度末)	100.0%
携帯電話の不感地区数	22 地区 (平成 22 年度末)	9 地区

第4節 魅力あふれるまちづくり

現況と課題

本市の市街地、とりわけ中心市街地については、長い歴史の中で交通や商業、経済の要として機能してきました。しかし近年、交流人口や流入人口の減少から地域活動の希薄化や地区住民の高齢化が進行しており、更には商店経営者の高齢化及び後継者不足から空き店舗が増加するなど、地域に元気がなくなってきました。

都市基盤については、特に交通の拠点となる紀伊田辺駅周辺において、その整備の遅れから交通混雑を招いている箇所や歩道等の未設置区間があり、市民や来訪者が円滑かつ安全に中心市街地を回遊する環境が整っていません。

こうした中、本市では、市街地を魅力あるエリアとして整備するため、個別の都市計画の決定や変更の方針などを示した「田辺市都市計画マスタープラン」を作成するとともに、平成 21 年 3 月には、都市機能の向上と自然と歴史を生かしたまちづくりを目指して、「田辺市中心市街地活性化基本計画」を作成し、街なか環境の整備や商業機能の再構築によるにぎわいの創出、都市基盤整備の推進による街なか居住の促進を目標に各種事業を展開し、街なかから元気を取り戻していこうとしています。

特に、この計画において、本市の玄関口とも言える紀伊田辺駅前広場の整備については、駅利用者の利便性の向上やバリアフリー(※1)化と併せて、交通体系の円滑化や景観整備を図るとともに、中心市街地の活性化を視野に入れた整備方針を確立する必要があります。魅力ある駅前広場を整備することで、本市への来訪者に対する情報提供機能の向上も見込まれるなど、都市環境機能をこれまで以上に高めることが可能となります。さらに、紀伊田辺駅へのアクセス道路である都市計画道路元町新庄線の湊交差点からつぶり坂までの区間についても、引き続き整備を進める必要があります。

山村地域の集落については、就業機会の減少をはじめ、空き家や耕作放棄地の増加、鳥獣被害の発生のほか、交通手段の確保、医療・福祉などの各種生活支援サービスや郵便・金融サービスなどの提供について、採算性や効率性の面から十分な水準が確保できていない状況となっており、今後も人口減少や高齢化の継続的な進行により、地域としての自立や維持が困難になることが危惧されている中で、新たな地域社会の維持・形成の仕組みづくりや社会的サービスの提供方法が求められています。さらに、水道施設や道路、用排水路の維持・管理、土砂災害の防止や生物多様性の確保、集落景観の維持など安心して安定した生活を営み続けるための対策が必要となっています。

定住支援については、移住希望者から寄せられる様々な相談に対して、ワンストップパーソナル方式(※2)により対応していますが、平成 19 年度からは関係機関・関係団体と共に田辺市定住支援協議会を組織し、受入れ体制の充実を図っています。また、平成 20 年度からはインターネットでも情報提供を行うとともに、その翌年には、龍神・本宮地域に短期滞在施設を設置するなど、定住しやすい環境づくりに努めていますが、移住者の安定した収入の確保が大きな課題となっています。

こうした中、集落の維持や活性化を図るため、国において集落支援員制度が創設され、山村地域の支援に取り組むとともに、平成 22 年 3 月には「過疎地域自立促進特別措置法」

の改正が行われ、6年間の執行期限の延長や過疎対策事業債のソフト事業への充当が認められるなど、過疎対策の流れは大きく変化しています。

図表 山村振興地域で高齢化率が50%を超える集落(自治会)数(各年3月末現在) (単位:自治会)

地域	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
田辺地域	0	0	0	0	0
龍神地域	2	2	3	3	4
中辺路地域	8	9	12	10	11
大塔地域	12	13	13	13	14
本宮地域	18	20	21	23	22
合計	40	44	49	49	51

資料:市山村林業課

平成22年度における本市の土地の主な利用形態については、農用地 37.00 ㎥ (3.6%)、森林 914.95 ㎥ (89.1%)、住宅地や工業用地等の宅地 12.66 ㎥ (1.2%) となっており、平成17年度と比較して、農用地で0.45 ㎥増、森林で1.7 ㎥減、宅地で0.39 ㎥増となっています。

土地は、限られた貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠な基盤であることなど、公共の利害に関係する特性を有していることから、公共の福祉の優先、適正かつ計画に従った利用、投機的取引の抑制を図ることなどを基本理念とした「土地基本法」が制定されるとともに、「国土利用計画法」により一定規模以上の土地取引の届出が義務付けられ、土地利用の審査を行っています。

図表 利用区分毎の土地利用状況(各年10月1日現在) (単位:㎥)

年	農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
平成17年	36.55	916.65	18.93	18.45	12.27	23.89	1,026.74
平成22年	37.00	914.95	18.58	19.51	12.66	24.07	1,026.77

資料:和歌山県土地利用状況把握調査

本市では、建物に対して一定の基準で番号を付けることにより、分かりやすいまちにしていく住居表示事業に取り組んでおり、平成23年3月末現在で全体計画面積 8.76 ㎥のうち、7.77 ㎥ (進捗率 88.7%) において実施しています。

また、平成22年5月には、限りある国土の有効利用と保全のため、「第6次国土調査事業10箇年計画」が閣議決定され、今後も計画的かつ迅速に地籍調査の促進を図ることが確認されており、本市においても適切な土地の有効利用を図り、行政運営等の基礎資料とするため、地籍調査事業に取り組んでいます。

現在、土地に関する記録として法務局に備え付けられている地図(公図)の多くは、明治時代の地租改正によって作られた図面を基礎としたもので、当時の測量技術の低さやその後の管理が不十分であったことなどから、土地の形状や面積など現地の実態と大きく異なっている場合があり、土地取引の際にトラブルの原因となるなど円滑な土地利用の妨げとなっていますが、地籍調査の実施に伴い、地籍(土地の境界・面積・形状等)の明確化が

図られることで効率的な土地の利用や取引が可能となり、公共事業や災害復旧の円滑化などにも大きな効果が期待できます。

本市では、平成 23 年 3 月末現在で国有林等を除いた要調査面積 940.06 ㎥のうち、192.65 ㎥（進捗率 20.5%）の調査を完了していますが、地籍調査への着手が遅かった地域もあり、進捗率については全国平均の 49%（和歌山県平均 27.6%）と比較して大きく下回っており、道路や環境整備、災害対策（津波対策）への対応が必要な市街地はもとより、高齢化の進行により境界確認が困難になりつつある山間部においても早急な取組が求められている中で、進捗率の向上が大きな課題となっています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成 22 年度
中心市街地に魅力があると思う市民の割合	13%
山村地域の振興や活性化が図られていると思う市民の割合	17%

(※1)バリアフリー…高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

(※2)ワンストップパーソン方式…移住希望者からの相談や空き家探し、移住までを同一人物で対応すること。

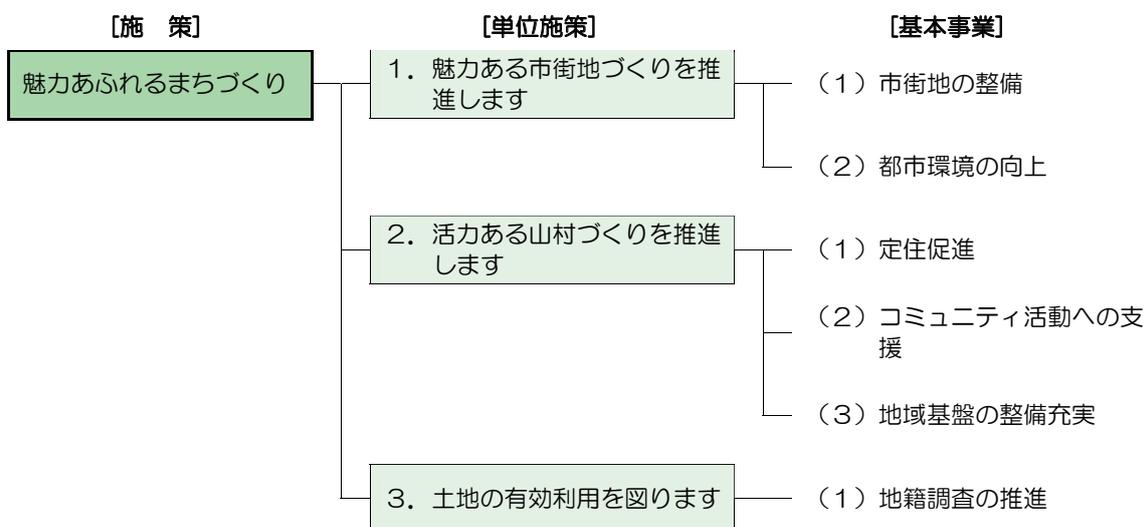
基本方針

田辺らしい都市景観の形成を図り、新旧が調和した魅力ある市街地づくりを推進するとともに、市街地中心部の道路や住環境の整備を進め、空洞化が進む中心市街地の活性化を図ります。

山村地域においては、多様な資源の活用と里山などの環境の保全を図るとともに、産業基盤や生活環境基盤を整備・充実し、定住を促進するなど活力ある山村づくりを推進します。

また、土地の有効利用の基礎となる地籍調査を積極的に推進します。

施策体系



施策の展開

1. 魅力ある市街地づくりを推進します

(1) 市街地の整備

- 魅力ある都市景観づくりに取り組むとともに、紀伊田辺駅前広場の整備を推進し、周辺住民をはじめ駅利用者や来訪者に対する利便性の向上を図ります。
- 市街地を回遊することができる歩行空間の確保や、安心して買物ができるコミュニティ道路の整備に取り組みます。
- 空洞化が顕著な中心市街地において、道路や水路等の都市基盤整備を推進することにより、良好な居住環境を確保し人口の増加を促進します。
- 扇ヶ浜総合整備については、防災機能も兼ね備えた魅力ある海浜親水拠点として、引き続き県と連携しながら事業の推進に努めます。

(2) 都市環境の向上

- 都市計画道路の整備に併せて歩行空間を拡張することにより、市民が憩い、やすらぎ、にぎわうことのできる場所の確保を図ります。
- 市街地の景観向上やバリアフリー環境を維持するため、放置自転車等を適正に管理するなど都市環境の向上を図ります。
- 住所が入り組んでいたり、順序良く並んでいない市街地や大規模な宅地造成地において、引き続き地元の合意を得ながら住居表示整備事業を推進します。

2. 活力ある山村づくりを推進します

(1) 定住促進

- 第一次産業への就業支援を行い、担い手の確保と就業機会の創出を図ります。
- 県外からの移住者の受入れを推進するため、県が取組を進めているわかやま田舎暮らし支援事業に参画し、都市での説明会やインターネットなどによるU・J・Iターンに関する総合的な情報の発信に取り組みます。
- 田辺市定住支援協議会による定住支援の強化をはじめ、短期滞在施設や定住促進住宅の整備・充実を図るなど、移住希望者に対する総合的な受入れ体制の整備を推進します。

(2) コミュニティ活動への支援

- 山村地域の活性化や活力の維持向上を図るため、地域おこしイベントや地域の特性を生かした活動交流事業などを支援します。
- 市街地の住民と過疎地域の住民の交流を図る取組を推進するとともに、集落支援員による様々な支援を実施します。

(3) 地域基盤の整備充実

- 簡易水道や浄化槽の給排水施設の整備をはじめ、公営住宅やコミュニティ施設の改修など快適な生活環境づくりを図ります。
- 里山生活空間保全事業を活用し、災害や鳥獣害から建物等を守ります。

3. 土地の有効利用を図ります

(1) 地籍調査の推進

- 土地取引の円滑化や権利関係の明確化、公共事業や災害復旧の効率化を図るための基礎となる地籍調査を推進します。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
中心市街地活性化基本計画区域内の休日における歩行者・自転車の通行量	2,860 人/日 (平成 22 年度)	3,200 人/日
市を通じた定住者数	58 人 (平成 22 年度末)	210 人
地籍調査の進捗率	20.5% (平成 22 年度末)	30.0%

第6章 市民と行政が共につくるまち

第1節	市民が参画するまちづくり	139
第2節	健全に行財政を運営するまちづくり	143

第1節 市民が参画するまちづくり

現況と課題

協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民の積極的な参加を促進し、市民の創意と工夫をまちづくりに生かすことが大切です。

本市からの情報発信については、広報紙「広報田辺」の充実が不可欠であり、紙面への市民参加の促進をはじめ、レイアウト(※1)の工夫や文字の拡大等により、読みやすく、親しみやすい紙面づくりを目指すとともに、点字広報や声の広報による広報活動を進めています。

また、情報の発信はもとより情報交流の手段として、本市のホームページの活用にも積極的に取り組んでいます。情報化社会に対応した情報発信手段等の更なる高度化に努めるとともに、市民が親しみやすい広報活動をより一層推進していく必要があります。

一方、住民に密着した行政サービスや特色ある地域づくりを進めていくためには、直接多くの市民の意見等を聞き、市政への反映に努めることが大切であり、市政「未来ポスト」や各行政局管内において市長ふれあい訪問を実施するほか、各種審議会等への市民参加や意見公募手続（パブリックコメント手続）の活用等を促進し、広聴機能を強化していくことが必要です。

さらに、個人情報保護を図りながら、本市の行政施策等に関する情報の公開に努めることにより、公正で透明な行政を推進し、市民による市政への参画を進めていく必要があります。

協働のまちづくりを推進するためには、市民と行政が共通する目的の達成に向けて、お互いの特性を生かせるよう役割分担を明確にした上で、対等なパートナーとして地域におけるサービスの向上を進めることが重要です。そうした協働のまちづくりの一環として既に取り組みされている行政への市民参画活動、自治会(※2)による活動、各種ボランティア活動など、それぞれの団体等が行う個性的な地域づくり活動を更に促進・支援するため「みんなでまちづくり補助金制度」や、市民活動参加者等の事故災害に対する補償を行う「田辺市市民活動災害補償保険（ふれあい保険）制度」など環境整備を進めてきました。

今後は、協働のまちづくりをより具体的に推進するため、平成18年度に策定した「田辺市協働推進指針」を基に、市民と行政の双方の立場から新たな協働事業の提案を行う提案型協働事業の推進など、具体的な協働体制の整備に努める必要があります。

また、全国的に自治会への未加入世帯の問題が生じており、本市においても地域住民同士のつながりが希薄になりがちな状況にあります。東日本大震災や平成23年台風12号の災害における避難や復旧、復興の過程において、地域住民による共助の重要性が改めて確認されています。こうした現状を踏まえ、今後も田辺市自治会連絡協議会と連携を図りながら、自治会への加入を積極的に促進するとともに、更なる住民自治の確立や支援に努めていく必要があります。

地域活動の拠点である自治会館等の整備については、会館等の新築・改修工事、放送設備や消防法に基づく警報設備の設置等への支援を行っていますが、引き続きこうした施設や設備等への支援策を講じる必要があります。

一方、近年多くのNPO(※3)が結成され、市民の主体的、自発的な公益活動が展開されていますが、そうした活動を支援するため、公設民営方式により田辺市市民活動センターを設置し、総合的な市民活動の拠点として市民のニーズに応える事業や市民活動に関する講座、NPO法人の設立や運営に関する支援や助言、情報提供など幅広い活動を推進しています。

市民アンケート調査結果

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
過去1年間に「広報田辺」を見たことがある市民の割合	87%
市の取組に対する市民意見の受入れが十分であると思う市民の割合	18%
市民と行政の連携によるまちづくりができていると思う市民の割合	19%

(※1) レイアウト…配置や配列のこと。

(※2) 自治会…自治会をはじめ、町内会、区会及び常会を言う。

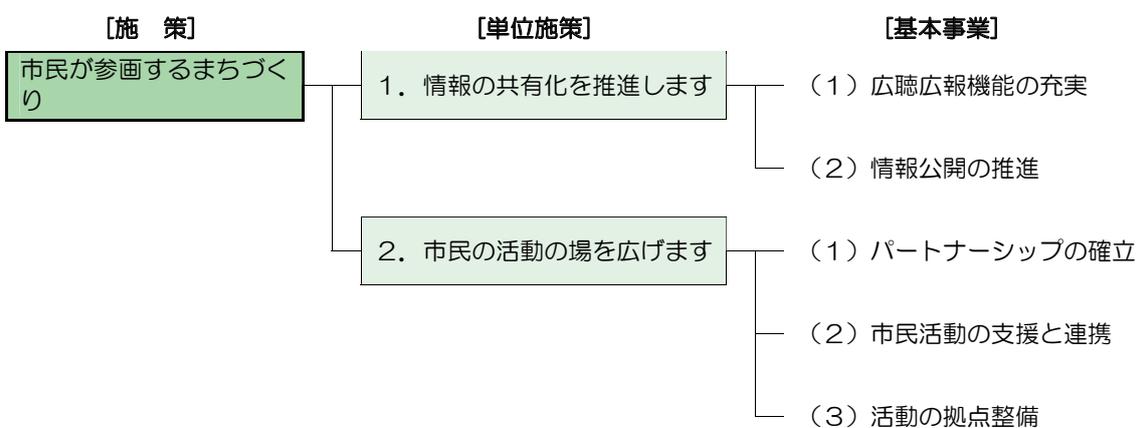
(※3) NPO…非営利組織・団体。

基本方針

公正で開かれた行政の確立に向けて、行政情報の公開に努めるとともに、広聴広報機能を充実し、市民と行政の情報共有を推進します。

また、市民が積極的にまちづくりに参画できる機会や活動の場を広げるとともに、市民活動の促進、住民自治の確立のための環境整備や支援施策を推進します。

施策体系



施策の展開

1. 情報の共有化を推進します

(1) 広聴広報機能の充実

- 市民の需要を的確に把握し、広報紙やホームページ等の内容を充実するとともに、様々な媒体を活用した広報活動に取り組みます。
- 市民参加による広報紙づくりを推進するため、市民レポーター制度を導入します。
- 市民の意見等を的確に把握するため、市政「未来ポスト」や市長ふれあい訪問を実施するほか、各種審議会等への市民参加や意見公募手続の活用等を促進します。

(2) 情報公開の推進

- 公正で透明な行政を積極的に推進し、市民の市政への参加を進めるため、個人情報の保護を図りつつ、田辺市情報公開制度の適切な運用に努めます。

2. 市民の活動の場を広げます

(1) パートナーシップの確立

- 市民と行政の役割分担を明確にし、より充実した公益的サービスを効率的に提供するため、協働体制を強化します。
- 提案型協働事業等の実施により、市民活動団体等が主体的に施策の企画・立案に参画できる機会を設け、民間手法を生かした多様な行政サービスの効率的かつ効果的な提供を目指します。

(2) 市民活動の支援と連携

- 市民の自主的な地域づくりの支援を行うため、市民活動中の事故災害の補償を行う「田辺市市民活動災害補償保険制度」や「みんなでまちづくり補助金制度」等の充実に努めます。
- 田辺市自治会連絡協議会や単位自治会、市民団体等との連携を図り、地域コミュニティの充実と協働事業の展開を促進します。
- 市内にあるNPOや市民活動団体等の相互交流を積極的に促進し、市民活動のより一層の充実・発展に努めます。

(3) 活動の拠点整備

- 地域の振興や福祉の増進、コミュニティ活動の拠点となる自治会館等の新築や改修に係る補助事業等の充実に努めます。
- 田辺市市民活動センターの機能を更に充実させるため、民間手法による長所を最大限に生かしながら、市民が利用しやすく魅力のある拠点づくりに努めます。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
市ホームページ(トップページ)のアクセス件数	23,600 件/月 (平成 22 年度)	30,000 件/月
まちづくり学びあい講座の開催件数	71 件 (平成 22 年度)	150 件
提案型協働事業の提案事業数	2 事業 (平成 22 年度末)	10 事業
田辺市市民活動センターの登録団体数	133 団体 (平成 22 年度末)	150 団体

第2節 健全に行財政を運営するまちづくり

現況と課題

少子高齢化や人口減少社会の到来をはじめとする社会経済情勢の急激な変化や、福祉・環境・教育等に対する住民の価値観、行政サービスに対するニーズの高度化、多様化、地方と国のあり方についての見直しなど、地方行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、時勢を常に注視し、時代の変化に即した効率的、効果的な行財政運営が求められています。

本市の財政運営は、近年の国における地方財政対策の充実や様々な経済対策の実施などにより、比較的安定した状況で推移しており、各種財政指標も改善傾向にあります。しかし、国の財政状況は依然厳しい状況が続いている上、東日本大震災の日本経済に与える影響が懸念され、今後の地方財政制度の動向等も流動的な中、平成23年台風12号の災害による復旧費や復興費の財政負担も加わり、中期的な財政見通しは楽観できない状況にあります。さらに、市町村合併に伴う特例措置が段階的に縮小する平成28年度からは、大変厳しい財政運営を強いられることが想定されます。

こうした中、本市では、平成18年3月に策定した「田辺市行政改革大綱」に基づき、これまで2次にわたり行政改革実施計画を策定し、自治体経営という視点に立って指定管理者制度の導入など様々な取組を進めていますが、将来にわたる市民福祉の向上とまちづくりを持続していくためには、今後とも選択と集中による効率的、効果的な事業実施とともに、事務事業の見直しや合理化、経費の節減などに取り組み、強固な行財政体質の確立を図る必要があります。

また、平成19年4月に「田辺市人材育成基本方針」を策定し、人材育成の具体的方策として、職務上必要な一般的知識及び技能を習得するための一般研修や派遣研修、社会情勢の変化に伴い、全庁的に取り組むべき課題等に対応するための特別研修、更に職員の自主性を尊重し、能力の開発や資質の向上を図るための自己啓発研修等を体系的に実施していますが、今後、職員一人ひとりにこれまで以上に高い使命感と倫理観、優れた判断力や軽快なフットワーク、そして政策形成能力や意識改革等が求められることから、引き続き市民のニーズに柔軟に対応でき、新たな課題等に幅の広い視野を持って積極的に取り組める人材の育成が求められています。

情報化への取組については、これまで整備を進めてきた情報通信基盤と、インターネット等の日々進展する情報通信技術の積極的な活用により、体育施設予約システム、税の電子申告システム、図書館蔵書検索システム及び市議会議事録検索システムの導入など、行政事務の簡素化、効率化とともに、市のホームページを通じた行政情報の提供をはじめとする行政サービスの向上に努めていますが、一方で、不正アクセスなどから個人情報や行政運営上の情報を守るための更なる情報セキュリティ対策の充実が重要な課題となっています。

広域行政の取組については、これまで本市を中心にみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町の1市4町による田辺周辺広域市町村圏組合が休日急患診療所の運営や病院群輪番制の実施、ふるさと市町村圏基金を活用した地域づくり活動への支援等を行っています。

さらに、みなべ町・白浜町・上富田町との1市3町による公立紀南病院組合の運営のほか、ごみ処理・し尿処理・火葬場・老人福祉施設などの運営を周辺自治体との連携により実施しています。

こうした中、今後、一部事務組合の運営のあり方を含めた広域行政全般について検討する必要があるほか、みなべ町以南の地域における最終処分場の整備に取り組む一方、田辺周辺広域圏域での可燃ごみ処理施設の広域化、集約化に向けての検討が課題となっています。

市民アンケート調査結果

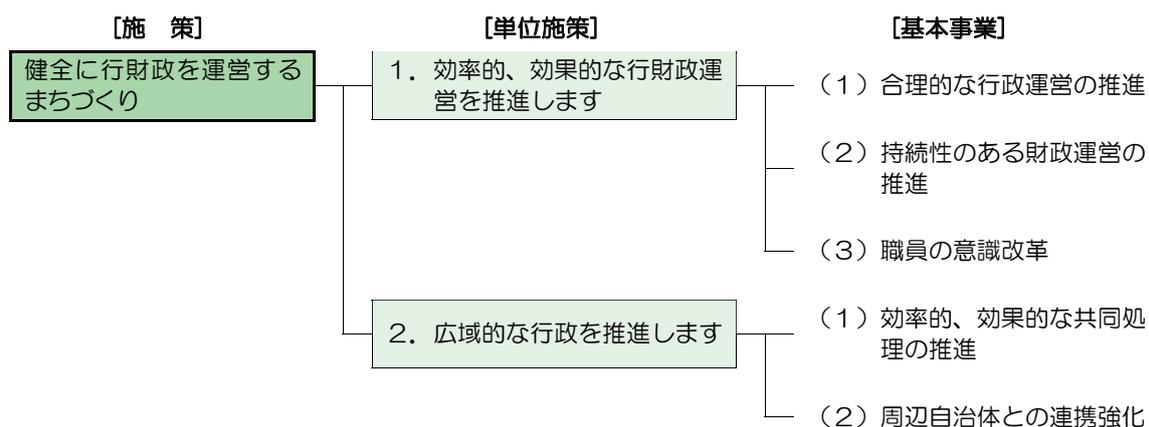
市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
効率的で効果的な行政運営がなされていると思う市民の割合	16%
近隣の町との連携が十分に図られていると思う市民の割合	19%

基本方針

「田辺市行政改革大綱」に基づき、更なる行財政改革に取り組むことにより、時代や需要に即したより良い行政サービスを提供するとともに、行政運営能力の向上と財政基盤の強化を図ります。

また、広域行政事務については、既存の共同処理の再編や強化、更には新たな共同化の検討を行いながら、周辺自治体との連携を推進します。

施策体系



施策の展開

1. 効率的、効果的な行財政運営を推進します

(1) 合理的な行政運営の推進

- 総合計画の施策体系や地域性に対応した市の組織・機構の見直しと、外郭団体や第3セクターなど、市関係団体の組織の見直しや経営の合理化に取り組みます。
- すべての事務事業について、公共関与の妥当性、施策への貢献度、費用対効果、緊急性等の観点から常に見直しを行いながら、整理・統合や新たな事務事業への転換等を積極的に推進する一方、組織・機構の合理化に伴う職員の適正配置に努め、職員数の抑制など適正な定員管理に取り組みます。
- 定型的業務を含めた事務事業について、今後も指定管理者制度の活用をはじめとした民間委託等の推進に取り組みます。
- 職員の給与制度と水準、その運用について検討し、適正化を推進します。
- ホームページの充実や各種申請・届出のオンライン化等、情報系行政サービスの向上に努めます。
- 個人情報保護のため、適正な情報管理と情報セキュリティ対策※1を推進します。
- 行政運営の透明性、公平性を確保するため、情報の公開に努めるとともに、広く市民の意見を収集し反映できる仕組みを推進します。

(※1) 情報セキュリティ対策…通信回線などを經由してコンピューターに対して違法な攻撃を仕掛けてくるコンピューターウイルスや不正侵入に対して防御すること。

(2) 持続性のある財政運営の推進

- 合併特例期間の終了後を見据え、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営を行います。
- 更なる自主財源の確保に努めるとともに、各種事業の推進に当たっては、国や県の補助制度や有利な地方債制度の活用等により、効果的な財源確保を図ります。また、住民負担の公平性の観点から、使用料等について受益者負担の適正化に努めます。
- 限られた財源を効率的に活用するため、常に事務事業の見直しを図るとともに、徹底したコスト削減に努めます。
- 市債残高の削減を図るため、選択と集中による効率的な事業実施等により、健全で計画的な市債の運用に努めます。
- 市の財政に対する市民の理解を深めるため、財政状況や財務諸表などより分かりやすい財政情報の公表に努めます。

(3) 職員の意識改革

- 多様化する住民ニーズを的確に把握し、新たな課題等に主体的、積極的に取り組める人材を育成するため、「田辺市人材育成基本方針」に基づき、職員研修を計画的、効果的に実施します。また、田辺市職員提案制度の実施により職員の幅の広い視点に立った企画能力の向上を図るとともに、住民サービスや事務効率の向上を図ります。

- 職員の能力開発、実力・実績に基づく公正な処遇、適材適所の人事管理を目指し、人事評価システムの確立を目指します。
- 能力と意欲のある人材の登用を推進するとともに、女性職員のより一層の職域拡大を図ります。

2. 広域的な行政を推進します

(1) 効率的、効果的な共同処理の推進

- 一部事務組合等によって処理している事務について、状況に対応した事務の再編・強化と新たな共同処理の可能性を検討します。
- 周辺自治体等と連携し、最終処分場の整備を推進します。
- 田辺周辺広域圏域での可燃ごみ処理施設の広域化、集約化に向けた取組を進めます。

(2) 周辺自治体との連携強化

- 関西広域連合など今後も進む地方行政の広域化と地方分権の流れに留意し、効率的な行政運営を図るため、周辺自治体との連携を密にし、事務事業の共同化などに取り組みます。
- 社会経済情勢の変動等による、防災・医療・産業など広域的な行政課題に対応するため、周辺自治体との適切な役割分担のもと連携を図ります。

主な取組目標

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
届出・申請のオンライン利用率(体育施設使用申請)	14.6% (平成22年度)	20.0%
届出・申請のオンライン利用率(地方税申告手続)	20.9% (平成22年度)	25.0%
実質公債費比率(※2)	17.3% (平成22年度)	17.0%

(※2) 実質公債費比率…公債費、公営企業の公債費に充てるための繰出金、一部事務組合の公債費に充てるための負担金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合(3年間の平均)。早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%。

参 考 資 料

諮問書・答申書	1 4 9
後期基本計画策定経過	1 5 0
田辺市総合計画審議会委員名簿	1 5 1
田辺市総合計画審議会条例	1 5 2
後期基本計画市民アンケート調査結果一覧	1 5 4
後期基本計画主な取組目標一覧	1 6 0

諮問書・答申書

田 企 第 18 号

平成 23 年 4 月 15 日

田辺市総合計画審議会

会長 池田 裕明 様

田辺市長 真砂 充敏

第 1 次田辺市総合計画後期基本計画について（諮問）

田辺市総合計画審議会条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 14 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

第 1 次田辺市総合計画後期基本計画について、貴審議会の意見を問います。

平成 24 年 1 月 20 日

田辺市長 真砂 充敏 様

田辺市総合計画審議会

会長 池田 裕明

第 1 次田辺市総合計画後期基本計画について（答申）

平成 23 年 4 月 15 日付け田企第 18 号で諮問のありました「第 1 次田辺市総合計画後期基本計画」について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

なお、後期基本計画の推進に当たっては、審議過程で出された意見を十分尊重するとともに、各種施策の着実な実現に努めるようお願いします。

後期基本計画策定経過

平成22年

- 10月20日
) 後期基本計画策定に係る市民アンケートの実施
11月15日

平成23年

- 2月 7日 第1回後期基本計画策定委員会及び第1回同専門部会（合同会議）
4月15日 第1回田辺市総合計画審議会（全体会）
 市長から田辺市総合計画審議会に対して諮問
6月21日 第2回後期基本計画策定委員会専門部会
7月19日 第2回後期基本計画策定委員会
8月 5日 田辺市総合計画審議会 第1回活力・快適部会
8月 6日 田辺市総合計画審議会 第1回安心・安全部会
 " 田辺市総合計画審議会 第1回人・協働部会
9月 1日 第2回田辺市総合計画審議会（全体会）
10月 7日
) 後期基本計画（案）に係る市民意見募集
11月 7日
11月17日 第3回後期基本計画策定委員会及び第3回同専門部会（合同会議）
11月30日 第3回田辺市総合計画審議会（全体会）

平成24年

- 1月20日 田辺市総合計画審議会から市長に対して答申

田辺市総合計画審議会委員名簿

職名	氏名	部会	備考
会長	池田 裕明	—	和歌山県立医科大学教授
副会長	良原 昌子	安心・安全	田辺市社会福祉協議会
委員	池田 和隆	人・協働	田辺市保育所保護者会連合会
〃	泉 房次郎	人・協働	田辺市自治会連絡協議会
〃	稲垣 恵美子	安心・安全	地域審議会
〃	木下 吉雄	活力・快適	田辺市水産振興会
〃	栗栖 健二	安心・安全	自主防災会連絡委員会
〃	桑原 久仁夫	人・協働	田辺市体育連盟
〃	坂本 みや子	活力・快適	田辺市環境美化連絡協議会
〃	坂本 雄治	人・協働	田辺市人権擁護連盟
〃	柴田 祐三	活力・快適	公募委員
〃	須本 起代子	人・協働	田辺市男女共同参画懇話会
〃	多田 稔子	活力・快適	田辺市熊野ツーリズムビューロー
〃	田中 稔	安心・安全	田辺市身体障害者連盟
〃	千品 雅彦	人・協働	特定非営利活動法人市民フォーラム田辺
〃	辻 薫	安心・安全	田辺市医師会
〃	藤堂 俊隆	人・協働	田辺市文化協会
〃	那須 敏夫	活力・快適	西牟婁森林組合
〃	畑谷 倫成	人・協働	公募委員
〃	花本 健	活力・快適	広域商工会くまの協議会
〃	濱口 公一	活力・快適	田辺商工会議所
〃	二村 茂	安心・安全	田辺市老人クラブ連合会連絡協議会
〃	堀本 和男	人・協働	田辺市PTA連合会
〃	松井 夕起	人・協働	田辺市青年ネットワーク
〃	山本 慶崇	活力・快適	紀南農業協同組合
〃	湯場 敦	安心・安全	田辺地域労働者福祉協議会

役職等の異動により途中で退任された委員

	谷本 喜典	人・協働	田辺市保育所保護者会連合会
--	-------	------	---------------

田辺市総合計画審議会条例

制定 平成 17 年 5 月 1 日 条例第 14 号

改正 平成 19 年 12 月 28 日 条例第 30 号

平成 23 年 7 月 20 日 条例第 11 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査審議するため、田辺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の総合計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日条例第 30 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 20 日条例第 11 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

後期基本計画市民アンケート調査結果一覧

第1章 人をはぐくむまち

第1節 人を大切にするまちづくり

25ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
身の回りで人権が守られていると思う市民の割合	68%
男女が共に責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力が発揮できていると思う市民の割合	52%

第2節 子供をはぐくむまちづくり

29ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
小・中学校の施設や教育内容が充実していると思う市民の割合	45%
子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっていると思う市民の割合	43%

第3節 文化のかおるまちづくり

36ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
南方熊楠翁や植芝盛平翁について、またその功績を知っている市民の割合	71%
田辺市は芸術の鑑賞や文化の活動機会に恵まれたまちだと思う市民の割合	37%
世界遺産など文化財が大切に保存されていると思う市民の割合	64%

第4節 学びを支えるまちづくり

41ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
誰もが、いつでも、気軽に学習できる環境が整っていると思う市民の割合	34%
誰もが、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っていると思う市民の割合	34%

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていると思う市民の割合	23%

第2章 安心して暮らせるまち

第1節 地域福祉をはぐくむまちづくり

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
公共施設や道路などのバリアフリーが十分であると思う市民の割合	22%

第2節 健康に暮らせるまちづくり

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
健康診査や各種がん検診を進んで受診したいと思う市民の割合	73%
休日や夜間を含めて医療を受けやすい環境が整っていると思う市民の割合	40%

第3節 子育てを支えるまちづくり

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
子育てに関する相談や医療給付などの支援制度が充実していると思う市民の割合	32%
乳児保育や延長保育など保育サービスが充実していると思う市民の割合	28%
妊娠・出産・育児期における健康診査など子供が健やかに育つ支援制度が充実していると思う市民の割合	34%

第4節 障害者が安心して暮らせるまちづくり

64ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
障害者の方々の就労など自立や社会参加ができる環境が整っていると思う市民の割合	24%
障害者の方々が日常生活を営むためのサービスが充実していると思う市民の割合	23%

第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

69ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
高齢者の方々の就労など社会参加が図られていると思う市民の割合	19%
高齢者の方々が住み慣れた地域で在宅生活を営むためのサービスが充実していると思う市民の割合	30%

第6節 生活を支えるまちづくり

73ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
雇用対策や勤労者福祉が充実していると思う市民の割合	10%

第3章 安全で住みよいまち

第1節 災害に強いまちづくり

81ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
過去1年間に防災訓練に参加したことがある市民の割合	31%
災害発生時の避難施設や避難路を知っている市民の割合	70%
地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしている市民の割合	26%
災害時の避難対策や水道などのライフラインの確保は十分であると思う市民の割合	25%
自宅の建物について、耐震改修などの地震対策を実施している市民の割合	26%
自宅に住宅用火災警報器を設置している市民の割合	55%

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
交通ルールや交通マナーが十分守られていると思う市民の割合	31%
田辺市は犯罪が少なく安全なまちであると思う市民の割合	63%
多重債務者や悪質商法などの相談窓口の対応や情報提供が十分なされていると思う市民の割合	17%

第4章 活力みなぎる産業のまち

第1節 農林水産業を大切にすまちづくり

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
梅・かんきつを中心とした足腰の強い農業の振興が図られていると思う市民の割合	37%
森林資源の循環と保全が両立した林業の振興が図られていると思う市民の割合	19%
恵まれた水産資源を生かす漁業の振興が図られていると思う市民の割合	20%

第2節 地域産業を活性化すまちづくり

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
地域の特性を生かした商工業の振興が図られていると思う市民の割合	20%
商店街地域ににぎわいがあると思う市民の割合	6%

第3節 交流型観光を推進すまちづくり

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
質の高い観光の振興が図られていると思う市民の割合	18%

第5章 快適な環境のまち

第1節 環境にやさしいまちづくり

115ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
過去1年間にクリーン作戦などの環境美化活動に参加したことがある市民の割合	36%
日頃からごみ減量やリサイクルを心がけ、実践している市民の割合	85%

第2節 うるおいとやすらぎのあるまちづくり

123ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
身近な場所に公園や緑地があり、市民が憩える環境が整っていると思う市民の割合	39%

第3節 便利で機能的なまちづくり

126ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
幹線道路や生活道路が十分に整備されていると思う市民の割合	40%
路線バスや住民バスなどの公共交通が充実していると思う市民の割合	26%
自宅でパソコンによるインターネットを使用している市民の割合	47%

第4節 魅力あふれるまちづくり

133ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
中心市街地に魅力があると思う市民の割合	13%
山村地域の振興や活性化が図られていると思う市民の割合	17%

第6章 市民と行政が共につくるまち

第1節 市民が参画するまちづくり

139ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
過去1年間に「広報田辺」を見たことがある市民の割合	87%
市の取組に対する市民意見の受入れが十分であると思う市民の割合	18%
市民と行政の連携によるまちづくりができていると思う市民の割合	19%

第2節 健全に行財政を運営するまちづくり

143ページ

市民満足度・認識度・実践度	平成22年度
効率的で効果的な行政運営がなされていると思う市民の割合	16%
近隣の町との連携が十分に図られていると思う市民の割合	19%

後期基本計画主な取組目標一覧

第1章 人をはぐくむまち

第1節 人を大切にするまちづくり

25ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
市から企業研修への講師派遣回数	8回 (平成22年度)	12回
地域別人権学習会の参加人数	1,628人 (平成22年度)	2,000人
各種審議会等における女性委員の割合	27.9% (平成22年度末)	30.0%

第2節 子供をはぐくむまちづくり

29ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
学校開放月間における小・中学校への来校者数	13,529人 (平成22年度)	15,000人
学校給食における地場産物の使用割合(品目ベース)	29.0% (平成22年度)	40.0%
小・中学校の非木造校舎における耐震化率	71.6% (平成22年度末)	100.0%
不登校児童・生徒の割合	小学校 0.26% 中学校 2.16% (平成22年5月)	小学校 0.23% 中学校 2.00%
田辺市不審者情報連絡システム(安心・安全メール)の登録者数	1,692件 (平成22年度末)	1,800件
児童館の利用者数	27,866人 (平成22年度)	30,000人
田辺市青少年育成市民会議が主催する事業の参加者数	250人 (平成22年度)	300人

第3節 文化のかおるまちづくり

36ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
南方熊楠顕彰館の入館者数	9,029人 (平成22年度)	10,000人
田辺市立美術館、熊野古道なかへち美術館の入館者数	10,986人 (平成22年度)	13,000人

文協フェスティバルの来場者数	4,744 人 (平成 22 年度)	5,200 人
田辺市美術展覧会における公募作品展示数	205 点 (平成 22 年度)	230 点

第 4 節 学びを支えるまちづくり

41ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
地域コーディネーター養成講座、まちづくり市民カレッジ修了生数	103 人 (平成 22 年度末)	190 人
スポーツ指導者講習会・研修会の参加者数	88 人 (平成 22 年度)	200 人
公民館の利用者数	159,669 人 (平成 22 年度)	160,000 人
田辺市生涯学習センターの利用者数	83,289 人 (平成 22 年度)	85,000 人
市民一人当たりの図書貸出冊数	3.0 冊 (平成 22 年度)	5.5 冊
体育施設案内・予約システムの登録団体数	1,811 団体 (平成 22 年度末)	3,000 団体

第 5 節 国際化に対応するまちづくり

46ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
国際理解推進事業の参加者数	217 人 (平成 22 年度)	280 人
田辺市国際交流センターへの来訪者数	1,720 人 (平成 22 年度)	2,000 人

第 2 章 安心して暮らせるまち

第 1 節 地域福祉をはぐくむまちづくり

51ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
各地域における高齢者が集ういきいきサロンの開設数	27 か所 (平成 22 年度末)	33 か所

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
胃がん検診受診率	11.5% (平成22年度)	30.0%
大腸がん検診受診率	13.8% (平成22年度)	30.0%
肺がん検診受診率	13.2% (平成22年度)	30.0%
子宮がん検診受診率	28.3% (平成22年度)	30.0%
乳がん検診受診率	19.8% (平成22年度)	30.0%
自殺者数(人口を10万人で換算した場合)	29.1人 (平成22年)	23.4人
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当率	22.6% (平成22年度)	19.5%
心肺停止救急事案における市民の応急手当実施率	68.0% (平成22年度末)	80.0%

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
初妊婦家庭のパパママ教室の参加率	24.4% (平成22年度)	30.0%
4か月児健診受診率	99.5% (平成22年度)	100.0%
1歳6か月児健診受診率	99.0% (平成22年度)	100.0%
3歳児健診受診率	95.7% (平成22年度)	100.0%
児童虐待防止講演会の参加者数	67人 (平成22年度)	150人

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
移動支援事業の利用者数	189人 (平成22年度)	254人
障害者相談支援事業の利用件数	5,024件 (平成22年度)	6,000件
居宅介護(ホームヘルプサービス)の利用者数	1,348人 (平成22年度)	2,244人
生活介護サービスの利用者数	1,934人 (平成22年度)	2,844人
就労継続支援事業の利用者数	2,458人 (平成22年度)	4,764人
福祉施設利用者の一般就労移行者数	9人 (平成22年度)	12人
共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)の利用者数	854人 (平成22年度)	1,716人
入所支援施設の入所者数	143人 (平成22年度末)	131人

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
緊急通報装置を設置している世帯数	700世帯 (平成22年度末)	750世帯
在宅高齢者宅の訪問件数	11,028件 (平成22年度末)	12,000件
介護予防教室の参加者数	612人 (平成22年度)	1,000人
家族介護教室の参加者数	210人 (平成22年度)	300人

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
雇用促進奨励金制度の利用者数	9人 (平成22年度)	20人
国民健康保険事業における一人当たり医療費の全国平均を1とした場合の指数	0.932 (平成22年度)	0.932

第3章 安全で住みよいまち

第1節 災害に強いまちづくり

81ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
防災学習会の参加者数	2,200人 (平成22年度)	2,600人
自主防災組織の結成率	92.6% (平成22年度末)	100.0%
木造住宅の耐震診断率	56.8% (平成22年度末)	100.0%
海拔表示板の設置数	334か所 (平成22年度末)	534か所
幼年消防クラブの結成数	10団体 (平成22年度末)	20団体
消防団員数	1,012人 (平成22年度末)	1,050人

第2節 日々の暮らしを守るまちづくり

90ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
交通安全教室を開催した小・中学校数	40校 (平成22年度)	45校
防犯灯の設置数	6,746基 (平成22年5月)	7,000基
自主防犯組織の団体数	17団体 (平成22年度末)	30団体

第4章 活力みなぎる産業のまち

第1節 農林水産業を大切にすまちづくり

97ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
梅の収穫量	16,400トン (平成22年)	23,000トン
梅生育不良新規発生本数	1,476本 (平成22年度)	1,300本
認定農業者件数	273件 (平成22年度末)	278件
搬出間伐した面積	172.3ha (平成22年度)	250.0ha
林道延長	482,610m (平成22年度末)	491,516m

紀州備長炭生産量	367トン (平成 22 年)	400トン
漁獲量	5,013トン (平成 22 年)	5,360トン

第 2 節 地域産業を活性化するまちづくり

105ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
中心市街地活性化基本計画区域内の休日における歩行者・自転車の通行量	2,860 人/日 (平成 22 年度)	3,200 人/日
1事業所当たりの年間商品販売額	12,607 万円 (平成 18 年度)	12,700 万円
1事業所当たりの年間製造品出荷額	19,618 万円 (平成 21 年)	19,700 万円
市が仲介する商談会への参加事業所数	6 事業所 (平成 22 年度)	9 事業所

第 3 節 交流型観光を推進するまちづくり

109ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
田辺市熊野ツーリズムビューローのホームページアクセス件数	150,000 件 (平成 22 年度)	200,000 件
観光客数(日帰り・宿泊を含む)	3,514 千人 (平成 22 年)	3,700 千人

第 5 章 快適な環境のまち

第 1 節 環境にやさしいまちづくり

115ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成 27 年度)
一斉清掃の参加者数	8,574 人 (平成 22 年度)	9,000 人
生活排水処理率	49.4% (平成 22 年度末)	59.7%
市民一人当たりのごみ排出量	1,010g/人・日 (平成 22 年度)	967.6g/人・日
ごみのリサイクル率	21.8% (平成 22 年度)	25.5%
最終処分量	18.5% (平成 22 年度)	12.9%

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
都市計画区域内における人口一人当たりの都市公園面積	9.3 m ² /人 (平成22年度末)	15.2 m ² /人
緑化推進団体数	71 団体 (平成22年度)	75 団体

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
高速道路の整備進捗率(田辺～すさみ間)	22% (平成22年度末)	100.0%
都市計画道路の整備進捗率	35.7% (平成22年度末)	38.5%
市道改良率	41.0% (平成22年度末)	42.0%
交通空白地域数	4 地域 (平成22年度末)	0 地域
超高速ブロードバンド(FTTH・HFC)基盤整備地域の世帯数の割合	96.0% (平成22年度末)	100.0%
携帯電話の不感地区数	22 地区 (平成22年度末)	9 地区

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
中心市街地活性化基本計画区域内の休日における歩行者・自転車の通行量	2,860 人/日 (平成22年度)	3,200 人/日
市を通じた定住者数	58 人 (平成22年度末)	210 人
地籍調査の進捗率	20.5% (平成22年度末)	30.0%

第6章 市民と行政が共につくるまち

第1節 市民が参画するまちづくり

139ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
市ホームページ(トップページ)のアクセス件数	23,600件/月 (平成22年度)	30,000件/月
まちづくり学びあい講座の開催件数	71件 (平成22年度)	150件
提案型協働事業の提案事業数	2事業 (平成22年度末)	10事業
田辺市市民活動センターの登録団体数	133団体 (平成22年度末)	150団体

第2節 健全に行財政を運営するまちづくり

143ページ

取組内容	現状値	目標値 (平成27年度)
届出・申請のオンライン利用率(体育施設使用申請)	14.6% (平成22年度)	20.0%
届出・申請のオンライン利用率(地方税申告手続)	20.9% (平成22年度)	25.0%
実質公債費比率	17.3% (平成22年度)	17.0%

第1次田辺市総合計画(後期基本計画)
平成24年3月

発行 田辺市

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-22-5300 (代)

URL <http://www.city.tanabe.lg.jp/>

編集 企画部企画広報課



田辺市